

自己点検・評価報告書



THE UNIVERSITY OF SHIMANE
公立大学法人 島根県立大学

目 次

| | |
|--------------------------|-----|
| 序章 | 1 |
| 本章 | |
| 1. 理念・目的 | 2 |
| 2. 教育研究組織 | 7 |
| 3. 教員・教員組織 | 13 |
| 4. 教育内容・方法・成果 | |
| 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 | 19 |
| 教育課程・教育内容 | 27 |
| 教育方法 | 36 |
| 成果 | 45 |
| 5. 学生の受け入れ | 50 |
| 6. 学生支援 | 61 |
| 7. 教育研究等環境 | 69 |
| 8. 社会連携・社会貢献 | 78 |
| 9. 管理運営・財務 | |
| 管理運営 | 84 |
| 財務 | 91 |
| 10. 内部質保証 | 96 |
| 終章 | 101 |

序 章

島根県立大学は、平成5年に開学した島根県立国際短期大学を母体として、平成12年4月に総合政策学部総合政策学科1学部1学科の4年制大学として浜田市で開学した。また、開学と同時に附置研究所である北東アジア地域研究センター(NEARセンター)を設置し、平成15年4月には大学院北東アジア研究科及び開発研究科を開設した。

その後、平成19年4月には松江市の県立島根女子短期大学、出雲市の県立看護短期大学と統合・法人化し、公立大学法人島根県立大学として新たな歩みを開始した。平成21年4月には大学院の2科を再編・統合して北東アジア開発研究科を開設し、現在に至っている。

この間、開学2年目の平成14年3月には、建学創生期に本学の基礎と特徴をしっかりと固めておきたいと考え、第1回目の自己点検・評価を行った。

また、平成16年3月に第1期卒業生を社会に送り出し、大学としての完成を見たことから、本学の建学の理念がどれだけ教育・研究活動に反映されてきたのか、「地域と共に生きる」ことを標榜してきている本学が果たして地域に開かれた大学としてその使命をはたしてきたのか、これらを再確認するにはもっともふさわしい時期であると考え、平成17年3月に2回目の自己点検・評価を行った。

併せて、平成16年9月には、設置者である島根県から平成19年4月の県立大学・短期大学の統合・法人化の方針が示されたこともあり、できるだけはやく認証評価機関による第三者評価を受け、大学が一定の水準に達していることを学内外に示すことが大切と判断し、平成17年度に財団法人大学基準協会の認証評価を受け、その結果同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けるとともに、平成18年4月1日付けで正会員への加盟・登録が承認された。

この認定に当たっては、1項目、事務職員の能力開発を一層図る取り組みを制度化することが望ましいという助言をいただいたが、その後、この助言を受け、職員の資質向上と教育現場に関わる者としての意識向上を図るための各種研修を実施し、事務職員の能力開発に努めている。平成22年度には、こうした改善の取り組みを記載した改善報告書を大学基準協会に提出したところ、平成23年3月の同協会からの改善報告書の検討結果通知で、助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることを認めていただいた。

前回の自己点検・評価以後、本学は統合・法人化という大きな変化を経験したが、法人化に伴い公立大学法人島根県立大学として定めた中期計画において、学校教育法による7年以内の認証評価の義務付けを踏まえ、平成23年度に自己点検・評価を実施し、平成24年度に認証評価機関による評価を実施することを定めており、この度3回目の自己点検・評価を実施することとしたところである。

今回の自己点検・評価に当たっては、自己点検・評価委員会規程に基づき開学時から全学的な組織として設置している自己点検・評価委員会において点検・評価を実施し、学外有識者を委員に含む経営委員会での審議等を経て、報告書を取りまとめた。自己点検・評価により明らかとなった課題等については、今後の改善につなげ、本学としての内部質保証システムを機能させるとともに、自己点検・評価報告書、認証評価結果等について広く公表することにより、本学の教育研究活動の透明性を一層高め、さらなる質の向上につなげてまいりたい。

本 章

1. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉 大学全体・総合政策学部

島根県立大学は、建学の理念として「諸科学の総合と社会における実践」を掲げて平成12年4月に開学した。そして、平成19年4月の統合・法人化に際して、公立大学法人島根県立大学定款（以下「定款」という。）第1条において、法人の目的として、「豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し」大学を設置管理することが定められ、また、公立大学法人島根県立大学中期目標（以下「中期目標」という。）及び公立大学法人島根県立大学中期計画（以下「中期計画」という。）において、3つのキャンパスが共通して掲げる3つの基本的な目標が定められた。

第1は、「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」になること。

第2は、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」を目指すこと。

第3は、「北東アジアにおける知的共同体の拠点として世界と地域をつなぐ大学」に発展すること—以上3点である【資料①～③】。

こうした目的、目標を踏まえ、厳しい大学間競争の中、今後とも島根県の高等教育の中核としてその存在意義を高めていくため、法人化した新しい制度にふさわしい大学構想を確立することとし、平成22年4月、3つのキャンパスがそれぞれ歴史的に蓄積してきた成果を継承し、21世紀における新たな飛翔をめざす姿勢を内外に示すべく、新たな理念・目的として「島根県立大学憲章」（以下「大学憲章」という。）を制定した。その概要は次のとおりである【資料④】。

【掲げる目標】

島根県立大学は、地域の先人である西周が標榜した“「純理の学」から「実践の学」にわたる諸科学の統合”をめざし、各専門領域における研究活動を深め、それにもとづく創造的な教育活動によって、現代社会の諸課題に国際的な視野からアプローチし、また、地域社会の活性化と発展に寄与する人材を養成することを使命とする。あわせて、これまで培った学問的蓄積と学際的ネットワークを活かしながら、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現するとともに、北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与する大学づくりを目標とする。

【5つの柱】

1. 市民的教養を高め、主体的に学び、実践する人材を養成する
2. 現代社会の諸課題に対応した“諸科学の統合”を実践する
3. 地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する
4. 北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点を構築する
5. 自律と協同、透明性が高く機能性に優れた大学運営を行う

この憲章は、少子化に伴う 18 歳人口の減少、大学進学率の向上による厳しい大学間競争が予想される中、特色があり、学生にとって魅力のある大学を目指すとともに、少子高齢化や産業振興など島根県が抱える課題解決への支援の期待等に応えるべく策定したものであり、時代の要請、地域の実情に添った理念・目的であると考えている。

なお、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第 1 条においては、これらの目的、目標を踏まえ、本学の目的として定款と同趣旨の目的を規定するとともに、第 1 条の 2 において、総合政策学部の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的として、「豊かな教養と高度な専門的知識を備え持ち主体的に問題の発見及び解決をなし得る人材を育成し、さらに、世界的視野に立った地域研究活動と教育研究成果の幅広い社会還元を通して、学術文化の進展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。」と規定している【資料⑤】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

島根県立大学大学院は、平成 15 年に北東アジア研究科（博士前期課程・後期課程）及び開発研究科（修士課程）をもって開設した。平成 21 年には、この 2 つの研究科を統合し、北東アジア開発研究科を設置する大学院再編を行った。その際に、文部科学大臣あての島根県立大学大学院北東アジア開発研究科設置届出書では、本研究科の設置目的として、「我が国の国レベルや地域社会に発現している社会的課題は、北東アジア地域の国レベルや地域社会においても、統治システムを越えて発現する社会の不安定要因と同質性を有するとの認識に立ち、日本を含む北東アジア社会に内在する共通した歴史観や社会観への深い理解のもとに、国レベルを超えた北東アジア地域の新たな社会的枠組みの創成に向けた超域研究へと拡大・深化させた教育を展開する」としている。さらに、中期計画（No. 1）では、大学院再編の目的を、「国際社会と地域の情勢・要求に対応し、北東アジア研究と地域政策の研究に立脚した高度職業人並びに研究者養成教育を行うため」としている【資料⑥、⑦】。

また、島根県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 1 条においては、「専攻分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて学術文化の向上を図り、深い知性と豊かな感性を備え、自立して研究あるいは政策立案することのできる人物を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を大学院の目的と規定している。さらに、本研究科では、大学院設置基準改正に対応して、養成する人材像を専攻ごとに具体的に定め、大学院学則第 3 条の 2 において、専攻ごとに人材養成の目的を明確に設定した。これらの目的は、大学憲章で定めた、「現代社会の諸課題に対応した“諸科学の統合”を实践する」、「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」「北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点構築する」の 3 点と密接に、かつ適切に関連性を有している【資料④、⑧】。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体・総合政策学部

本学では大学憲章を内外に周知するため、学内にあっては全教員に大学憲章を配布し、学内主要箇所に掲出した他、大学案内、学生便覧等各種印刷物への掲載、各種行事における PR 等を、学外に対しては、新聞広告・ホームページへの掲載、学長定例記者会見での発表などにおいて説明を行っている【資料⑨～⑬】。

また、平成22年10月に開催した「島根県立大学開学10周年記念事業」では大学憲章の精神を広め浸透させるため、記念式典、日中韓合同国際シンポジウム、記念フォーラム：「大学の使命と地域との協働」を実施するとともに、大学歌「鳥とともに」及びマスコットキャラクター「オロリン」を制定し、ホームページで広く公表した。なお、定款及び学則についてもホームページに掲載し、大学構成員及び社会へ周知、公表している【資料⑭～⑯】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

(1)で示した専攻ごとの人材養成の目的は、島根県立大学大学院案内（以下「大学院案内」という。）やホームページにも掲載しており、島根県立大学の構成員はもとより、大学院への進学希望者や社会に対し、広く公表している。また、大学院学則についてもホームページに掲載し、同様に公表している【資料⑱～⑳】。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体・総合政策学部

本学では、自己点検・評価及び認証評価機関による認証評価については、島根県立大学自己点検・評価委員会規程（以下「自己点検・評価委員会規程」という。）により自己点検・評価委員会等の実施体制を整備し、前回平成16年度に自己点検・評価を行い、平成17年度に認証評価を受けることにより点検・改善を行ってきた【資料㉑】。

また、地方独立行政法人として、経営委員会及び教育研究評議会の審議を経て中期目標及び中期計画に基づく年度計画を定めるとともに、年度ごとの業務実績を取りまとめ、経営委員会及び教育研究評議会の審議を経て点検・評価を実施している。本学がとりまとめた業務実績及び自己評価については、毎年設立団体である島根県が設置した島根県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）による業務実績評価を受け、その評価結果を以降の年度計画の策定及び事業実施に生かしてきた。さらに、中期目標期間終了時には、同様に中期目標に係る事業報告書を島根県に提出し、中期目標期間の業務実績について評価委員会による評価を受けるほか、次期中期目標及び中期計画の作成前に中期計画に係る中間評価を行い、県による評価を受け、その結果を次期中期計画にも反映していく予定であり、これにより不断の検証体制を確保している【資料㉒】。

なお、中期計画No.1において、中期目標期間前半で大学の今後のあり方を含めた総合的な検討を実施し、新たな大学構想を確立するとしていることに基づき、従前からの理念・目的について検証を行い、(1)に述べたとおり、平成22年4月に新たな理念・目的として大学憲章を制定したところである【資料㉓】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

(1)で示した専攻ごとの人材養成の目的は、平成21年に大学院再編を行った際に、学内で議論を重ねて作成したものであり、それまでの大学院教育の課題や当時の社会情勢、さらに社会による本研究科への要請を踏まえ作成したものである。なお、自己点検・評価及び業務実績に関する評価については、大学院においても、前述のとおり実施している【資料㉔】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体・総合政策学部

中期計画では、中期目標期間前半で大学の今後のあり方を含めた総合的な検討を実施し、新たな大学構想を確立すると定めた。この計画どおり平成22年4月に新たな理念・目的として大学憲章を制定し学内外に広く周知した。

このことにより、評価委員会による平成21年度及び22年度に係る業務の実績に関する評価の結果、顕著な成果が見られた事項として、以下のとおりの評価を得た【資料⑭】。

〈平成21年度〉

- ・3キャンパスがそれぞれ歴史的に蓄積してきた成果を継承し、21世紀における新たな飛翔をめざす大学の姿勢を内外に示すため「大学憲章」を策定したことは高く評価できる。

〈平成22年度〉

- ・開学10周年記念事業、大学歌及びマスコットキャラクターの制定等、大学憲章の精神を顕現するための事業を実施したことを評価する。

さらに、大学憲章に基づき、その理念を実現するための新たな取り組みも行ってきた。中でも特筆すべきものとして、短期大学部看護学科を4年制大学化し本学の看護学部として設置する決定を行ったことがあげられる。日々進歩する医療・看護・健康分野に専門的に対応し、地域のニーズに応える人材を養成するため、本法人と島根県とで検討を重ね、平成22年9月に島根県立大学看護学部設置が正式に方針決定され、平成24年4月開設に向け、学部設置準備に着手し平成23年5月設置認可申請書を提出、同年10月に正式に認可を受けた【資料⑮】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

平成21年度に大学院の再編を行った際に学内での議論を重ね、それまでの大学院教育の課題や当時の社会情勢、さらに社会による本研究科への要請を踏まえ、専攻ごとに養成する人材像を作成した【資料⑯】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体・総合政策学部

今後は、大学憲章の目標を達成するため、憲章を踏まえて年度計画及び平成25年度からの次期中期計画を策定し、5つの柱に掲げた取り組みをさらに進める。併せて、大学憲章の学内外へのさらなる浸透、定着を図る努力を行う。

〈2〉 北東アジア開発研究科

現行の中期目標・中期計画の達成度合いを検証する過程で、大学院再編時に設定した人材養成の目的についても、どの程度達成できているか検証することになる。検証の過程で課題が見つかった場合、今後設置される新中期目標・中期計画の検討過程で、必要に応じた対策を講じることになる。

平成21年の研究科統合後、初の博士前期課程修了生が誕生したが、今後、専門教育と研究指導を充実させるという目的が達成されたか、さらには高度な専門職業人及び北東アジア研究の中核を担う研究者等を養成するという目的が達成されたか、継続的な検証が必要になると考えられる。

4. 根拠資料

- ① [1-A-01] 定款（第1条）
- ② [1-A-06] 中期目標
- ③ [1-A-07] 中期計画
- ④ [1-A-02] 大学憲章
- ⑤ [1-A-03] 学則（第1条、第1条の2）
- ⑥ [1-B-01] 島根県立大学大学院北東アジア開発研究科設置の趣旨等を記載した書類
- ⑦ [1-A-07] 中期計画（No. 1）
- ⑧ [1-A-04] 大学院学則（第1条、第3条の2）
- ⑨ [1-A-24] 2011 大学案内（P4）
- ⑩ [1-A-25] 学生便覧（表紙裏）
- ⑪ [1-B-02] 新聞広告<大学憲章>
- ⑫ [1-B-03] ホームページ<大学憲章>
- ⑬ [1-B-04] 定例記者会見資料
- ⑭ [1-B-05] ホームページ<10周年記念事業>
- ⑮ [1-B-06] ホームページ<大学歌>
- ⑯ [1-B-07] ホームページ<マスコット>
- ⑰ [1-B-08] ホームページ<公開情報>
- ⑱ [1-B-09] ホームページ<規程>
- ⑲ [1-A-26] 2011 大学院案内（P5, 7, 11）
- ⑳ [1-B-10] ホームページ<養成する人材像>
- ㉑ [10-A-01] 自己点検・評価委員会規程
- ㉒ [1-A-01] 定款（第19条、第23条）
- ㉓ [1-A-04] 大学院学則（第3条の2）
- ㉔ [1-A-18, 1-A-22] H21, 22 業務の実績に関する評価結果
- ㉕ [1-B-11] 看護学部設置認可申請書及び認可書の写し

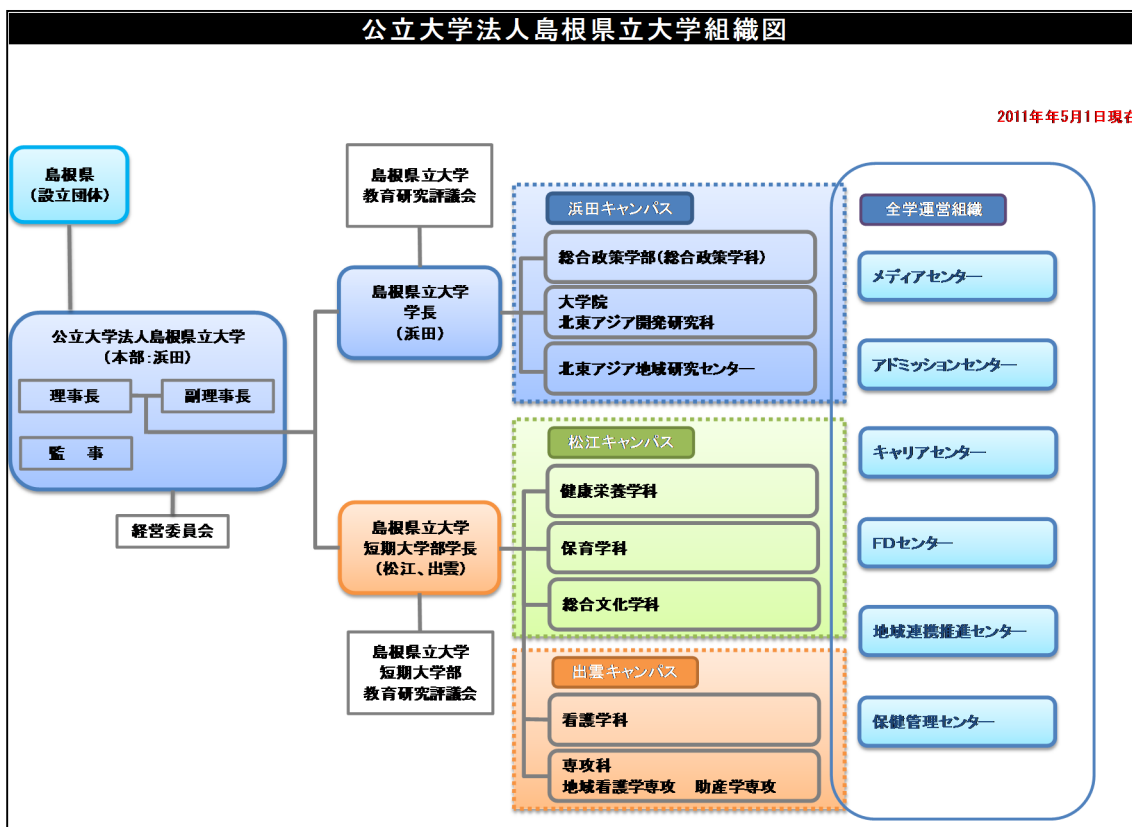
2. 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

○大学全体・総合政策学部

島根県立大学は、総合政策学部1学部、総合政策学科1学科の単科大学である。また、大学院北東アジア開発研究科を設置しており、博士前期課程に北東アジア専攻及び地域開発政策専攻を、博士後期課程に北東アジア超域専攻を設けている。さらに、附置研究所として大学設立当初より北東アジア研究の拠点として北東アジア地域研究センター（NEARセンター）を設置している。そのほか、本学及び短期大学部に共通する学務を処理するため、全学運営組織としてメディアセンター、アドミッションセンター、キャリアセンター、FDセンター、地域連携推進センター、保健管理センターを設置しており、大学の理念・目的に合致した組織体制が整っている【資料①～③】。



島根県立大学は島根県における高等教育の拠点として、平成23年3月で創立満11年を迎えたが、この間総合政策学部で約1,700名の卒業生、大学院で80名余りの修了生を有為な人材として国内外に送り出してきた。

近年の非常に厳しい経済情勢のなか、総合政策学部にあつては、平成16年3月卒業の第1期生から平成23年3月卒業の第8期生までの就職率はすべて90%以上、8期中6期は95%以上を達成することができた。単年度にとどまらず、継続してこのような高い水準を維持していることは、社会に出た後も本学の卒業生が評価され貢献していることの表れ

であり、社会のニーズに応じてきたものと評価をしている【資料④】。

また、本学は、島根県西部で唯一の大学であり、大学院を設置し、博士後期課程まで設け、島根県における高等教育の拠点として、地域に貢献している。

○北東アジア開発研究科

北東アジア開発研究科地域開発政策専攻は、島根県をはじめとする日本国内における少子高齢化、過疎化、地方分権、地域経済振興、中山間地域開発などの政策的課題を研究しており、地域のニーズに応え、地域と協働し地域に信頼される大学として、地域社会の活性化と発展に寄与する人材を養成するという大学憲章の目標、そして、社会の要請に極めて高い適合性を有している。また、豊富な社会基本データを有し、高度地理情報システムを活用した実証モデル研究に実績のある島根県中山間地域研究センターとの間に連携大学院を設置し、地域研究における学術の進展や社会の要請に応える組織を設けている。また、北東アジア専攻及び北東アジア超域専攻は、北東アジアを対象とした地域研究を目指しているが、個別地域に対する個別研究の寄せ集めにとどまるような地域研究としてではなく、「超域」研究として追求しており、特に、北東アジア超域専攻は、北東アジア地域研究センターと有機的に連携し、研究指導を行っている。これら2つの専攻は、北東アジア地域をはじめとする国際社会の発展に寄与するという法人の基本的方向性を実現している【資料⑤、⑥】。

○北東アジア地域研究センター

北東アジア地域研究センターは、大学憲章の柱の4に定める、「今後ますます重要度を増す北東アジア地域、および世界の諸地域との教育的・学術的ネットワークの展開を通じ、国際的視野と豊かな研究蓄積を集約した北東アジアの知の拠点となることをめざす」ために本学に附置された研究機関である。本センターは、北東アジア地域や国際関係を専門とする本学専任教員が研究員を兼担する形で適切に組織されている。本センターは、島根県と日本海を挟んで向き合う重要な海外の交流対象であり、今日の世界を動かすグローバルな問題の発生源でもある北東アジア地域（中国、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシア）を、日本や島根との関係をも視野に入れ、人文・社会科学の観点から研究している。この地域が国内外から熱い注目を浴びる今、この領域での総合的な学術の進展や社会の要請が強く望まれている【資料⑤、⑦、⑧】。

本センターは、「北東アジア地域の総合的な研究を実施する」（中期計画 No. 90）ことを主たる実現対象として研究に従事し、大学憲章の柱の2に定める、「人間と社会に関する専門諸科学を総合的に研究する学問の府となること」を、北東アジアを対象として実現している。また、島根県の地域振興に資するための「島根県における知的・文化的アイデンティティの創出に関する研究を実施する」（中期計画 No. 91）と「島根県の地域振興、中山間地域・離島、少子高齢化に関する研究や産業振興と地域活性化につながる実効性のある研究を実施する」（中期計画 No. 93）を積極的に自らの課題として捉え、島根県や浜田市と連携して国際的な研究を実施しており、大学憲章の柱の3に掲げる「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」ことを研究機関として実現している【資料⑤、⑧、⑨】。

さらに、大学院における北東アジアに関する研究指導を実質的に担っているのは本センターの研究員であり、魅力ある大学院教育イニシアティブ採択「実践的北東アジア研究者

の養成プログラム」も本センター研究員の積極的な大学院教育への関与があっはじめて実現した。このことは、大学憲章の柱の1に掲げる「市民的教養を高め、主体的に学び、実践する人材を養成する」ことに適っており、大学院における専門教育と研究指導の充実、大学院生の研究への支援、研究者のネットワーク化の構築等(中期計画 No. 55、58、104-106)の実現を研究機関として担っている。以上から、本センターが本学の理念や目的のみならず、学術の進展や社会の要請と適合した機関であるといえる【資料⑤、⑧、⑩】。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

○総合政策学部

総合政策学部では、毎月1回専任教員全員と事務局の関連する部局の長及び担当者が参加して教授会を開催している。教授会は学部長が議長を務め、全教員による審議が行われる。教授会開催に先立ち、各専門委員会は定期的に会合を持ち、そこでの協議の結果は、月1回開催の島根県立大学運営委員会(通称：E会議。副学長を議長とし、学部長、研究科長、教務部長、学生生活部長、北東アジア地域研究センター長、各全学運営組織の長及び事務局幹部で構成される)の議題とする。

教育研究組織の適切性に問題があると判断される場合、個々の問題は各専門委員会において協議し、そこで解決しない問題がある場合は、運営委員会、さらに教授会で検討を行う。その結果は教育研究評議会(月1回開催)に報告し、審議することとしている。以上の各段階を経て、教育研究組織の適切性も不断に検証している【資料⑪～⑮】。

○北東アジア開発研究科

平成21年に大学院再編を行った際に、研究科の理念・目的に加え、研究科のあり方についても学内での議論を重ねた。その際には、それまでの大学院教育の課題や当時の社会情勢、さらに社会による本研究科への要請を踏まえ検討を重ねたものであり、適切な検証を行っている。

また、大学院の教員組織についても適宜改編を行い、教育課程の変更など大学院運営に関する重要な方針決定のための検討を行うために、学長、副学長、研究科長等の教職員で構成する島根県立大学大学院運営委員会を設置した。大学院運営委員会は、大学院における学務運営と教育研究の実施のための北東アジア開発研究科委員会及び同委員会の専門委員会として各専攻に置く研究指導の円滑化と研究論文の高度化を図るための研究指導委員会とは独立して設置されている。このように、大学院における教育研究目標を達成するために、責任ある執行体制を整備したが、大学院運営委員会は、通常の実務とは切り離して、中長期的な課題を検討する場となっている【資料⑯～⑲】。

○北東アジア地域研究センター

現在、北東アジア地域研究センターは、センター研究員全員と事務局の関連する部局の長及び担当者が参加して月1回開催される北東アジア地域研究センター運営会議で運営されている。また、業務全体を管理し統轄する責任を有するセンター長、教育研究部門についてセンター長を補佐する副センター長、地域連携・社会貢献についてセンター長を補佐するセンター長補佐からなる三役を中心に管理される。この三役体制は、センター所属の研究員全員が本学総合政策学部の教員の兼担によって担われているため、研究員の多くがセンターの業務にのみ専念できない現状に対応し、センターの統括的業務を三役に集約さ

せることで、三役以外の研究員を大学全体の業務により深く関わらせるための方策でもある。この体制は、「北東アジアにおける知的共同体の拠点形成を目指し、北東アジア地域研究センター（NEARセンター）の機能を充実させる」（中期計画 No. 99）ために、運営責任の所在を集約的に明確にするための措置でもある【資料⑱、⑳】。

このような体制のもと、組織の適切性の検証は、毎年の業務実績報告作成にむけての業績集約と評価の過程で年次定期的になされている。この過程では、まずセンター三役が、組織の適切性を第一義的に検証し、第一義的検証結果は、北東アジア地域研究センター運営会議で総合的かつ全体的に検証する。また、組織の適切性の検証は、年次定期的のみになされているのではなく、月1回開催される北東アジア地域研究センター運営会議で恒常的かつ詳細になされている。また、本センターの特色ある組織である北東アジア地域研究センター市民研究員代表委員会が、定期的にセンターの運営に関し、一種の外部的な検証と評価を行う体制をも有している。以上から、本センターの適切性は、定期的に検証が行われているといえる【資料⑱】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学は平成12年4月に県立大学として開学し、県民の高等教育を受ける場の拡充、将来を支える人材の育成、地域振興に対する貢献などさまざまな役割を果たしてきた。

一方、島根県では全国に先駆けて少子・高齢化が進行し、人口が減少する中、業務運営の効率化、大学における教育研究活動を活性化させ地域や時代の新たな要請に機動的に対応し、魅力ある大学へと発展させるため、平成19年度から県立の短期大学と統合、法人化を果たした。法人化と同時に中期目標、中期計画を策定し、その達成に向けて順調に業務実績をあげてきている【資料㉑、㉒】。

その中で、組織の効率化という点では、前回の自己点検評価以降全学運営組織の運営状況を踏まえながら、学部・大学院の各種運営会議と専門委員会との連携を強化し、多くの委員会の構成メンバーを大幅に削減し、一方で教務委員会など業務繁多な委員会のメンバーを増員することで委員個人の負担軽減が図られた【資料㉓】。

また、大学院については、中期計画No. 1において、「国際社会と地域の情勢・要求に対応し、北東アジア研究と地域政策の研究に立脚した高度職業人並びに研究者養成教育を行うための再編を行う」と定めていることに基づき、平成21年度に2つの研究科の統合再編を果たし、「北東アジア開発研究科」の博士前期課程に「北東アジア専攻」と「地域開発政策専攻」を、博士後期課程に「北東アジア超域専攻」を設置し、研究指導體制の強化及び個性的な教育課程を編成した【資料㉔、㉕】。

北東アジア地域研究センター研究員は、「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」（中期計画 No. 58, 104）開始以降、博士後期課程在籍者のうち各学年2名の指導にあたり、博士（社会学）学位取得者を輩出した【資料㉖、㉗】。

また、北東アジア地域の総合的な研究や学外との連携による研究の実施等（中期計画 No. 90, 102）に関しては、平成19年度から平成22年度まで同センター内部研究組織が開催や開催に協力した研究会は49回、平成19年以降に開催・参加した国際学術会議は11回に及んだ【資料㉘～㉚】。

地域振興等につながる研究（中期計画 No. 93）に関し、同センターにおいて浜田市と共同して地域の産業振興を北東アジア規模で研究するための国際研究プロジェクトを組織した。さらに、浜田市の産・官と連携した地域観光資源掘り起こしのための国際研究プロジェクトを実施した【資料⑳、㉑】。

②改善すべき事項

北東アジア開発研究科では中国・韓国・ロシアからの留学生を数多く迎えているが、そこで、問題となっているのが、来日が遅れる学生への対応である。秋学期入学の制度設計を行う方針が検討されたが、平成 21 年の大学院再編時に博士後期課程では制度設計が行われたものの、博士前期課程では適切な対応を講じることができなかった。今後、適切な改善策を講じる必要がある【資料㉒】。

前述のような高い業績をあげてきた北東アジア地域研究センターは、研究員の学外転出に伴い、平成 23 年度より研究員が 2 名純減の総計 8 名となった。このため、刊行を計画している書籍や論集など刊行物出版に向けての作業が予定よりも遅れている【資料㉓】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の理念・目的の実現に向けて、引き続き総合政策学部、北東アジア開発研究科及び北東アジア地域研究センターにおける教育研究上の組織の適切性について定期的に検証し、その結果をすみやかに改善に結びつけ、引き続き地域社会の活性化と発展及び北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与していく。

また、平成 21 年の研究科統合後、大学院担当教員と大学院生への聞き取りを通じて、専門教育と研究指導のあり方が検討課題となったことから、博士前期課程のカリキュラム改編を行うこととし、大学院カリキュラム見直し検討小委員会での検討を経て、平成 24 年度から必要な措置をとることとしている。

②改善すべき事項

平成 21 年度の研究科統合後、秋学期入学の大学院生が無理ない形で講義及び演習を履修することができる制度設計が必要とされた。そこで、①に記述したことと同様に博士前期課程のカリキュラム改編を行うこととし、大学院カリキュラム見直し検討小委員会での検討を経て、平成 24 年度から必要な措置をとることとしている。

平成 23 年度、北東アジア地域研究センターは、研究員数 2 名純減という事態に対応し、従来の活動のあり方を見直し、北東アジア研究とその成果公開に事業を集中させる体制に移行した。今年度末以降、2～3 年をかけてその効果を長短両面にわたって仔細に検討し、将来に向けた発展方策をより具体的に策定する。現在想定している具体策としては、①紀要『北東アジア研究』の年 1 号化により 1 号あたりの掲載分数を増やしつつ編集事務を軽減する、②市民研究員制度について、市民研究員自身が担うように改め、住民視線の地域振興研究を側面支援し、研究を進展させる、③実質的な研究成果を踏まえた国際的学術集会（シンポジウム）の開催や刊行物出版についての計画を本センター研究員の勤務状況の実態に鑑みて現実的観点から見直す、などがある。

4. 根拠資料

- ① [1-A-03] 学則（第2条、第4条）
- ② [1-A-04] 大学院学則（第3条）
- ③ [1-A-05] 公立大学法人島根県立大学組織規則（以下「組織規則」という。）（第22条～第28条）
- ④ [2-B-01] ホームページ<進路状況>
- ⑤ [1-A-02] 大学憲章
- ⑥ [1-A-26] 2011 大学院案内（P1～3）
- ⑦ [2-A-01] 北東アジア地域研究センターパンフレット
- ⑧ [1-A-24, 2-B-02] 2011, 2012 大学案内（P 35、36）
- ⑨ [1-A-07] 中期計画（No. 90, 91, 93）
- ⑩ [1-A-07] 中期計画（No. 55, 58, 104-106）
- ⑪ [1-A-05] 組織規則（第9条、第16条）
- ⑫ [3-A-02] 島根県立大学教授会運営規程
- ⑬ [3-A-03] 島根県立大学学部専門委員会規程
- ⑭ [2-B-03] 島根県立大学運営委員会運営規程
- ⑮ [1-A-01] 定款（第23条）
- ⑯ [3-A-07] 島根県立大学大学院運営委員会規程
- ⑰ [3-A-05] 島根県立大学大学院研究科委員会運営規程、
- ⑱ [3-A-06] 島根県立大学大学院研究科委員会専門委員会規程
- ⑲ [2-B-04] 島根県立大学北東アジア地域研究センター組織運営規程
- ⑳ [1-A-07] 中期計画（No. 99）
- ㉑ [1-A-06] 中期目標
- ㉒ [1-A-07] 中期計画
- ㉓ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告」という。）（No. 138）
- ㉔ [1-A-07] 中期計画（No. 1）
- ㉕ [1-A-17] H21 業務実績報告（No. 1）
- ㉖ [1-A-07] 中期計画（No. 58, 104）
- ㉗ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告（No. 58）
- ㉘ [1-A-07] 中期計画（No. 90, 102）
- ㉙ [2-B-05] ホームページ<研究活動 2007～2010 年度>
- ㉚ [2-B-06] 国際合同シンポジウム等の開催実績
- ㉛ [1-A-07] 中期計画（No. 93）
- ㉜ [1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H20～22 業務実績報告（No. 93）
- ㉝ [2-B-07] 第17回北東アジア開発研究科委員会配付資料 大学院博士前期課程のカリキュラムの改編について（案）

3. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体・総合政策学部

本学においては、教員の新規採用、学内昇格の選考は、大学設置基準に定める職格ごとの資格要件等を満たす者について、人格、学歴、職歴、教育能力、教育研究上の業績、学会や社会活動を総合して行うこととしている。

新規採用については、大学憲章に定める本学の使命及び柱の3に「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」ことを掲げていることを踏まえ、教員募集の資格及び条件を次のように示している【資料①、②】。

- | |
|---|
| 1 大学院修士課程以上の修了者、またはこれと同等以上の教育・研究業績を有すると認められる者 |
| 2 日本の大学、短期大学、高等専門学校において、非常勤講師以上の教育歴を有すること |
| 3 関係する学術分野の学会等に所属していること |
| 4 日本語による担当科目の講義ができること |
| 5 本学では、学生を地域社会に出して学習・交流活動を行っています。こうした活動の計画・指導及び引率に熱心に取り組んでいただけることが採用条件です。 |

教員の昇任については、次のように職格ごとに研究歴及び専門論文数により基準を設けている。

- | | |
|------|-----------------------|
| ・教授 | 研究歴 13 年以上、専門論文数 7 以上 |
| ・准教授 | 研究歴 6 年以上、専門論文数 5 以上 |
| ・講師 | 研究歴 3 年以上、専門論文数 3 以上 |

また、基準の適用に当たっては、教育経験、大学運営における貢献、その他社会貢献を考慮することとしている【資料③】。

本学は1学部1学科で構成されており、専任教員はすべて総合政策学部総合政策学科に所属している。大学院の教員及び北東アジア地域研究センターの研究員は、学部の専任教員が兼務している【資料④】。

本学における教員組織の編制については、人件費の総枠や、年齢構成のバランスに配慮しながら、均衡のとれた職階構成とすることを基本的な考え方としている。

また、必修科目を重視しており、IVに述べるカリキュラム・マップを不断に再点検し、マップの基盤ないし中核を担う科目群は専任教員に担当させるのを原則としている。学生の潜在的能力を引き出し、個々の学生の個性に応じた教育を施すための要諦は少数教育であり、専任教員が責任を持つ教育体制作りである。そのため、専任教員1人当たりの学生数を極力低く抑えることとしている。当然のことながらその教員は優秀な教員でなければならないのであり、退職教員の補充に当たって最重視している。

専任教員は、学部長、研究科長、教務部長、学生生活部長、北東アジア地域研究センター一長若しくは全学運営組織の長等の役職に選任され、又は各種運営会議、委員会の委員等に就き、法人、大学全体、学部、大学院又は北東アジア地域研究センターの円滑な運営に

あたっている【資料⑤】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

本研究科の教員は、研究科長を含めて学部教員との兼務になっている。ただし、学部の教員が全員大学院担当教員になるのではなく、一部の教員のみとなっている。大学院担当教員に必要な資質は、島根県立大学大学院担当教員選考規程で規定しており、島根県中山間地域研究センターの研究員を客員教員として受け入れる連携大学院の教員に関しても、必要な資質については、島根県立大学大学院客員教員規程で規定している【資料⑥、⑦】。

また、大学院担当教員の組織として、大学院の授業を担当する全教員で構成する北東アジア開発研究科委員会を設置し、大学院における学務運営と教育研究を円滑に実施している。また、博士前期課程の両専攻及び博士後期課程に、研究指導科目を担当する教員で構成する研究指導委員会を設置し、研究指導の円滑化と研究論文の高度化を目指している【資料⑧、⑨】。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈1〉 大学全体・総合政策学部

本学における教員組織の整備に当たっては、(1)で述べた教員組織の編成の考え方に従って行っている。

その結果、平成 23 年 5 月 1 日現在、総合政策学部の専任教員は教授 25 名、准教授 14 名、講師 10 名の合計 49 名と、均衡のとれた職階構成を確保しており、また、大学設置基準に定める必要数を満たしている。一方在籍学生数は 1,017 名であり、専任教員 1 人当たりの学生数は 20.8 名である。なお、非常勤講師は 55 名である【資料⑩】。

平成 23 年度の開講科目の内、専任教員がその約 80%を担当している（科目数ベース）。また、必修科目の要である 1～4 年生の演習科目（ゼミ）は原則として全て専任教員が担当している（3 年次のゼミ担当教員が翌年退職年次に当たった場合、ゼミ指導の継続性を重視し、退職後の 1 年間演習科目を担当させる場合がある。）。必修の情報科目にあっては一部を除き専任教員が担当している。なお、英語科目および地域言語科目（中・韓・露）では少人数教育を優先するため、若干非常勤講師の比重が高くなっている【資料⑪】。

学部専任教員 49 名の年齢構成は、平成 23 年度末現在、31～40 歳：14 名（准教授 6 名、講師 8 名）、41～50 歳：15 名（教授 6 名、准教授 7 名、講師 2 名）、51～60 歳：12 名（教授 11 名、准教授 1 名）、61～70 歳＝8 名（教授 8 名）である【資料⑫】。

本学では専任教員の授業担当比率を高め、特に、必修科目、カリキュラム・マップの基盤ないし中核を担う科目群は原則として専任教員に担当させており、また、専任教員 1 人当たりの学生数を極力低く抑えることに注力して教員組織を編成している。

〈2〉 北東アジア開発研究科

平成 23 年 5 月 1 日現在、大学院北東アジア研究科の専任教員（そのうち研究指導担当教員）は、博士前期課程北東アジア専攻では 20 名（16 名）、同地域開発政策専攻では 11 名（10 名）、博士後期課程北東アジア超域専攻では 10 名（8 名）であり、大学院設置基準に基づく必要数を満たしている。また、在籍学生数（31 名）を勘案すると、きめ細かい指導が可能な体制を整えている【資料⑩、⑫】。

大学院担当教員に必要な資質は、前述のとおり島根県立大学大学院担当教員選考規程で

規定しており、本学の専任教員（講師にあつては、原則として1年以上の教育経験を有する者に限る。）のうち、担当する授業科目に関連する博士号を有する者又はこれと同等の能力があると認められる者の中から選考する旨定めている【資料⑥】。

また、大学院担当教員については、主にリサーチ科目や専門科目を担当する授業担当教員と、主に演習科目や研究指導科目を担当する研究指導担当教員を設けている。研究指導担当教員に必要な資質は、島根県立大学大学院研究指導担当教員選考要領に規定しており、担当する専門分野に関する教育研究上の指導能力等について選考基準を設け、より厳正な資格審査によって、大学院担当教員から選考を行っている【資料⑬】。

平成21年の大学院再編に際し、開講科目についても各担当教員にヒアリングを行い、適切な科目を開講した。特に、演習科目群については、各教員の専門性を反映した副題をつけ、担当教員の持てる能力が大学院生に正確に伝わるような工夫をしている。また、島根県中山間地域研究センターの研究員が連携大学院教員として科目を担当しており、本研究科の目的の一つの地域研究における学術の進展や社会の要請に応える教員組織を整備している【資料⑭】。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1> 大学全体・総合政策学部

本学における教員の採用及び昇任の手続については、公立大学法人島根県立大学教員選考規程に規定しており、この規程に基づいて教員人事を行っている。

教員の採用に係る選考の開始は、学長が所属、分野及び職格並びに募集方法を明示して発議することとしており、候補者の募集方法は、公募又は学長推薦による。

公募による採用の発議があったときは、教育研究評議会に評議会人事委員会を設置し、採用候補者の資格及び適性に関する審査を行う。評議会人事委員会は、審査を行うに当たって、教授会に意見を求める。意見を求められると、教授会は、学部教員選考審査委員会を設置し、採用候補者の資格及び適性に関する審査を行わせ、その報告に基づき、優先順位を付した意見書を作成し、評議会人事委員会に提出する。評議会人事委員会は、意見書に記載された候補者について面接及び模擬授業を実施した上で多様かつ総合的観点から審査を行い、そのうちから採用候補者を決定した場合はこれを学長に上申する。学長は、上申に基づき採用予定者を決定する。

学長推薦による採用の発議があったときは、評議会人事委員会において採用候補者の資格及び適性に関する審査を行い、採用の可否を審議し、その結果を学長に上申する。学長は、上申に基づき採用予定者を決定する。

教員の昇任に係る選考の開始は、学長が所属及び職格並びに昇任候補者の氏名を明示して発議することとしており、発議があったときは、評議会人事委員会において資格及び適性に関する審査を行い、昇任の可否を審議し、その結果を学長に上申する。学長は、上申に基づき昇任予定者を決定する。昇任基準については、一定割合の職格毎の構成割合の維持を原則として、一定期間内の退職予定教員数をもとに当該年度の昇任数を算出することとし、年1回昇任を実施している。

前述により学長が採用又は昇任の予定者を決定したときは、理事長に上申するとともに、教育研究評議会に報告する。理事長は、学長からの上申に基づき採用又は昇任を決定する。

以上の過程は、すべて透明性と公正さを最大の基準とした審議によって担保されており、本学の採用・昇任人事は適切に行われている【資料⑮】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

大学及び大学院の創設を担った教員がこの数年で定年退職を迎えている。そのため、総合政策学部の教員のうち大学院をも兼担しうる教員を増やしているが、その際には、島根県立大学大学院担当教員選考規程及び島根県立大学大学院研究指導担当教員選考要領に基づき、大学院担当教員として必要な資格を踏まえた選考手続を行っている。

大学院担当教員の選考の開始は、研究科長の推薦を受け、学長が候補者の氏名を明示して発議することとしており、発議があったときは、研究科長が教育研究評議会に推薦し、評議会人事委員会において資格及び適性に関する審査を行い、その結果を学長に上申する。学長は、上申に基づき大学院担当教員を決定する【資料⑯】。

また、研究指導担当教員の選考の開始は、専攻の研究指導委員長の推薦を受け、研究科長が候補者の氏名を明示して発議することとしており、発議があったときは、研究指導担当教員審査委員会において学位、研究業績及び大学院における教育歴を総合的に勘案して審査を行い、その結果を研究科委員会に報告し、承認を受ける。さらに、研究科長は学長に上申し、学長は上申に基づき研究指導担当教員を決定する【資料⑰】。

なお、研究指導担当教員の資格基準については、中央教育審議会大学分科会大学院部会がまとめた「大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について（中間まとめ）」で問題提起された、教員評価における教育業績や教育能力の評価の充実を踏まえ、研究業績のみならず指導実績についても評価できるような仕組みを整え、基準を改正している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉 大学全体

○教員の教育研究活動等の評価の実施

平成 20 年度、平成 21 年度の 2 年間の試行を経て、平成 22 年度から教員個人評価制度を実施している。評価の領域は、教育、研究、社会貢献及び大学運営の 4 領域にそれぞれ評価項目を設定し、教員の諸活動について総合的に評価を行っており、評価結果に応じて、給与（12 月期の賞与）への反映（加算）を行っている【資料⑱】。

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

全学運営組織として FD センターを設置し、本学（浜田キャンパス）及び短期大学部（松江キャンパス及び出雲キャンパス）における FD 活動を統括している。FD センターはセンター長 1 名及び各キャンパス担当の副センター長 3 名によって構成され、総合政策学部では、本学（浜田キャンパス）担当の副センター長が学部の FD 委員会を組織して FD 業務を遂行している。FD センターは年 5 回程度運営会議を開催し、各キャンパスの FD 活動の現状と課題について情報を共有し、FD 業務の推進を図っている【資料⑲、⑳】。

FD センターによる全学的業務として、1) 新人教員を対象とした FD 研修会の実施、2) 3 キャンパス合同の FD 研修会の実施、3) FD センター年報の作成を行った。FD 合同研修会はアンケート結果をみても参加者の満足度が高く、3 キャンパスの教員間の交流と情報の共有という点でも成果を挙げている【資料⑲、㉑】。

平成 21 年に島根大学との間で「教育の質向上に係わる連携に関する覚書」を締結し、島

根大学教育開発センターと連携して「山陰地区FD連絡協議会」を設置、FD推進のための共同事業を行った。本学は小規模校であるため、十全なFD活動を行うためには大学間連携に頼らざるを得ない。FD合同研修会も島根大学の協力のもとで実施をしており、本学のFD活動にとって大きな助けとなっている【資料⑳】。

〈2〉 総合政策学部

FD委員会が中心となって教員の資質の向上を図るための活動を行っている。委員会は主な業務として、1) FD研修会・懇談会の実施、2) 授業アンケートおよび卒業生アンケートの実施、3) 委員による外部セミナーへの参加、4) FD活動報告書の作成を行った【資料㉑】。

FD研修会では授業の内容や方法の改善だけではなく、広く大学教育全般に関するプログラムを実施している。従来、FD委員会主催の研修会は授業改善を目的としたものが多かったが、平成23年度に学生生活委員会及び保健管理センターとの共催により「問題を抱える学生の対応について」というテーマで研修会を実施した。ハラスメント研修や人権研修についても今後はFD研修の一環として実施することとしたい【資料㉒】。

FD委員会主催ではないが、教員の資質向上に対する取り組みとしてフレッシュマンセミナー担当者による懇談会を定期的に行い、教員の教育力向上につなげた。平成23年度から実施されているフレッシュマン・フィールド・セミナーの担当者の中にはフィールドワーク未経験の教員も含まれており、数回にわたる研修会を実施した。

〈3〉 北東アジア開発研究科

教員の資質向上を図るための研修等について研究科独自の取り組みはないが、研究科の教育を担う教員が前述のFD研修会に参加することにより資質維持向上が図られている。

また、大学院に在籍する学生の学習環境や生活状況についてのアンケート調査を実施し、教育効果の測定・分析を通じて教育内容・教育方法の検討・改善を行っている【資料㉓】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体・総合政策学部

年齢構成、職階構成ともバランスのとれた教員組織の編成となっており、カリキュラムの円滑な実施に対応できる体制が確保されている。

〈2〉 北東アジア開発研究科

定年退職により大学院担当教員の数が低下するところを、総合政策学部の教員のうち大学院をも兼担しうる教員を増やすことで、多様な開講科目を維持し、学生に受講の機会を与えている。

また、大学院研究指導担当教員の資格基準の改正に伴い、教育実績や教育能力の評価を充実させたことによって、学生の指導能力に長けているものの研究業績が少ない若手教員を大学院の研究指導担当教員として採用しやすくなった。これにより、現代社会の新たな問題を研究対象としている若手教員の知見を、大学院生に提供する機会が増えることとなった【資料㉔】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞ 大学全体・総合政策学部

教員組織について、今後も不断の検証を実施し、必要に応じて見直しを行い、教育課程に相応しい教員組織を整備していく。

＜2＞ 北東アジア開発研究科

現行の教員・教員組織は、これまでの対応を通じて、適切な編成を行っているが、来年度に予定されている博士前期課程のカリキュラム再編で新たな課題が生じる可能性もある。新たな課題が発見され、それが、教員・教育組織の改善策を講じる必要がある場合、現状に甘んじることなく、課題発見を継続的に続け、大学院運営委員会などを通じ、適宜問題解決していく。

4. 根拠資料

- ① [1-A-02] 大学憲章
- ② [3-B-01] ホームページ＜教員公募＞
- ③ [3-B-02] 教員昇任基準について
- ④ [3-B-03] 教員一覧
- ⑤ [3-B-04] 専任教員各種委員会等所属一覧
- ⑥ [3-A-09] 島根県立大学大学院担当教員選考規程
- ⑦ [3-A-10] 島根県立大学大学院客員教員規程
- ⑧ [3-A-05] 島根県立大学大学院研究科委員会運営規程
- ⑨ [3-A-06] 島根県立大学大学院研究科委員会専門委員会規程
- ⑩ 大学基礎データ
- ⑪ [4-A-01] 履修の手引き (P49～)
- ⑫ [3-B-05] 2012 大学院案内 (P6, 8, 11)
- ⑬ [3-A-11] 島根県立大学大学院研究指導担当教員選考要領
- ⑭ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P5～)
- ⑮ [3-A-08] 公立大学法人島根県立大学教員選考規程
- ⑯ [1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H20～22 業務の実績に関する報告 (No. 149, 150)
- ⑰ [1-A-05] 組織規則 (第 26 条)
- ⑱ [3-A-04] 島根県立大学・島根県立大学短期大学部 F D センター運営規程
- ⑲ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 63, 64, 133)
- ⑳ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 133)
- ㉑ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 63, 133)
- ㉒ [3-B-06] 平成 23 年度 F D 研修会資料
- ㉓ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 63)

4. 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1> 総合政策学部

本学部においては、その教育目標として「養成する人材像」を以下のように定めている【資料①】。

<養成する人材像>

島根県立大学は、大学憲章のなかで教育理念を次のように定めています。

島根県立大学は、地域の先人である西周が標榜した“「純理の学」から「実践の学」にわたる諸科学の統合”をめざし、各専門領域における研究活動を深め、それにもとづく創造的な教育活動によって、現代社会の諸課題に国際的な視野からアプローチし、また、地域社会の活性化と発展に寄与する人材を養成することを使命とする。

島根県立大学は、幅広い市民的教養と高度の専門知識、豊かな人間性と高い倫理観を有し、主体的に問題を発見・整理・解決し、現代社会の諸分野において着実に貢献できる人材を養成する教育の府となることをめざす。

なお、学則第1条の2においても、総合政策学部の人材の育成に関する目的として、「豊かな教養と高度な専門的知識を備え持ち主体的に問題の発見及び解決をなし得る人材を育成し」と規定している【資料②】。

本学部においては、この教育目標を実現するために「ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）」を以下のように定めている【資料①】。

<ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）>

島根県立大学総合政策学部はディプロマ・ポリシーを次のように定め、卒業要件として以下の知識・能力を身につけることを要請しています。

1. 社会科学・人文科学の基本的知識を身につけ、それらを有機的に結びつけて理解すること。
2. 主体的に問題を発見・整理し、適切な解決策を導き、それを説得的に提示する能力を身につけること。
3. 国際化・情報化に対応したコミュニケーション能力を身につけること。

なお、卒業要件については学則第37条に規定しており、本学に4年以上（編入学生等を除く。）在学し、所定の授業科目を履修し、かつ総単位数124単位（必修科目50単位、選択科目74単位）を修得する必要がある。また、総単位数のほか、「科目群」と呼ばれる分野ごとに単位を修得する必要がある。さらに、2年次から4つのプログラムに分かれて単位を修得するが、プログラムごとに異なる卒業要件を設けている【資料③、④】。

<2> 北東アジア開発研究科

本研究科における教育目標は、専攻ごとに次のように定め、大学院案内等において明示

している【資料⑤】。

・博士前期課程北東アジア専攻

国際関係研究・地域研究・地域開発研究の諸方法論、英語を含めた北東アジア地域言語の運用能力やフィールド調査法、統計分析の手法など実践的な研究手法を駆使して、北東アジア地域の社会構造の分析と課題発見ができる能力を涵養しつつ、博士後期課程への進学を強く意識した北東アジア研究のスペシャリストを育成するとともに、北東アジアに関する社会、政治、経済などの社会科学的な専門知識を活かして活躍できる高度職業人を養成する教育プログラムです。

・博士前期課程地域開発政策専攻

島根県をはじめとする日本国内における地域社会の再開発や、国レベルの開発政策の課題への理解を深めながら、北東アジアをはじめとする国際社会との関わりの中で新たに発現する地域の社会的課題の発見と、その解決に向けた具体的な施策を立案しマネジメントする能力を有する高度職業人及び研究者を育成する教育プログラムです。

・博士後期課程北東アジア超域専攻

一国研究や比較研究を中心とする従来の研究方法では扱いきれない、現代の北東アジア地域に存在する超域的問題(群)を、本学博士前期課程や他大学院で修得された地理学・歴史学・人類学・民俗学・言語学を主とする北東アジア地域に関わる専門的知識や、政治学・経済学・社会学等を主とする地域研究・地域分析・地域言語・国際関係論等の専門知識と研究の成果を踏まえ、ダイナミックでグローバルな北東アジア学の創成と、北東アジア地域の知的拠点形成に貢献しうる新たな人材を育成する教育プログラムです。

学位授与の要件については、大学院学則第 18 条に博士前期課程及び博士後期課程の別に規定しており、具体的には在学期間要件、単位要件、研究成果要件の 3 つからなる。

博士前期課程については、課程に 2 年以上（優れた業績を上げた場合は、1 年以上）在学すること、合計 30 単位以上（科目の区分別に必要な単位数あり。）を修得することを必要としている。また、研究成果要件として修士論文の作成を求めているが、定められた要件を満たす社会人には、特定の課題についての研究成果をもって修士論文に代えることができるようにして、社会人学生の学びに配慮した制度を設けている。なお、特定の課題についての研究成果をもって修士論文に代える場合、研究成果としてのリサーチペーパーを提出し、審査に合格することを積み重ねることが求められている。

博士後期課程については、課程に 3 年以上（優れた業績を上げた場合は、1 年以上）在学すること、単位修得を含む必要な研究指導を受けること、博士論文の審査及び試験に合格することを必要としている【資料⑥】。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1> 総合政策学部

本学部においては、前述の「ディプロマ・ポリシー」を実現するために、学部及び履修プログラムの整合性ある「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」を以下のように定めている【資料①】。

＜総合政策学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）＞

社会科学と人文科学分野の学問を幅広くかつ体系的に学ぶことができるよう、地理、歴史、文化、人間科学の講義科目を総合教養科目として、また社会、政治、国際関係、政策、法律、経済、経営、環境の講義科目を専門科目として配置しています。

入学から卒業まで、主体的に学ぶための少人数セミナーを必修としています。初年次のフレッシュマン・スキル・セミナー、フレッシュマン・フィールド・セミナーは、高校までの学びと大学の学びを接続するためのセミナーです。2年次以降は、総合演習科目に所属して専門教育を受けることになります。

専門教育では、「国際関係プログラム」「北東アジアプログラム」「社会経済プログラム」「地域政策プログラム」の4つのプログラムを置き、プログラムに応じた科目選択をおこなうことによって、専門的知識を体系的に学べるように設計されています。

外国語科目としては英語を第一外国語として、北東アジアの地域言語を第二外国語として配置しています。また情報収集・分析・発信のためのコミュニケーション・ツールとしての情報科目を配置しています。

本学部においては、2年次以降の専門教育における系統的学修を可能にするために「国際関係プログラム」「北東アジアプログラム」「社会経済プログラム」「地域政策プログラム」の4つの履修プログラムを設け、プログラムごとの「カリキュラム・ポリシー」を次のように定めている【資料⑦】。

＜履修プログラムのカリキュラム・ポリシー＞

◇国際関係プログラム

日本をはじめとする主要な国や地域の政治、経済、社会などの各分野について、社会的・歴史的背景や文化等を多角的に学ぶことを通じて、社会制度や経済協力関係などの理解を深めることにより、国際社会の中で社会活動を行なう上で活かせる知識を蓄え、状況を分析する能力を高めます。

◇北東アジアプログラム

中国、朝鮮半島、モンゴル、東シベリアに日本を加えた北東アジア地域を中心に、政治、経済、社会、民俗、文化、言語等を総合的に学ぶことにより、将来、この地域において多方面にわたり活躍できるように、幅広い知識を蓄えコミュニケーション能力を高めます。

◇社会経済プログラム

現代社会における経済領域、経営領域及び法学領域に関する基礎的な知識を身につけるとともに、現代における多様な社会活動の実態を理解し、そこに内在する課題を発見し解決するための専門的な知識を蓄えることにより、企業等で活かせる実践的な問題解決能力を高めます。

◇地域政策プログラム

現代社会を理解するために、社会の仕組みや文化・思想・価値などを幅広く学ぶとともに、政策原理や社会調査手法などの専門的知識を系統的に学ぶことによ

て、急速な高度情報化や少子高齢化等によって発生する諸課題を解決するための政策を立案する能力を高めます。

このほか、本学部においては、「カリキュラム・マップ」を作成し、公表している。これは科目群の区分、到達目標、科目間の関連性、順次性、系統性を俯瞰的に示すダイアグラムである。これは学生が入学から卒業までの学習過程を描くための有益なツールとして機能するものである【資料⑧】。

なお、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数、配当年次等については、学則第 29 条に規定し、また、履修の手引きにおいて示している【資料⑨、⑩】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

本研究科においては、教育目標と整合性のあるものとして「教育課程編成の考え方」を次のように定めている【資料⑪】。

本学大学院では、日本を含めた現代の北東アジア地域に遍在する問題（群）や現象は、一国一方法論的研究では扱いきれないとの理解に立ち、国際関係研究・地域研究・地域開発政策研究の諸方法論、英語を含めた北東アジア地域言語の運用能力やフィールド調査法、統計分析の手法など実践的な研究手法を修得させ、問題発見と課題解決策の提言ができる能力を有する人材の育成を図る。

○博士前期課程

博士前期課程には、「リサーチ科目群」、「専門科目群」、「演習科目群」、「研究指導科目群」の4つの科目群を設ける。

「リサーチ科目群」には、複雑化する現代社会の抱える諸課題について、高度職業人として実証を踏まえた統計学的推計に基づく科学的分析ができるように「情報解析科目」を、論文作成に必要な読解を中心とした語学能力を身につけさせるために、「国際言語演習科目」を1年次の配当科目として設ける。

本学大学院における教育理念を俯瞰的に理解させるために、両専攻共通の専門導入科目として「社会学概論」「地域研究総論」「北東アジア超域研究総論」「開発政策総論」を、オムニバス形式の授業として1年次の春学期に集中的に配置する。また、論文作成に必要な専門的基礎知識を両専攻で横断的に学べるように、「専門基礎科目群」を1年次に配置する。

さらに、専攻としての専門知識の涵養を図りながら論文作成が円滑に行えるように、1年次から2年次に「プログラム演習科目」を配置するとともに、教員個々の研究の成果を教育に活かしながら、学生が幅広い観点から研究テーマを選定し論文作成が行えるように、教員による集団指導を基本とする「研究指導科目」を2年次に配置する。

○博士後期課程

北東アジア研究を進展させて超域研究を主体とした博士論文指導を行なうことから、論文指導のコースワークを明確にするために、1年次に「北東アジア超域研究指導Ⅰ」を、2年次に海外等で調査活動を行なう「特別研究活動」を、3年次に「北東アジア超域研究指導Ⅱ」を配置する。

本研究科の教育課程の編成における特色の一つに、リサーチ科目群に情報解析科目を数多く設置していることがあげられる。これにより、本研究科の教育目標の一つである高度

な専門職業人の育成に向けて、専門社会調査士の資格を取得できるような工夫をしている。

なお、高度職業人の養成を目的とする特色ある教育プログラムの策定は、中期計画 No. 54 に基づき行ったものである。科目区分、必修・選択の別、単位数等は、大学院学則第 12 条に規定し、教育内容などの方針とともに、大学院案内に取りまとめている【資料⑫～⑭】。

また、他の組織との連携も進めることで、教育目標に基づく教育機会を大学院生に提供している。まずは、本学北東アジア地域研究センターとの連携があげられる。また、島根県中山間地域研究センターとの間では、連携大学院を設置し、客員教員を招いて、本研究科の専任教員の専門領域と異なる分野の教育体制も整えている【資料⑭】。

加えて、教育ネットワーク中国に加盟し、本研究科の講義を提供するとともに、教育ネットワーク中国に加盟している大学院の提供科目を履修可能にし、単位を互換することで、学生の教育環境を充実させている。海外の大学院とは、交換留学生の相互派遣の制度を整えつつあり、中国の中央民族大学との間で、「島根県立大学と中央民族大学の学生相互派遣に関する覚書」を結び、大学院生向け研究指導プログラムの中で大学院生の相互派遣を実施することとした【資料⑮、⑯】。

このように、学生に多様な科目履修を可能にする制度を整え、大学憲章の柱の 2 に掲げる「現代社会の諸課題に対応した“諸科学の統合”を実践する」ための環境作りを進めるとともに、同じく柱の 4 に掲げる「北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点を構築する」ために、海外の大学院との人的な交流も進めつつある。このような制度設計を通じて、大学の理念・目的及び教育目標と整合性のある教育課程の編成が行われている【資料⑰】。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1> 総合政策学部

本学部の「養成する人材像」、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」はホームページに公表している。履修プログラムの「カリキュラム・ポリシー」は、ホームページで公表しているほか、「履修の手引き」に掲載している【資料①、⑦、⑱】。

本学部が開講する授業科目の科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「履修の手引き」に掲載している【資料⑩、⑲】。また、4プログラムごとの必修・選択必修・選択・自由の区分は、「履修の手引き」の「授業科目表」に示している【資料⑩】。「カリキュラム・マップ」は「履修の手引き」に掲載し、ホームページで公表している【資料①、⑳】。

<2> 北東アジア開発研究科

教育目標、学位授与の要件、教育課程編成の考え方等については、ホームページで公表しているほか、大学院案内でもわかりやすく示している【資料⑪、⑭、㉑～㉒】。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1> 総合政策学部

中期計画において、「学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー）を明確化して運用する」（No. 61）こと、及び「教育の実施に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシー）を明確にして公表するとともに、カリキュラム・ポリシーに応じた体系的なカリキュラムを編成する」（No. 13）ことを掲げている【資料⑳】。

これを受けて、平成22年度、教務委員会は2つのポリシーを策定するための予備作業として、全教員参加のワークショップを開催し、「カリキュラム・マップ」を作成した。これは科目群の到達目標、科目間の関連性、順次性、系統性を俯瞰的に示すダイアグラムであり、現在のカリキュラムがどのようなポリシーに基づいてデザインされているかを可視化するものである。「カリキュラム・マップ」作成後、カリキュラム検討小委員会（学部長、教務部長及び教務学生課）は、これまで大学が様々な機会に示してきた「教育目標」を整理するとともに、「カリキュラム・マップ」を検討し、さらに今後のビジョンを構想することで、「養成する人材像」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」を決定し、公表した【資料㉑、㉒】。

「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」を策定したことをうけ、教務委員会のなかにカリキュラム・履修システム改編検討部会を設け、現行の「卒業要件」の適切性について検討を進めている【資料：㉓】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

平成21年の大学院再編では、旧カリキュラムの適切性について、検証を行った。その際には、教育課程の編成・実施方針というカリキュラム自体の検証を行ったが、大学院学則で新たに明示した各専攻の人材養成の目的に沿ったものにカリキュラムを改編することが行われた。大学院再編時のカリキュラム再編には、大学院将来構想検討委員会やワーキング部会での検討が中心となった。その上で、現行カリキュラムが策定された【資料㉔、㉕】。

大学院再編後も、3年間の管理期間の間、現行カリキュラムの適切性について、大学院担当教員と大学院生への聞き取りを通じて、検証を行っている。そこで明らかになった課題を洗い出すプロセスで、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行った【資料㉖】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉 総合政策学部

大学教育において「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」は新しい概念であり、その意味がすべての大学教員に理解されているとは言いがたい。したがって2つのポリシーを策定することとともに、大学教員がそれらの意義を理解し、自己の教育実践に結び付けて考えることも同様に重要である。その意味で、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」策定の準備作業として、教員全員の参加によるカリキュラム・マップ作成ワークショップを開催したことは有益な実践であった。個々の授業から出発してカリキュラムの俯瞰図を描き出すという作業の過程で、教員は担当科目の近接科目との関連性、系統性を相互に確認しあい、カリキュラムの全体像における個々の授業の位置を確認した。この経験は今後のカリキュラム改革、授業改善に生かされるものと考え【資料㉗】。

②改善すべき事項

〈1〉 北東アジア開発研究科

教育課程の編成の適切性について検証を行った結果、博士前期課程における秋学期入学への対応、リサーチ科目群の単位取得の負担の大きさ、コースワークとリサーチワークのバランスの不適切性、研究指導のありかたと科目設定のあり方などの課題が明らかになった【資料⑩】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉 総合政策学部

「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「カリキュラム・マップ」については、昨年度策定したばかりであり、これらについて当面改善すべき事項はない。むしろ、今後これらをどのように活用して、カリキュラム改革、授業改善につなげていくかを検討することになる。

また「養成する人材像」、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」は、平成24年度以降「履修の手引き」にも掲載する予定である。

②改善すべき事項

〈1〉 北東アジア開発研究科

改善すべき課題を解決するために、博士前期課程における秋学期入学も可能なコア科目の設置、リサーチ科目群・専門基礎科目・専門導入科目の再編による、コースワークとリサーチワークのバランスの是正を、平成24年度から大学院カリキュラム改編を通じて行う予定である。その際には、本研究科の在籍生には留学生が多いことを鑑み、日本の大学院での学びや生活指導等でイニシアチブをとることができるように、入学時から主研究指導教員を決定することとし、その後学生の研究テーマの変更など、必要によっては主指導教員が変更できるような制度に改編する予定である。

4. 根拠資料

- ① [4-B-01] ホームページ<教育目標等>
- ② [1-A-03] 学則（第1条の2）
- ③ [1-A-03] 学則（第37条）
- ④ [4-A-01] 履修の手引き（P15, 16）
- ⑤ [1-A-26] 2011 大学院案内（P5, 7, 11）
- ⑥ [1-A-04] 大学院学則（第18条）
- ⑦ [4-B-02] ホームページ<プログラム>
- ⑧ [4-B-03] 総合政策学部カリキュラム・マップ
- ⑨ [1-A-03] 学則（第29条）
- ⑩ [4-A-01] 履修の手引き（P23～）

- ⑪ [4-B-04] ホームページ<大学院教育課程編成の考え方>
- ⑫ [1-A-07] 中期計画 (No. 54)
- ⑬ [1-A-04] 大学院学則 (第 12 条)
- ⑭ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P3~)
- ⑮ [4-B-05] 教育ネットワーク中国ホームページ<単位互換>
- ⑯ [4-B-06] 島根県立大学と中央民族大学の学生相互派遣に関する覚書
- ⑰ [1-A-02] 大学憲章
- ⑱ [4-A-01] 履修の手引き (P21)
- ⑲ [4-A-01] 履修の手引き (P49~)
- ⑳ [4-A-01] 履修の手引き (P2, 3)
- ㉑ [4-B-07] ホームページ<北東アジア専攻の教育目標>
- ㉒ [4-B-08] ホームページ<地域開発政策専攻の教育目標>
- ㉓ [4-B-09] ホームページ<北東アジア超域専攻の教育目標>
- ㉔ [4-B-10] ホームページ<修了要件>
- ㉕ [1-A-07] 中期計画 (No. 13, 61)
- ㉖ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 13, 61)
- ㉗ [4-B-11] 第 12 回カリキュラム検討小委員会記録
- ㉘ [4-B-12] 第 4 回カリキュラム・履修システム改編検討部会議記録
- ㉙ [4-B-13] 第 14 回大学院将来構想検討委員会議事要旨
- ㉚ [1-A-13] H20 業務実績報告 (No. 61)
- ㉛ [2-B-07] 第 17 回北東アジア開発研究科委員会配付資料 大学院博士前期課程のカリキュラムの改編について (案)
- ㉜ [4-B-14] カリキュラム・マップ作成ワークショップの記録

教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1> 総合政策学部

「総合政策学部」は“「純理の学」から「実践の学」にわたる諸科学の統合”（「養成する人材像」）を目指す学際的学部であり、社会科学と人文科学を主軸とした幅広い授業科目を開設している。教育課程においては、順次的・系統的学修と幅広い学際的学修とを両立させ、それらを有機的に結びつけるために履修上の工夫を行っている。

○専門科目と総合教養科目

本学部は、「社会科学と人文科学分野の学問を幅広くかつ体系的に学ぶことができる」（カリキュラム・ポリシー）ように、社会、政治、国際関係、政策、法律、経済、経営、環境の社会科学系講義科目を「専門科目」として、また地理、歴史、文化、人間科学分野の人文科学系講義科目を「総合教養科目」として開設している。

「カリキュラム・マップ」に示すように、「専門科目」においては、初年次に必修科目「社会科学入門」および各分野の専門導入科目を配当し、幅広い社会科学基礎の理解を可能にしている。2年次以降は順次性に配慮してより専門的な科目と複合領域的科目を配置している。学生には卒業要件として履修プログラムごとに専門領域の専門分野科目履修数を細かく定め、体系的専門学修を要請し、同時に他分野科目の幅広い学修を求めている。

「総合教養科目」は、教職科目を例外として、基本的には2年次以降に配当し、専門教育と有機的に結びつくような教養教育を実施している【資料①～③】。

○総合化演習科目と卒業研究

本学部は、「主体的に問題を発見・整理し、適切な解決策を導き、それを説得的に提示する能力を身につける」（ディプロマ・ポリシー）ことを最も重要な教育目標として位置づけ、4年間少人数ゼミのなかで学ぶことによって主体的かつ実践的な学びの姿勢を身につけることを求めている。初年次にはフレッシュマン・スキル・セミナー（春学期）、フレッシュマン・フィールド・セミナー（秋学期）を開講し、高校までの受動的な学びから大学における主体的な学びへの転換を図っている。2年次に学生は「国際関係プログラム」、「北東アジアプログラム」、「社会経済プログラム」、「地域政策プログラム」のなかからひとつのプログラムを選択し、そのなかで総合演習クラスに所属することになる。そして卒業まで同じ教員の指導を受けながら、講義科目で学んだ教養的知識・専門的知識を実践的活用し、自らの課題を探求し、その解決に向けて学修する。卒業年次には、大学における学びの集大成となる卒業研究を完成させる【資料①、④、⑤】。

○グローバルコミュニケーション科目

本学部は、「国際化・情報化に対応したコミュニケーション能力を身につける」（ディプロマ・ポリシー）ことを掲げ、英語を第一外国語として、中国語、韓国語、ロシア語を第二外国語として配置するとともに、情報収集・分析・発信のためのコミュニ

ケーション・ツールとしての情報科目を配置している。

英語、第二外国語ともに6単位を必修とし、履修プログラムごとに「外国語」枠で4単位から12単位を選択必修としている。

情報科目では情報処理と統計学の基礎的科目10単位を必修とし、履修プログラムごとに2単位から8単位までの発展的科目を選択必修としている【資料①、③】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

前述のとおり、博士前期課程には、リサーチ科目群、専門科目群、演習科目群、研究指導科目群の4つの科目群を設けている。リサーチ科目群には、複雑化する現代社会の抱える諸課題について、高度職業人として実証を踏まえた統計学的推計に基づく科学的分析を行う能力を身につけるための情報解析科目と、論文作成に必要な読解を中心とした語学能力を身につけるための国際言語演習科目を1年次の配当科目として設けて、大学院での学びの基礎と位置付けている。

専門科目群には、両専攻共通の専門導入科目（社会学概論、地域研究総論、北東アジア超域研究総論、開発政策総論）を必修科目として1年次の春学期に配置し、コースワークと位置付けている。また、これ以外にも論文作成に必要な専門的基礎知識を両専攻で横断的に学べるように、専門基礎科目群を1年次に配置している。

続いて、1年次から2年次にプログラム演習科目群を配置し、学生の問題関心に応じた専門知識の涵養と論文作成の円滑化を目指している。さらに、学生が幅広い観点から研究テーマを選定し論文作成が行えるように、教員による集団指導を基本とする研究指導科目を2年次に配置している。これらの科目は、リサーチワークと位置付けられる。

博士後期課程では、1年次には、論文指導のコースワークとして、北東アジア超域研究指導Ⅰを配置し、2年次には論文執筆に向けた調査活動を行なう特別研究活動を配置している。3年次には博士論文執筆を具体的に進める北東アジア超域研究指導Ⅱを配置している。

なお、上記の科目区分、必修・選択の別、単位数については、大学院学則に明記するとともに、大学院生が入学した際に行われるオリエンテーションで、周知徹底を図っている【資料⑥～⑧】。

また、大学憲章の柱の3に掲げる「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」ために、中期計画No.18では、「大学院における社会人のリカレント教育に対応した弾力的なカリキュラムや制度の整備に向けた見直しを行う」としている。これに対応し、本研究科では、社会人の学びに配慮し、標準修業年限（博士前期課程2年）を超えた計画的な長期履修を認める長期履修学生制度を設けた。また、入学前に科目等履修生として講義科目を履修した場合、10単位を上限に参入可能な科目等履修生制度の活用も定めた【資料⑨～⑪】。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉 総合政策学部

ア 入学前教育と初年次教育

グローバル化時代を迎え、大学入学生の学力・学習意欲が多様化してきている。本学部は入学生の多様化に応えるために、初年次の教育内容と方法について工夫を凝らしている。

ここでは入学前教育、リメディアル教育、フレッシュマン・セミナーについて述べる。

○入学前教育

学力試験が科せられないAO入試、全国一般推薦入学試験、県内一般推薦入学試験合格者を対象に、学習習慣の維持、基礎学力の向上及び大学での学習への円滑な導入のために、次のような入学前教育を行っている【資料⑫】。

・AO入試

課題レポート：受験プログラムごとに指定された図書・資料を読み、レポートを作成し、教員が添削し返送する。

英語：学力に応じてアドバンスコース、スタンダードコース、ベーシックコースごとにテキストを送付し、週に一度課題を大学に郵送する。大学側が提出されたものを採点、コメントを付して学習者に返送している。（15回）

・全国一般推薦・県内一般推薦

新聞スクラップ作成：社会見識を深めることを目的とし、定期的実施状況を確認する。入学まで（さらには入学後も）継続して実施するよう指導している。

英語：内容はAO入試と同様で、10回。

なお、本学は、高大連携協定に基づく大学授業体験等を実施しており、島根県立浜田高等学校及び江津高等学校と高大連携協定を締結し、双方の教職員で構成する高大連携推進会議を開催し、高大の連携を通じた工夫と取り組みの可能性を協議・意見交換している。また高大連携事業の実施について島根県教育委員会との連携強化のための会議を開催し、共有すべき政策課題について意見交換を行っている【資料⑬】。

○リメディアル教育

入学生には英語・数学・国語のプレイスメント・テストを実施している。

英語の結果はクラス分けに使用される。また学力不足と判定された学生はリメディアル授業の「英語補習」を受講することが科せられる。数学の学力が不足していると判定された学生は、正規科目「統計と数学」の受講が義務付けられる。国語の学力が不足していると判定された学生は、国語補習教材の自習が義務付けられる【資料⑭、⑮】。

○初年次教育

総合政策学部は設立当初より初年次生必修のフレッシュマン・セミナーを開講しているが、平成23年度に文部科学省による就業力育成GP支援を活用して、フレッシュマン・セミナーの改革を行った。これまで通年で開講してきたセミナーを春学期フレッシュマン・スキル・セミナーと秋学期フレッシュマン・フィールド・セミナーに分割した。

フレッシュマン・スキル・セミナーは、大学生活への適応とアカデミック・スキル習得を中心とするセミナーであり、共通シラバスのもと、共通教科書を使用して実施している。教科書は平成22年度に授業担当者が内容を協議し、作成したものである。これは学習内容の標準化を目指す取組である。

秋学期フレッシュマン・フィールド・セミナーは、フィールド調査を組み込み、「現場からの問題発見」能力育成を目指すセミナーである。フィールドとして、行政、地方自治、経済・経営、中山間地域、地域と国際、文化・伝統というテーマに相応しい場所を選定した。これはディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に問題を発見・整理し、適切な解決策を導き、それを説得的に提示する能力を身につける」ための出発点として位置づけ

られるものである。

フレッシュマン・スキル・セミナー、フレッシュマン・フィールド・セミナーともに、1クラス15名程度で実施している【資料①、⑯～⑱】。

イ 総合演習科目

初年次生を対象とするゼミナール形式の授業（フレッシュマン・スキル・セミナー、フレッシュマン・フィールド・セミナー）の後を受けて、2年次から4年次までの専門教育をおこなうゼミナール形式科目「総合演習」を開講している。これは講義科目で学んだ知識を活用しながら現実的な課題を探求し、課題発見・探求能力を実践的に身につける、少人数（原則12名）の必修科目である。授業内容方法は多様であるが、教室外での実践的学習を奨励するために、大学の小型バスの利用を促し、また「学外研修費」を提供している（年間学生一人あたり3千円）。またこの総合演習の成果として卒業研究を必修としている【資料④、⑤、⑲、⑳】。

ウ 専門教育科目

専門教育は「社会」「政治」「国際関係」「政策」「法律」「経済」「経営」「環境」「キャリア体験」の9カテゴリーの科目で構成されている。そのうち「政治」「国際関係」「法律」「経済」「経営」は専門分野型カテゴリーであり、「社会」「政策」「環境」「キャリア体験」は課題探求型カテゴリーである。これだけ広範囲な社会科学系科目を開講しているのは、現代社会の複雑化した問題を探求し、具体的な政策提言を行うという総合政策学的教育を実践するためである。また幅広さとともに系統性を確保するために、それぞれのカテゴリーには初年次生向けの入門的科目から、次段階の発展的科目そして高度専門科目までをバランスを考慮して配置している。また北東アジア地域に係る専門科目を「社会」「政治」「国際関係」のカテゴリーに配置しているのは、日本海に面し、北東アジア地域との長い交流の伝統を有する島根県にあって、「北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点構築する」という大学憲章の柱の4に基づいた教育を推進するためである【資料②、⑨】。

エ 総合教養科目

「人間科学」「地理・歴史」「文化」の3カテゴリーに、主として人文科学系の科目を配置している。総合教養科目は人類の知の継承と市民教育を目指す科目であると同時に、「専門科目」に配置された社会科学系の科目から出発して、さらに現象の根底にある歴史、文化、人間への洞察へと導く科目でもある。前述のとおり、「総合教養科目」は、基本的に2年次以降に配当しているが、これは専門教育と有機的に結びつく教養教育を実現するためである【資料②】。

オ グローバルコミュニケーション科目

グローバル化、情報化する現代社会で活躍するための実践的スキルを身につける科目として、外国語科目（英語、中国語、韓国語、ロシア語）と情報科目を「グローバルコミュニケーション科目」として開講している【資料②、③】。

○英語科目

英語コミュニケーション能力育成を重視するカリキュラムをデザインしている。習熟度別少人数教育クラスを編成して学生のレベルにあわせた指導を行い、パソコンを活用する授業、多読（Extensive Reading）を組み込んだ授業、中国、韓国、ロシアの交流協定校と共同でタブロイド判の新聞を発行する授業、海外大学の学生とネットを通じて会話を実践

する授業など（平成19年度GP選定）、多面的な学修方法を取り入れている。また学内で年5回TOEIC試験を実施し、学習成果を確認する機会を準備している【資料②、⑪、⑫】。

○第二外国語（中国語、韓国語、ロシア語）

島根県の地理・歴史、政治・経済的条件を背景に、また北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点を構築するという大学憲章の柱の4を実現するために、北東アジア言語を第二外国語科目として開講している。初年次春学期には、学生の科目選択のための「北東アジア地域の言語と文化」を必修科目として配置している。第二外国語科目はいずれも基礎的運用能力を到達目標としている。中国語と韓国語は、4授業履修のAコースと8授業履修のBコースを開講し、学生のニーズに合わせて指導している。

中国語と韓国語については、複数開講される同一授業で同じ教科書を使用し、同一の試験を実施している。そのため担当教員は連絡会議を開催して、教育内容と進捗について連携をとっている【資料②、⑨、⑬】。

○情報科目

情報科目は「コンピュータ関連科目」と「統計関連科目」で構成している。コンピュータ関連科目は、情報機器の操作方法や、情報モラル、情報セキュリティといった高度情報化社会で必須となる技能と知識を必修科目として、また情報技術を活用した問題発見・解決能力を育成する科目を選択科目として開講している。また統計関連科目は、「ステップ式学習プログラム」（平成21年度GP選定）を採用し、理論的裏付けに基づく高度な分析能力を育成している【資料②、⑭～⑯】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

博士前期課程でコースワークとして位置付け、1年春学期に配置している専門導入科目は、社会学概論、地域研究総論、北東アジア超域研究総論、開発政策総論の4科目である。このうち、3科目を必修として定めており、北東アジア専攻の学生は開発政策総論を除く3科目を、地域開発政策専攻の学生は、北東アジア超域研究総論を除く3科目を履修することが望まれている。

専門導入科目同様、大学院での学びの基礎と位置付け、1年次に取得することが望まれているリサーチ科目群は、国際言語演習科目と情報解析科目の2つに分かれている。論文作成に必要な読解を中心とした語学能力を身につけるための国際言語演習科目は、英語、中国語、韓国語、ロシア語、モンゴル語、日本語の6言語、12科目設けられている。また、高度職業人として実証を踏まえた統計学的推計に基づく科学的分析を行う能力を身につけるための情報解析科目は、社会統計学やGIS研究など、6科目設けられている。リサーチ科目群の設置目的は、その後のテーマ別の学習に向けて必要なスキルを養成することにある。

続いて、1年秋学期には、専門的基礎知識を両専攻で横断的に学ぶ専門基礎科目群を設置し、国際関係総論、現代日本研究、中山間地域政策論など15科目開講している。また、修士論文へのスタートとして、プログラム演習科目の履修も求めている。プログラム演習科目は、56科目から選ぶことができ、学生の問題関心の広さに対応している。その上で、2年次には修士論文の指導に当たり、指導教員が開講する研究指導科目を設けている。

各科目の内容については、シラバスに掲載されているが、さらに各教員の研究領域につ

いても詳しくまとめた研究案内を作成し、学生の科目選択の一助としている

【資料⑥、⑦、⑳～㉓】。

博士後期課程では、北東アジア研究を進展させて超域研究を主体とした博士論文指導を行なうことから、論文指導のコースワークを明確にするために、1年次に「北東アジア超域研究指導Ⅰ」を、2年次に海外等で調査活動を行なう「特別研究活動」を、3年次に「北東アジア超域研究指導Ⅱ」を配置する。

「北東アジア超域研究指導Ⅰ」は、超域的問題に複数の方法を持して接近し、博士論文の完成をめざす博士後期課程1年次生を対象に指導を行う。「特別研究活動」は、原則として第2年次において論文完成のための基礎固めや論文完成に不可欠の研究課題を達成させることを到達目標とし、その達成のために行う研究指導である。「北東アジア超域研究指導Ⅱ」は、北東アジアの超域的問題を複数の方法によって研究し、博士論文の完成をめざし、かつ、「特別研究活動指導」の単位を取得した院生を指導する。「特別研究活動」によって固められた博士論文の基礎を発展させて、博士候補者試験と博士論文予備審査を確実に通過し、最終審査に合格することを到達目標として設定する【資料⑥、㉓】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

<1> 総合政策学部

○フレッシュマン・セミナーの改編

本学部は、開学当初からアカデミック・スキル教育を目的とするフレッシュマン・セミナー（初年次通年必修科目）を開講してきたが、平成23年度、アカデミック・スキル教育の効率化と標準化を図るために、春学期に共通シラバスと共通教科書に基づくフレッシュマン・スキル・セミナーを開設し、また、秋学期に初年次生の主体的学習態度育成と学修目的発見を目標とするフレッシュマン・フィールド・セミナーを開設することとした。この改編によって、初年次教育の目標の再定義と明確化、そして担当教員による共同作業（教科書作成、フィールド選定・交渉）による教育目標の共有化が促進された。なおこの取組は平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に認定された、「学修と就業の一貫性を構築するキャリア教育」プログラムの一部である【資料：⑯、⑱、㉒】。

○情報・統計科目におけるステップ式学習プログラム

本学部は、情報・統計科目を基盤科目として設置し、社会諸科学を実証的に研究するための技法の教育を推進してきた。しかし、本学の大多数を占める文化系学生は、情報・統計科目に対する苦手意識が強く、実際に実証的研究技法を用いてレポートや卒業研究をまとめる学生は少なかった。そこで、平成22年度から、情報・統計科目を「プログラム入門科目」「プログラム基礎科目」「プログラム応用科目」に整理し、あわせて「ステップ式学習テキスト」を開発して、着実な学習の進歩を図り、またTA相談室を設置して学習支援を行っている。なお、この取組は平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」大学教育推進プログラムに選定された【資料：㉒】。

○英語教育の先進的取組

本学部は、「北東アジアにおける英語使用環境の構築」（平成19年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に選定）に取り組んできた。これは北東アジアにおける

共通言語としての英語という特色に注目し、日本と北東アジアの英語学習者をICTで結び、日本・中国・韓国・ロシアの大学生1600人が英語で交流できる環境を構築することによって、英語力を向上させる取組である。支援期間終了後も引き続き語学学修支援室を開設し、また交流先をアメリカ、ペルー、サモアへと拡大するなど積極的に取り組んでいる【資料⑳、㉕、㉓】。

○入学前教育

入学前教育については、従前から継続して実施しているが、毎年入学した1年生を対象にした「志願動向調査」や入試区分とプレイスメントテストや授業成績との関連等についての分析から、その効果が検証されている。この調査結果を受け、本学では、平成20年度に自分の学力に応じた学習ができるように複数の教材を用意し入学前教育の改善を図った。また平成21年度には、英語の入学前教育においてアドバンス、スタンダード、ベーシックの中から自分の学力に応じたレベルを選択して学習できるように複数の教材を用意し、より取り組みやすいものへと見直した。さらに平成22年度では、各コースを選択するための判断基準となるコース選択テストの導入など、より取り組みやすいものへと見直した上で、きめ細やかな実施体制を整えた【資料㉒】。

＜2＞ 北東アジア開発研究科

博士前期課程の開講科目を専門科目と演習科目に区分して編成することで、専門科目受講を中心としたコースワークを1年春学期に履修し、演習・研究を中心とした演習科目をリサーチワークとして1年後期から2年に履修できるようにした。これにより、大学院設置基準第11条の「体系的に教育課程を編成するものとする」ことを厳格に解釈し、第1学期から段階を経て学位授与へと導くカリキュラムを編成した【資料㉗】。

②改善すべき事項

＜1＞ 北東アジア開発研究科

コースワークとして位置づけられた専門導入科目は、3科目を履修することを義務付け、1年次の春学期に集中的に配置し、授業は四週間単位で行うこととした。たが、時間割編成の結果、学生にも教員にも負担が生じることとなった。また、リサーチ科目では、国際言語演習科目を選んだ場合、外国語を2種類学ばなくてはならない。留学生などにとっては負担が大きい点が課題とされた。また、専門導入科目とリサーチ科目で10単位となり、卒業要件の1/3を占めている。この結果、コースワークとリサーチワークのバランスが、コースワークにやや偏る結果となり、修士課程の学びの集大成である修士論文に充てる時間が減っている。また、1年春学期にコースワークを集中して位置づけた結果、秋学期入学に対応し切れていない。これらの課題が今後改善すべき事項である【資料⑦、⑳、㉓】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞ 総合政策学部

フレッシュマン・セミナーの改編については、平成26年度の支援期間終了まで、文部科学省に中間報告を行いながら継続実施し、最終年度の成果検証を行う予定である。

情報・統計科目におけるステップ式学習プログラムについては、平成23年度末で文部科

学省の支援期間が終了する。最終成果の検証を行って、今後どの取組を継続するのかを検討する予定である。

英語教育の先進的取組については、文部科学省の支援期間は平成 21 年度に終了した。その後 2 年間学内措置によって取組を支援してきた。平成 24 年度以降は成果検証を行って、新たな支援計画を計画する予定である。

入学前教育については、効果が十分に上がっているものと判断されるが、引き続き入学者の学力分析を継続的に行いながら、将来に向けて、コストとベネフィットを勘案しつつ、より良い教材の発掘に努め、例えば、センター入試を活用した入学教育プログラムの開発検討など、より実効力のある入学前教育を実施していく。

〈2〉 北東アジア開発研究科

下記のとおりカリキュラム再編を行うにあたって、引き続き体系的な履修へ配慮したカリキュラム編成を行う。

②改善すべき事項

〈1〉 北東アジア開発研究科

平成 21 年の大学院再編後も、3 年間の管理期間の間、現行カリキュラムの適切性について、大学院担当教員と大学院生への聞き取りを通じて、検証を行ってきた。そこで明らかになった課題は、改善すべき事項のとおりである。これらの課題に対応するために、平成 24 年度にカリキュラム再編を行い、リサーチ科目群、専門基礎科目、専門導入科目の再編によるコースワークとリサーチワークのバランスの適正化、秋学期入学をにらんだコースワークの配置を行う予定である。

4. 根拠資料

- ① [4-B-01] ホームページ<教育目標等>
- ② [4-B-02] 総合政策学部カリキュラム・マップ
- ③ [4-A-01] 履修の手引き (P15, 16)
- ④ [4-B-15] ホームページ<ゼミナール>
- ⑤ [4-A-01] 履修の手引き (P21, 22)
- ⑥ [4-B-04] ホームページ<大学院教育課程編成の考え方>
- ⑦ [1-A-04] 大学院学則 (第 12 条)
- ⑧ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P3~)
- ⑨ [1-A-02] 大学憲章
- ⑩ [1-A-07] 中期計画 (No. 18)
- ⑪ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P4)
- ⑫ [1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H20~22 業務実績報告 (No. 2, 131)
- ⑬ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22 業務実績報告 (No. 7)
- ⑭ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22 業務実績報告 (No. 16)
- ⑮ [4-A-01] 履修の手引き (P8, 10)
- ⑯ [6-A-03] 就業力 G P パンフレット
- ⑰ [4-A-01] 履修の手引き (P21)

- ⑱ [4-A-02] シラバス (P155)
- ⑲ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 26)
- ⑳ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 77)
- ㉑ [2-B-02] 2012 大学案内 (P13, 14)
- ㉒ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 21)
- ㉓ [4-A-01] 履修の手引き (P9)
- ㉔ [4-A-01] 履修の手引き (P24)
- ㉕ [1-A-24, 2-B-02] 2011, 2012 大学案内 (P14)
- ㉖ [4-B-16] 情報教育におけるステップ式学習プログラムパンフレット
- ㉗ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P3)
- ㉘ [1-A-04] 大学院学則 (第 18 条)
- ㉙ [4-A-03] 大学院シラバス
- ㉚ [4-A-04] 研究案内
- ㉛ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P12)
- ㉜ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 1, 16)
- ㉝ [4-B-17] ホームページ<北東アジアにおける英語使用環境の構築 取組概要>
- ㉞ [2-B-07] 第 17 回北東アジア開発研究科委員会配付資料 大学院博士前期課程のカリキュラムの改編について (案)

教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

<1> 総合政策学部

○単位

本学部では、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、(1)講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位、(2)実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位、(3)講義、演習、実習又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じた時間の授業をもって1単位としている(学則第32条)。また、2時間の授業に対し4時間の教室外学習(予習・復習)が行われることを前提として、授業内容を構成しており、このことは「履修の手引き」を通じて、学生に説明している。すべての授業科目の単位数は学則別表1及び2、「履修の手引き」に示している【資料①、②】。

○一年間の授業期間

セメスター制を採用し、学年を春学期と秋学期の2学期に分けている(学則第11条)。各学期とも15回の授業と定期試験を実施できるスケジュールを組んでいる。平成23年度を例にとると、春学期の講義期間は4月4日～7月24日、試験期間は7月25日～7月29日、秋学期の講義期間は10月3日～2月8日、試験期間は2月9日～2月15日である。また春学期の9月5日～9月30日、秋学期の2月16日～2月28日は、集中講義期間としている【資料③、④】。

○各授業科目の授業期間

各授業は1回90分を単位として、週に1コマ行っている。ただし語学科目(英語・第二外国語)の一部の授業は前半クラス・後半クラスに分けて、1回45分の授業を週に2回行っている。またネットを介して海外大学と共同で実施している「異文化理解特別演習Ⅰ～Ⅲ」は、80分授業を週2回行っている。前述のように、各学期は15週の講義期間を確保しており、90分授業は15回、45分授業は30回行っている。また「異文化理解特別演習Ⅰ～Ⅲ」は海外大学の講義期間に合わせる必要があるため、変則的に80分授業を23～25回行っている。その他、例外的な授業として夏期休業中に約1ヶ月実施する「異文化理解研修」、同じく夏期休業中に10日間実施するインターンシップ(「企業体験実習」、「行政体験実習」)がある。集中講義は4～5日間で15コマ行っている【資料⑤、⑥】。

○授業を受ける学生数

講義科目の履修生の人数制限は行っていないが、例年最大で約260人、平均すると1クラス約80人である。

語学科目はきめ細かな指導を行う必要性から人数制限を行っている。英語の必修授業は5クラス開講し、また1クラスを2分割して45分授業を週に2回実施しており、1クラスの学生数は25名程度である。第二外国語クラスは、ベーシッククラス1クラスの定員を60名(通常2クラス開講、希望者が60名を超える場合は3クラス開講)、インテンシブクラス1クラスの定員を30名、ロシア語については1クラスの定員を50名としている。これらもクラスを2分割しており、実際のクラス人数はその半分である。

「総合化演習科目」のうちフレッシュマン・スキル・セミナー、フレッシュマン・フィールド・セミナーはそれぞれ17クラス開講し、受講生を15名程度に抑えている。「総合演習Ⅰ～Ⅵ」は1クラス12名を原則とし、最大で3名まで増員を認めてクラス編成を行っている【資料⑥】。

○授業の形態

本学部で開講している授業は講義と演習であり、「総合演習」(初年次のフレッシュマン・スキル・セミナー、フレッシュマン・フィールド・セミナー、2年次以降の総合演習Ⅰ～Ⅵ)を演習形式で行っている。「教育課程・教育内容」の現状の説明の(2)で述べたとおり、フレッシュマン・スキル・セミナーは大学生活への適応とアカデミック・スキル習得を中心とするセミナーであり、フレッシュマン・フィールド・セミナーはディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に問題を発見・整理し、適切な解決策を導き、それを説得的に提示する能力を身につける」ための出発点として位置づけ、また、総合演習は課題発見・探求能力を実践的に身につけるためのものとしており、「主体的に問題を発見・整理・解決し、現代社会の諸分野において着実に貢献できる人材を養成する」という教育目標の達成に向けて開講しているものである【資料⑦～⑩】。

○履修科目の登録の上限

履修登録にあたっては、卒業研究を除き、原則として一学年40単位を超えてはならないとしている(島根県立大学履修規程(以下「履修規程」という。)第3条)。例外的に編入生は、申し出があった場合年間50単位までの履修を認めている。また、卒業年次生については、申し出があった場合教務部長の判断によって履修制限を緩和することもある。

なお、(3)において述べるところにより不可、放棄とされた科目の単位も、年間の履修登録制限単位数に含まれる【資料⑪～⑬】。

<2> 北東アジア開発研究科

前述のとおり、博士前期課程には、リサーチ科目群、専門科目群、演習科目群、研究指導科目群の4つの科目群を設けている。このうち、リサーチ科目群と専門科目群の授業形態は講義であり、演習科目群は演習を実施し、多様な授業形態に基づく指導を実施している【資料⑭】。

なお、現行カリキュラムでは、1年次には主研究指導教員を設定せず、3名からなる研究指導教員が集団指導を実施している。中でも、1年次春学期に設置された基礎演習は、地域研究や開発政策研究などの学際的な色合いの濃い分野の研究を2年という限られた年限の中で深めていくために必要な「知的体力」を得るための技法について、研究指導教員3名のオムニバス形式の演習により教授し、受講生が幅広い観点から研究テーマを選定し、適切な研究指導計画を作る一助としている。その後、主指導教員と副指導教員の指導の下、研究計画を精緻化し、2年次では、研究指導計画のもとで修士論文の完成に向けた指導を行っている【資料⑮】。

博士後期課程では、主指導教員のもとで、1年次に研究計画を定め、2年次には論文執筆に向けた調査活動を特別研究活動として単位化している。これは、博士論文執筆に向けて、調査活動を行わないと、単位が取れないことを意味している。その上で、3年次には主指導教員の指導のもと、博士論文執筆を進めることとしている【資料⑯、⑰】。

また、単位化はしていないものの、全大学院生に合同発表会で学位論文の研究計画やそ

の進捗状況を報告することを求めている。合同発表会には、大学院生と大学院研究指導教員が参加し、指導教員以外の教員や先輩・後輩からの質問に答えるとともに、様々な助言を得ることで、多角的な視点から、研究に対する助言を得る機会を設けている【資料⑰】。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉 総合政策学部

本学部のシラバスは(1)「基本情報」(科目分類、時間割コード(※)、授業科目、科目コード、講義題目(※)、担当教員、対象学年、学期、曜日(※)、時限(※)、選択/必修、単位数)(2)「授業形態」(講義/演習)(3)「授業の概要」(授業の目的、到達目標)(4)「授業の内容」(15回の授業スケジュール)(5)「テキスト」(6)「参考文献」(7)「評価方法」(8)「その他」の8項目を共通のフォーマットで示している(※は、学内情報システムのみ)。シラバスは学内情報システムとホームページで公開するとともに、春学期開始時に冊子として学生に配布している【資料⑦、⑱】。

なお、平成21年度からはシラバスに「到達目標」を統一的に記載することにしたが、情報システムのフォーマットの変更が困難なため、システム更新時期までの間、暫定的に「授業の概要」項目の中に記載している。また、シラバスに「到達目標」を記述することの意味、「到達目標」→「評価方法」→「成績評価」という流れを教員が理解するために、シラバスをテーマとするFD研修会を平成20年度、21年度、22年度と3年連続して開催した【資料⑲】。

授業アンケートでは、全部で15の質問項目のうち3項目でシラバスに関する質問をしている。以下はその質問項目と平成22年度春学期と秋学期の平均ポイント(5点満点)であるが、何れも3点台後半から4点までの高得点を示している。このことから、シラバスは、科目選択から成績評価までの学修プロセスの中で十分な役割を果たしており、また、シラバスと授業内容、方法等は整合し、シラバスを通じて示した授業計画、成績評価方法・基準等は適切に履行されていると判断している【資料⑳】。

- ・04「シラバスは、講義概要、到達目標、成績評価基準等が明確に記述されており、履修登録に役立った」：平成22年度 春学期 3.80 秋学期 3.85
- ・05「授業はシラバスに沿って行われた」：平成22年度 春学期 3.90 秋学期 4.00
- ・14「シラバスに示されている到達目標が身についた」：平成22年度 春学期 3.71 秋学期 3.79

〈2〉 北東アジア開発研究科

本研究科のシラバスは科目分類、授業科目、科目コード、担当教員、対象学年、学期、選択/必修、単位数、授業形態、授業の概要(授業の目的、到達目標)、授業の内容、テキスト、参考文献、評価方法、その他の項目を共通のフォーマットで示しており、ホームページに掲載している。また、大学院生に対しては、各年度の最初の大学院生オリエンテーションの際に配布している。その際に、各教員の担当科目、プロフィール、所属学会、研究領域や関心を持っているテーマ、研究指導方針、指導可能な研究テーマ、研究業績リスト、主要業績3点とその概要を示した研究案内も配布し、指導教員選択の一助としている。

授業及び演習は、シラバスに記載された内容及び研究案内に示された研究指導方針に基づき進められている【資料⑲、㉑、㉒】。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1> 総合政策学部

○成績評価と単位認定

単位認定に関しては、学則において「授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、卒業研究については、適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える」(第30条)と規定している。さらに成績評価に関しては、学則及び履修規程において次のように規定している。

- ・試験の時期は学期末とし、試験は、筆記試験、レポートその他の方法により行う(履修規程第4条)。その他の方法は、出席の状況、課題の提出状況等である。授業科目の内容、形態に応じて科目担当教員の定める方法で総合的な判断により成績評価を行う。
- ・履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない(履修規程第5条)。
- ・成績評価は優80点以上、良70点以上80点未満、可60点以上70点未満、不可60点未満とし、優、良及び可を合格とする(学則第31条、履修規程第6条)。

履修登録をしながら試験を受けない、出席日数が足りない、レポートを提出しないなどの履修状況により担当教員が成績評価の対象とならないと判断した場合は「放棄」とし、成績評価を行わない。

なお、成績評価については履修の手引きに示しているほか個別の授業科目における成績評価の方法はシラバスに明示している【資料⑦、⑳～㉓】。

○成績評価厳格化の取組

中期計画において「成績評価等」という項目を立て、「新たな成績評価基準を作成するとともに、授業内容、成績評価基準、授業計画等を明示したシラバスを充実させる」(No. 60)こと、及び「学位授与に関する基本的な方針(ディプロマ・ポリシー)を明確化して運用する」(No. 61)ことを掲げた。このふたつは密接な結びつきがある。すなわち、ディプロマ・ポリシーとそれを具体化したカリキュラム・ポリシーにもとづき、個々の授業の到達目標を定め、到達目標の達成状況を判断するのにふさわしい評価方法を選択し、到達度を正確に測定して成績評価を行うという一連の流れを明確化することこそが、成績評価の厳格化に繋がるのである。前述したように、各授業の到達目標をシラバスに記載することは平成21年度から実施しており、「ディプロマ・ポリシー」は平成22年度に定式化したところである。またシラバスと成績評価に関するFD研修会も行ってきた【資料㉔、㉕】。

単位制度の趣旨を尊重するための最大の課題は、いかに授業外学修時間を増やし、1単位45時間学修を実現するかである。このため、学部では成績評価基準は学期末の試験のみで評価するのではなく、授業への出席を促し、小テストや中間レポート等を実施するよう教員に指導している。授業外学修時間を確保することは、個々の授業実践の工夫に大きく関わっている。授業アンケートでは教室外学習に関して「1回(90分)の授業に対して、平均してどのくらい授業外学修(予習・復習)を行ったか。①4時間以上②3時間程度③2時間程度④1時間程度⑤30分以下」という質問を行っている。平成22年度春学期の回答では、授業外学習時間の平均が1時間弱となっている【資料⑦、㉖】。

○他大学又は短期大学等で取得した単位の認定

本学部では、学生が国内外の大学又は短期大学等の授業科目を履修し、修得した単位について、60単位を超えない範囲内で、単位を認定している（学則第33条、第34条）。具体的な運用の指針として（1）単位互換、（2）留学した学生の単位認定、のふたつを定めている【資料⑳～㉓】。

- ・単位互換:島根大学との間で単位互換協定を締結しているほか、「教育ネットワーク中国」に加盟し、単位互換事業を実施している。また、放送大学の授業科目を履修し、修得した単位についても同様に認定している。
- ・留学した学生の単位認定:英語圏、中国語圏、韓国語圏、ロシア語圏の国における教育施設等において本学1 Semesterに相当する期間以上学修した場合、TOEICなどの外国語能力試験の成績等により単位認定することとしている。

＜単位互換制度の実績＞

| | H19 | | H20 | | H21 | | H22 | |
|---------------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| | 派遣 | 受入 | 派遣 | 受入 | 派遣 | 受入 | 派遣 | 受入 |
| 島根大学 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育ネットワーク中国（広島地区の大学） | 0 | 8 | 0 | 22 | 0 | 3 | 2 | 0 |
| 放送大学（本学での開講） | 22 | 0 | 6 | 0 | 13 | 0 | 18 | 0 |
| 合計 | 24 | 8 | 6 | 22 | 13 | 3 | 20 | 0 |

○入学前の既修得単位認定

編入学又は転入学する前の他大学等における既修得単位等の認定を受けようとする場合、学則別表1に掲げる科目（総合政策学部総合政策学科履修科目）については66単位を、学則別表2に掲げる科目（教育職員免許状受領資格取得関係科目）については27単位を上限として認定している。こうした認定の原則及び手続は島根県立大学編入学等に関する規程に規定するとともに、編入学生募集要項に記載している。また、本学短期大学部からの編入生については、本学部と短期大学部との協議を行い、単位読替表を作成している【資料㉔～㉗】。

編入学、転入学及び再入学以外の場合は、本学に入学する前の他の大学等における既修得単位等について、60単位を超えない範囲内で認定している（学則第35条）【資料㉘】。

＜2＞ 北東アジア開発研究科

○成績評価と単位認定

単位認定に関しては、大学院学則において「授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。」（第13条）と規定している。さらに成績評価に関しては、大学院学則及び島根県立大学大学院履修規程（以下「大学院履修規程」という。）において次のように規定することで学生にも周知し、基準に従って適切に単位認定を行っている。

- ・試験の時期は学期末とし、試験は、筆記試験、レポートその他の方法により行う（大学院履修規程第4条）。
- ・履修登録を行っていない学生及び授業科目等の出席時間数が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない（大学院履修規程第5条）。

・成績評価は優80点以上、良70点以上80点未満、可60点以上70点未満、不可60点未満とし、優、良及び可を合格とする（大学院学則第22条、大学院履修規程第6条）。

なお、文部科学省に提出した島根県立大学大学院北東アジア開発研究科設置の趣旨等を記載した書類では、成績評価は、試験の結果に加え、発表、討議等における積極性、課題提出物の内容、出席状況などを総合的に判断して評価を行うとしている。

こうした規程等を踏まえた講義・演習ごとの成績評価基準は、シラバスに明示している【資料⑭、⑳～㉔】。

○他大学の大学院で取得した単位の認定

本研究科では、学生が国内外の大学院の授業科目を履修し、修得した単位について、10単位を超えない範囲内で認定している（大学院学則第15条）。なお、前述のとおり、「教育ネットワーク中国」に加盟し、単位互換事業を実施しているほか、海外の大学院とは、交換留学生の相互派遣の制度を整えつつある【資料㉕、㉖、㉗】。

○入学前の既修得単位認定

入学前の他の大学院における既修得単位等の認定を受けようとする場合、10単位を上限として認定している（大学院学則第17条）。こうした認定の原則及び手続は、島根県立大学大学院入学前既修得単位等の認定に関する規程に規定している。また、本学大学院の科目等履修生として修得した単位の認定についても、同様に規定している【資料：㉘、㉙】。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 総合政策学部

F D委員会が中心となって授業の内容及び方法の改善を図るための取り組みを行っている。委員会の主な活動は授業アンケートとF D研修会の実施である。

授業アンケートは各学期末に全科目について実施している。アンケートは15の質問項目（5段階評価）と自由記述より成り、学生はウェブで回答を入力する。アンケート結果は各教員に開示され、教員はアンケート結果を受けてフィードバック・シートを作成し、授業の改善点などに関するコメントを記入する。フィードバックは学内LANで公開されている。アンケートの回答率はほぼ40%を超えており、フィードバック実施率もこれまでのところ70%の水準を維持している【資料㉚】。

F D研修会は各学期1回をめぐりに実施しており、外部講師による講演・ワークショップ、学内教員による懇談会という形を取っている。平成21年度及び平成22年度において「Word2007の使い方」「授業デザインから成績評価まで」「大人数講義における教授法」「わかりやすいシラバスの作成」をテーマとして研修会を行った。参加者による事後アンケートの結果をみれば、研修会に対する満足度は高いといえる。

本学は教員数約50名という小規模大学であり、F Dを含めた高等教育の専門家は不在である。また、F D委員会は輪番制の委員会であり、長期間F D活動を担う人材を育成するのは困難である。そのような弱点を補うために、F D委員は学外のセミナーに積極的に参加し、そこで得たノウハウを持ち帰って学内のF D活動に活かすという取り組みを行っており、その成果が蓄積されつつある【資料㉛】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

本研究科の教員は、学部教員との兼務であり、前述のFD研修会に参加している。

また、大学院生の学びと生活については、北東アジア開発研究会委員会と学生生活委員会が共同で研究・生活実態調査を行っており、その過程で、教育内容が適切な成果に結びついているか検証を行っている。さらに、大学院合同発表会は、研究指導の成果を他の大学院教員と共有するという成果も生んでおり、これにより、研究指導の質向上に取り組んでいる【資料⑰、⑳】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

<1> 総合政策学部

授業アンケートの結果、シラバスに関する質問項目は平均で5点満点中3点台後半から4点までの高得点を示しており、シラバスは、科目選択から成績評価までの学修プロセスの中で十分な役割を果たし、また、シラバスと授業内容、方法等は整合し、シラバスを通じて示した授業計画、成績評価方法・基準等は適切に履行されているといえる。

授業アンケートは平成16年度より実施しているが、近年の動向に即したものとするために平成22年度にアンケート項目の見直しを行った。また、同一項目で実施された平成16年度と平成21年度の結果を比べてみると、ほとんどすべての項目で数値の上昇が見られた。アンケートを踏まえ、各教員が努力した結果、本学の教育力が向上したといえる。【資料㉑】

<2> 北東アジア開発研究科

大学院の研究指導においては、研究指導教員の集団指導による演習が基礎演習という形で単位化されていると共に、合同発表会での報告を通じて、他の研究指導教員からの助言も受けられる仕組みを整えている。これにより、学生は多角的な視点から学位論文をまとめることが可能になっている。また、同時に、学位論文の作成過程と研究指導過程を透明化することにより、同級生や下級生にとっても学位論文執筆プロセスが参考になると共に、研究指導教員間での研究指導の質も向上しつつある【資料⑰】。

②改善すべき事項

<1> 総合政策学部

FD研修会への年1回以上の参加率90%以上を数値目標として掲げているが、22年度実績で64%にとどまっている【資料⑳】。

<2> 北東アジア開発研究科

複数の研究指導教員が集団指導を行うことは、前項にあげたとおり多くのメリットを産んでいるが、1年次に主指導教員を決めない仕組みは、大学院生から見れば、大学院での研究を始めるにあたって一義的に相談する教員が不明確であることも意味する。そのため、学生にとっては、複数の異なる研究指導を受けることによる混乱を生む可能性もあるため、改善が必要である【資料⑰】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 総合政策学部

シラバスについて、今後とも内容の充実に努め、授業内容、方法とシラバスとの整合性を図っていくとともに、シラバスに沿って授業及び成績評価を適切に履行していく。

また、授業アンケートの結果を踏まえ、今後は、授業公開や授業検討会、あるいは授業コンサルテーションなどを検討し、大学組織として教育の改善に活かしていく。

〈2〉 北東アジア開発研究科

平成 24 年度以降に導入される新カリキュラムにおいて、集団指導のメリットを活かすため、大学院生の合同発表会は継続して実施することとした。

②改善すべき事項

〈1〉 総合政策学部

教育の質保証を図り、個々の教員の教育力向上を目指して、教員の F D 活動（研修会等）への参加率の向上を重点項目として取り組むほか、F D 研修を日常化する方法として、学内ネットワーク上に「F D フォーラム」を開設し、F D 情報発信及び指導方法、教育方法等の情報交換を行い、F D 活動（研修会等）への年 1 回以上の参加率 90%以上を目指し努力する。

〈2〉 北東アジア開発研究科

複数の研究指導教員の集団指導のメリットを活かしつつ、課題を改善するために、平成 24 年度以降に導入される新カリキュラムでは、1 年次から主指導教員を決定することとした。一方で、前述のとおり大学院生の合同発表会は継続して実施することとした。

4. 根拠資料

- ① [1-A-03] 学則（第 29 条、第 32 条）
- ② [4-A-01] 履修の手引き（P14）
- ③ [1-A-03] 学則（第 11 条）
- ④ [4-A-01] 履修の手引き（P5）
- ⑤ [4-A-01] 履修の手引き（P11）
- ⑥ [4-A-05] 学部時間割表
- ⑦ [4-A-02] シラバス
- ⑧ [4-A-01] 履修の手引き（P21, 22, 28）
- ⑨ [4-B-01] ホームページ<教育目標等>
- ⑩ [4-B-15] ホームページ<ゼミナール>
- ⑪ [4-B-18] 履修規程（第 3 条）
- ⑫ [4-B-19] 卒業年度の履修登録に関する申し合わせ
- ⑬ [4-A-01] 履修の手引き（P7）
- ⑭ [4-A-03] 大学院シラバス
- ⑮ [1-A-26] 2011 大学院案内（P3, 4）
- ⑯ [1-A-04] 大学院学則（第 12 条）
- ⑰ [1-A-26] 2011 大学院案内（P4）
- ⑱ [4-B-20] ホームページ<シラバス>
- ⑲ [1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H20～22 業務実績報告（No. 60）

- ⑳ [4-B-21] 授業アンケート結果
- ㉑ [4-B-22] ホームページ<大学院シラバス>
- ㉒ [4-A-04] 研究案内
- ㉓ [1-A-03] 学則 (第 30 条、第 31 条)
- ㉔ [4-B-18] 履修規程 (第 4 条～第 6 条)
- ㉕ [4-A-01] 履修の手引き (P19)
- ㉖ [1-A-07] 中期計画 (No. 60, 61)
- ㉗ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 60, 61)
- ㉘ [1-A-03] 学則 (第 33 条、第 34 条)
- ㉙ [4-A-01] 履修の手引き (P39～41)
- ㉚ [4-B-05] 教育ネットワーク中国ホームページ<単位互換>
- ㉛ [1-A-03] 学則 (別表 1、別表 2)
- ㉜ [4-B-23] 島根県立大学編入学等に関する規程 (第 10 条)
- ㉝ [5-A-06] 2011 編入学生募集要項<一般選抜> (P7, 8)
- ㉞ [5-A-07] 2011 編入学生募集要項<推薦入試> (P7, 8)
- ㉟ [4-B-24] 総合政策学部への短期大学部からの進学者の単位認定取扱要領
- ㊱ [1-A-03] 学則 (第 35 条)
- ㊲ [1-A-04] 大学院学則 (第 13 条、第 22 条)
- ㊳ [4-B-25] 大学院履修規程 (第 4 条～第 6 条)
- ㊴ [1-B-01] 島根県立大学大学院北東アジア開発研究科設置の趣旨等を記載した書類
- ㊵ [1-A-04] 大学院学則 (第 15 条)
- ㊶ [4-B-06] 島根県立大学と中央民族大学の学生相互派遣に関する覚書
- ㊷ [1-A-04] 大学院学則 (第 17 条)
- ㊸ [4-B-26] 島根県立大学大学院入学前既修得単位等の認定に関する規程
- ㊹ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 133)
- ㊺ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 77)
- ㊻ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 64)

成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉 総合政策学部

本学部では、平成 21 年度から卒業時における学習成果を測定するために、卒業生による自己評価調査を実施している。大学で身につけた力について 22 の質問項目を設定し、4 段階評価を行った。回答率は実施時期が異なるので単純比較はできないが、平成 21 年度 93.8%、平成 22 年度 72.2%と高水準となっている。平成 22 年度の調査結果では、他人と協調・協同して行動すること (3.32 ポイント)、社会の一員としての意識をもち、社会に積極的に参加すること (3.18 ポイント)、ものごとを批判的に、多角的に考えること (3.16 ポイント) に高い数値が出た。

卒業生のこうした自己評価から、本学部における教育の結果、教育目標「養成する人材像」にある「幅広い市民的教養と高度の専門知識、豊かな人間性と高い倫理観を有し、主体的に問題を発見・整理・解決し、現代社会の諸分野において着実に貢献できる人材を養成する」を高い水準で達成していることがうかがえ、教育目標に沿った成果が上がっているといえる【資料①、②】。

大学の教育成果が学生を通して社会に還元されるという意味において、就職は大学にとって極めて重要な意味を持っている。学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で社会に送り出すという、本来大学が果たすべき社会的使命と責任を十分に認識し、全教職員が協力してその責務を全うすることが求められる。

本学部では、こうした認識のもとに、前述の教育目標を踏まえ、入学段階から将来を見据えたキャリア形成を個々の学生が進められるよう、段階的かつ幅広い内容を盛り込んだ「キャリア支援プログラム」を整備し、学生に対し、しっかりとした職業観を持つ人材とすべく指導を行い、各学生の適性を考慮しつつ社会へと送り出すことに努めてきた。その結果、初めての卒業生から 8 期を平均して 96.2%という高い就職率を維持し続けており、また、平成 23 年度卒業生については平成 23 年 5 月 1 日現在 96.8%となっている。このことは、教育目標に基づいて育て、送り出した学生たちが社会において高く評価され、受け入れられているということであり、教育目標に従った人材育成が達成された成果と考えられる【資料③、④】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

旧北東アジア研究科博士前期課程、旧開発研究科修士課程及び現行の北東アジア開発研究科博士前期課程では、これまで 80 人余りの修了者をうんだ。これらの修了者は、国内外の企業で活躍したり、あるいは、本大学院の博士後期課程、あるいは他大学院の博士後期課程に進学し、活躍している。

また、本大学院の博士後期課程からは、6 名の博士号取得者が誕生しているが、そのうち 5 名は国内外の大学の専任教員に、残りの 1 名もシンクタンクで職を得るなど、極めて充実した成果を得ている。これは、教育目標として設定した高度職業人の養成及び研究者養成を明確に果たしていると言える【資料⑤】。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈1〉 総合政策学部

本学部では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の現状の説明の(1)において述べた卒業要件を満たした者について、卒業の認定を行うこととし、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与するものとしている（学則第 39 条）。また、本学部を卒業した者に、学士（総合政策学）の学位を授与することとしている（学則第 40 条）。なお、卒業要件については、履修の手引き及びホームページに掲載し、学生に周知している【資料⑥～⑧】。

本学部卒業認定にあたっては、教務委員会が卒業判定原案を作成し、教授会が卒業判定を行っている。また、学部の学びの集大成と位置づけ、必修科目としている卒業研究については、まず教務委員会が「卒業研究作成要領」に示された条件をクリアしているかどうかの形式審査を行い、その後、教員が成績評価を行うという、二重審査システムを導入し、厳格な成績評価・単位認定を行っており、質保証を確保している。卒業認定及び卒業研究に係る成績評価等に当たっては、ディプロマ・ポリシーを踏まえて審査を行っている。また、卒業研究の作成スケジュール、記述形式、審査の基準等については、「卒業研究作成要領」により学生に示している【資料⑨～⑫】。

また、その卒業研究の成果を在学生や市民に公開することによって評価を受ける仕組みをふたつ持っている。ひとつは優秀卒業研究発表会であり、もうひとつは地域振興に関する提言を含む優秀卒業研究・論文の発表会であり、優秀な卒業論文に対しては、浜田市長賞が授与されている。いずれも卒業研究指導教員が推薦する卒業研究の中から専門委員会による審査を経て選出された卒業研究を発表する会である。こうした取組によっても、論文の水準の向上を図っている【資料⑬】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

本研究科では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の現状の説明の(1)において述べたように、博士前期課程及び博士後期課程の別に規定された学位授与の要件にのっとり、学位授与は実施されており（大学院学則第 18 条）、博士前期課程北東アジア専攻を修了した者には修士（社会学）の学位を、同課程地域開発政策専攻を修了した者には修士（開発研究）の学位を、博士後期課程北東アジア超域専攻を修了した者には博士（社会学）の学位を授与することとしている（大学院学則第 20 条）【資料⑭】。

学位の授与に係る審査については、島根県立大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び島根県立大学大学院学位審査実施細則（以下「学位審査実施細則」という。）に定められている。

具体的には、博士前期課程では、課程における所定単位修得の審査及び、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験（口頭試問含む）とする（学位審査実施細則第 2 条第 2 項）。修士論文の口頭試問は、論文提出者の専攻から 2 名、他専攻から 1 名の計 3 名の論文指導教員が実施し、広範な視点から審査を実施している。

博士後期課程では、学位の授与にあたり、博士候補者試験、博士論文予備審査、学位論文審査（公開審査及び口頭試問、又は筆答試験含む）の 3 段階を経ることを定めている（学位審査実施細則第 2 条第 1 項）。博士候補者試験では、研究者として必要な基礎的な資質を獲得し、博士論文を完成するに足る知識を有しているか確認している。続いて、博士論

文としてふさわしい論文を完成するための準備が進んでいるか、予備審査を通じて確認する。その上で、学位論文審査にあたっては、学位規程第7条の規定により、審査委員会に大学院学則第19条第2項に規定する学外委員を加え、学内外に公開された審査会の場で審査を行っている。無事に博士号を取得した修了生の学位論文要旨と学位論文審査結果要旨は、大学ホームページで公開している（学位規程第15条）。

このような仕組みを整えることで、学位審査及び修了認定の客観性と厳格性を確保している。また、こうした修了の要件及び学位論文の審査基準については、規程に定めるとともに、大学院案内により学生に示している【資料⑮～⑲】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

<1> 総合政策学部

卒業生による自己評価調査結果では、各種の項目で高い自己評価が得られており、本学部における教育の結果、教育目標を高い水準で達成していることがうかがえ、教育目標に沿った成果が上がっているといえる【資料①、②】。

また、必須正課授業であるキャリア形成（1年生、3年生の春学期）における企業人を招聘した講義等や文部科学省の補助事業を積極的に活用した就職支援プログラムが「早期の職業観醸成」に寄与している。また、既卒者アンケートにおいて、役立ったとされたキャリア支援プログラムは授業である「キャリア形成講座」のほか、「学内企業説明会」「就活バス」「SPI対策」などであった。その結果として、高い就職率を維持している【資料⑳、㉑】。

<2> 北東アジア開発研究科

特に大学院博士後期課程では、顕著な成果を得ているが、その背景には、北東アジア地域研究センターとの密接な連携がある。北東アジア地域研究センターの市民研究員との共同研究や、大学院博士後期課程の学生を同センターの准研究員として採用し、研究費を付与することで、博士論文執筆に向けた現地調査や資料収集が可能になっている。また、准研究員として採用される課程で、自らの研究計画を練り、申請書に必要な事項を記入するという作業は、競争的資金の獲得にあたって重要なスキル習得の一助ともなっている。これらの取り組みを通じて、研究者として必要な研究遂行能力を養成している【資料㉒、㉓】。

②改善すべき事項

<1> 北東アジア開発研究科

博士後期課程では、平成21年の大学院再編時に秋学期入学を認めたため、春学期終了後の修了も可能であるが、博士前期課程では、秋学期入学を認めていないため、最短の学習期間による春学期終了後の修了が不可能である。そのため、国内外の秋学期入学を実施している大学院博士後期課程への進学が不利な形になっている。今後、秋学期入学とその結果としての春学期卒業を可能にするような適切な改善策を講じる必要がある【資料㉔】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉 総合政策学部

卒業生の自己評価については今後も調査を継続し、教育内容・方法の改善に活用し、引き続き教育目標に沿った成果をあげることができるよう図っていく。

また、学生の社会人基礎力の育成を目指すため、低年次のキャリアの授業内容の見直しのほか、大学全体の人材育成をミッションとして共有し、文部科学省の補助事業である「就業力育成事業」を活用した学修と就業の一貫性を構築する事業」を実践することにより、引き続き高い就職率を確保していく。

〈2〉 北東アジア開発研究科

今後も、大学院生に適切な支援を行うこと等により、研究者として必要な研究遂行能力の養成を図っていく。

②改善すべき事項

〈1〉 北東アジア開発研究科

改善する事項としてあげた秋学期入学ー春学期卒業を可能にするために、博士前期課程のカリキュラム改編を行うこととし、大学院カリキュラム見直し検討小委員会での検討を経て、平成24年度から必要な措置をとることとした。

4. 根拠資料

- ① [4-B-27] H22年度卒業生調査の概要
- ② [4-B-01] ホームページ<教育目標等>
- ③ [6-A-03] 就業力GPパンフレット
- ④ [2-B-01] ホームページ<進路状況>
- ⑤ [3-B-05] 2012 大学院案内 (P12)
- ⑥ [1-A-03] 学則 (第39条、第40条)
- ⑦ [4-A-01] 履修の手引き (P15, 16)
- ⑧ [4-B-28] ホームページ<卒業要件>
- ⑨ [4-B-29] 卒業判定の手続きに関する申し合わせ
- ⑩ [4-B-30] 卒業判定の手順
- ⑪ [4-A-07] 卒業研究作成要領
- ⑫ [4-A-08] 卒業研究の形式的審査事項
- ⑬ [4-B-31] 学報 No. 46
- ⑭ [1-A-04] 大学院学則 (第18条、第20条)
- ⑮ [4-A-09] 学位規程 (第7条、第15条)
- ⑯ [4-A-10] 学位審査実施細則 (第2条)
- ⑰ [1-A-04] 大学院学則 (第19条)
- ⑱ [4-B-32] ホームページ<博士号の授与>
- ⑲ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P9, 12)
- ⑳ [4-B-33] ホームページ<キャリア支援プログラム>
- ㉑ [4-B-34] 既卒者アンケート
- ㉒ [4-B-35] 島根県立大学北東アジア地域研究センター研究員等選考規程 (第2条)

- ②③ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 55, 56, 58, 103)
- ②④ [2-B-07] 第 17 回北東アジア開発研究科委員会配付資料 大学院博士前期課程のカリキュラムの改編について (案)

5. 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1> 大学全体

○大学としての学生受け入れ方針

本学では、大学憲章の理念・目的に基づき、次のとおり公立大学法人島根県立大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

- ・幅広い基礎的な教養、学力を持つとともに、自分の考えを適切に表現できる人
- ・さまざまな課題に積極的に取り組む意欲と行動力を持ち、自らを高めようと志す人
- ・北東アジアをはじめとするグローバルな社会や地域社会で活躍したい人

この受入方針は、ホームページや大学案内、入学者選抜要項、募集要項（巻頭）等に明示し広く公表している【資料①～⑩】。

○障がいのある学生の受け入れ方針

本学は、平成19年10月に、「障がいのある学生のための修学支援方針」を定め、その冒頭で「障がい者受入にあたっての基本理念」を公表し、諸規程を整備し、修学支援体制、修学支援の年間予定表、障がい別入学試験特別措置、障がい者受け入れのための施設・設備、修学支援メニューを整備済みである。また、ホームページにも「障がい者支援」の項目を設けている【資料⑪、⑫】。

<2> 総合政策学部

総合政策学部では、上記の全学アドミッション・ポリシーをもとに入学者受け入れ方針として学部のアドミッション・ポリシーを定め、学部の教育理念と教育の特色を踏まえて「求める学生像」を次のように示している。

- ・島根県立大学総合政策学部の教育理念と教育内容を十分に理解し、本学部において期待される人材となるべく、必要とされる基礎学力とともに、自らを成長させようとする高い勉学意欲と適性を有している人。
- ・社会の動きに対して積極的な関心を持ち、そこに見られる諸問題を広い視野の中での確に把握し、多角的なアプローチによってその解決策を考えてみたい人。
- ・社会科学を中心とした幅広い分野の学問を学ぶとともに、「国際関係」「北東アジア」「社会経済」「地域政策」のいずれかについてさらに深く学んでみたい人。
- ・知識の習得にとどまらず、「豊かな人間性」を育み、実践的な問題発見・解決能力とコミュニケーション能力を鍛え、社会人として求められる資質をバランスよく向上させたい人。
- ・本学部での学びを自らの生き方と関わらせ、積極的に今後のキャリア形成に活かしていこうとする人。

なお、本方針は、ホームページや大学案内、入学者選抜要項、募集要項（巻頭）等に掲載し周知するとともに、高校訪問や大学見学会等でも積極的にアピールしている【資料②、③、⑤～⑩、⑬】。

<3> 北東アジア開発研究科

北東アジア開発研究科では、大学憲章並びに本研究科の教育目標及び養成する人材像を

踏まえ、次のとおりアドミッション・ポリシーを定め、大学院案内及びホームページで広く公表している【資料⑭、⑮】。

○北東アジア専攻（博士前期課程）

- ・日本を含む北東アジア地域についての政治・経済・歴史・社会・文化に関する高度で広範な知識と北東アジア地域言語の基本的運用能力を持ち、これを踏まえて独自の問題意識により、この地域に共通して存在する課題を発見し、国際関係論や地域研究などの従来の方法論を越えた新たな研究手法の開拓に取り組みながら、独創的な視点で研究を行う意欲を持つ者。
- ・北東アジア地域の特に政治と経済、社会に関する関心や、北東アジア地域言語の運用能力をもって、地域社会と国際社会両面にわたる広い知識を身につけ、この地域に存在する現実の問題を日本との現実との関係で広く捉えた実践的な研究活動を行い、その活動成果を活かしながら現実の問題を把握・分析する能力を涵養し、課程修了後は、北東アジア地域において高度職業人として活躍しようとする意欲を持つ者。

○地域開発政策専攻（博士前期課程）

- ・社会のグローバル化と情報技術の高度化が地域社会に与えたインパクトについて十分理解し、日本国内における地域開発に関する研究を比較研究の手法を用いて応用・発展させ、北東アジアにおける超域研究にまで昇華できる可能性を持つ者。
- ・北東アジア地域からの留学生などで、北東アジアにおける地域政策の課題について高い問題意識を持ち、その課題解決に向けて日本国内における施策の現状と社会システムへの理解を深めて、課程修了後に北東アジア地域の地域開発に関連する業務に従事する意欲と情熱を持つ者。
- ・過疎化・少子高齢化、地域間格差など、我が国における政策的諸課題が先鋭化している島根県を中心としたフィールドの中で、地域社会の実態を調査分析する能力と実践的な社会科学の理論に裏打ちされた施策立案能力とを身につけて、地域においてリーダーシップを発揮して活躍したいと考えている者。

○北東アジア超域専攻（博士後期課程）

- ・既存の複数の学問・方法論を踏まえた上で、北東アジア研究や地域開発研究に関し、北東アジアについての総合的な専門知識と言語能力を活かしながら、新しい有効な学問・方法論を創出し運用する能力を身につけて、日本を含む北東アジア社会を支える企業、国際交流を支援・推進する公的機関、NGOやNPO等の新たな組織において活躍しようとする意欲を持つ者。
- ・実践的諸科学総合の超域的研究方法を持して、一国一地域を越えて遍在する超域的問題群の研究に取り組み、大学・研究機関において北東アジア地域の研究に従事する教員・研究者をめざそうとする強い意欲を持つ者。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1> 総合政策学部

○学生募集の公正性及び適切性

学生募集にあたっては、受験生に対して公正な機会を保証すべく、高校生や進路指導担当者をはじめ、できるだけ多くの関係者に本学のメッセージが届くよう、あらゆるチャネルや媒体を通じて、情報発信している。

毎年年度初めに公表する「入学者選抜要項」では、巻頭にはアドミッション・ポリシーを示して、志願者への明確な指針を示している。また入試区分ごとに、募集人員、出願資格、選抜方法（大学入試センター試験を利用する場合の詳細、個別学力検査内容の詳細、小論文や個別面接の着眼点、配点、試験会場などを受験生に明確に示す。）、出願手続、合格発表、入学手続等の詳細について記載し、受験生に戸惑いが生じないように心がけている。

平成 22 年度における学生募集活動の実績は、次のとおりである【資料⑤～⑩、⑬～⑲】。

- ①入学者選抜要項、大学案内及び入試区分毎の募集要項を作成し、関係先に送配付
- ②教員による県外の高等学校訪問（中四国の 8 県 152 校）
- ③高等学校等からの要望に応じて大学見学会を実施（10 回）
- ④オープンキャンパスの実施（2 回）
- ⑤広島大学、島根大学と共に石見地区合同入試説明会の実施（2 回）
- ⑥県内高等学校等との進路指導懇談会の実施（2 回）
- ⑦高等学校や業者が主催する進学ガイダンス、進学相談会への参加（のべ 24 回）
- ⑧受験情報誌、資料請求媒体、進学情報ウェブサイトへの広告
- ⑨ホームページへの入試情報、高大連携事業、科目等履修生・聴講生の募集などの掲載

○入学者選抜の公正性及び適切性ー平成 23 年度入学者選抜の概要ー

本学では、アドミッション・ポリシーで明示されている「求める学生像」に沿った学生を、多様な入学者選抜方法で受け入れている。公正かつ適切な入学者選抜を実施するにあたっては、下記のとおり多様な入学者選抜区分を設け、受験生それぞれの個性が活かせる選抜方法を工夫し、また本学にとっても有為な学生が確保できるよう努力している【資料⑤～⑩、⑬、⑲】。

- ①一般選抜（前期日程）（定員 80 名）：「大学入試センター試験の成績及び個別学力検査の成績」または「大学入試センター試験の成績」により評価し、調査書の内容を参照しながら合否を決定する。
- ②一般選抜（後期日程）（定員 20 名）：大学入試センター試験の成績及び個別学力検査（個別面接）の成績により評価し、調査書の内容を参照しながら合否を決定する。
- ③アドミッション・オフィス入試（総合評価型）（定員 20 名）：大学入試センター試験及び個別学力試験を課さず、受験生に、本学の理念、教育目標、カリキュラムの特色、求める学生像を十分に理解してもらい、本学を志願する者に対して、能力・適性、学習意欲、目的意識を総合的に判定する選抜である。面接試験と提出された書類（課題、志願理由書、出身学校の調査書）により、本人の能力・適性、学習意欲、目的意識、表現力等を面接により総合的に評価し、合否を判定する。
- ④全国一般推薦入試（定員 30 名）：大学入試センター試験を課さず、志願理由書・学校長推薦書・調査書の内容、本学が実施する小論文試験、個別面接により総合的に評価し、合否を決定する。
- ⑤県内一般推薦入試（定員 70 名）：島根県内の高等学校を卒業見込みの者等が出願資格

を有し、大学入試センター試験を課さず、志願理由書・学校長推薦書・調査書の内容、本学が実施する小論文試験、個別面接により総合的に評価し、合否を決定する。

- ⑥社会人特別選抜（定員若干名）：社会人としての経験を5年以上有する者が出願資格を有し、大学入試センター試験を課さず、出願書類の内容、本学が実施する小論文試験、個別面接により総合的に評価し、合否を決定する。
- ⑦帰国子女特別選抜（定員若干名）：保護者の海外勤務等によりやむを得ず外国の学校教育を受けている者が出願資格を有し、大学入試センター試験を課さず、出願書類の内容、本学が実施する小論文試験、個別面接により総合的に評価し、合否を決定する。
- ⑧私費外国人留学生特別選抜（定員若干名）：日本国籍を有しない者が出願資格を有し、大学入試センター試験を課さず、出願書類の内容、日本留学試験、本学が実施する小論文試験、個別面接により総合的に評価し、合否を決定する。
- ⑨特別選抜（交流県留学生）（定員若干名）：島根県が友好交流協定を締結している交流県（韓国慶尚北道、中国吉林省及び寧夏回族自治区）の高校卒業程度の若い人材を受け入れるもので、日本語試験、小論文試験、面接試験の成績により総合的に評価し、合否を決定する。
- ⑩3年次編入学（一般選抜）（定員5名）：小論文試験の成績、個別面接試験の成績、書類審査（出身学校での履修の状況及び志願理由書）により総合的に評価し、合否を決定する。
- ⑪3年次編入学（推薦）（定員10名）：島根県内の短期大学卒業見込みの者が出願資格を有し、個別面接試験の成績、書類審査（出身学校での履修の状況及び志願理由書）、推薦書により総合的に評価し、合否を決定する。

○入試実施体制の公正性及び適切性

本学では、学生募集及入学者選抜を公正かつ適切に行うために、全学運営組織としてアドミッションセンターを平成19年に設置し、入学者選抜試験の実施に関すること、学生募集広報活動に関すること等の業務を行っている。アドミッションセンターには、センター長及び副センター長を置き、センター長が指名する教職員をもってセンター運営会議を組織して、業務を運営している【資料⑳、㉑】。

本学において、学生募集及び入学者選抜を公正かつ適切に実施するための司令塔的役割を果たすのは、アドミッションセンターであり、入学者選抜の公正かつ適切な実施は、アドミッションセンターの最優先事項である。

学生募集に係る入学者選抜要項及び入試区分ごとの募集要項の作成並びに試験実施要領の作成に際しては、アドミッションセンター運営委員会（平成22年度は10回開催）が、現場の声を適切に汲み取りつつ、入試区分ごとにその都度、前年度版を検証し、より公正性・適切性を高めた改訂新版を作成している。

また入試問題の作成業務に際しては、アドミッションセンター運営委員会において、前年度入試の反省点や改善点を洗い出し、その検証結果を、その都度、次年度の問題作成方針や問題作成要領、問題作成に係る注意事項・留意点などの改訂に活かしている。

入試問題の作成過程においては、問題作成のスケジュール管理から、問題作成方針、問題作成に係る注意事項、入試問題のクロスチェックの方法等まで、一連のマニュアルを用意することで問題作成の進行状況を適切に管理している。

同様に入試実施後は、採点、採点チェック体制、アドミッション運営会議による予備判定、教授会による合否判定、そして合格発表に至るまで、後述する入試点検も含めて、公正かつ適切な入試実施体制を整えている。

○入学者選抜の公平性・妥当性・透明性確保のための方策（入試成績等の本人への開示）

本学では、入学者選抜を公正かつ適切に実施する上での公平性・妥当性・透明性を確保する方策のひとつとして、希望者（受験生本人に限る。）に対して入試成績等の情報開示を行っている【資料⑤～⑦】。

○聴講生・科目等履修生制度

昨今の生涯教育の高まりの中で、本学では、多様な学習者の受け入れを行う体制を整備し、「地域に開かれた大学」として、上記の特別入試（社会人）とは別枠で、聴講生・科目等履修生を受け入れている。

聴講生は、一般の学生と同じ科目を受講できる制度で、受講したい科目を1つ又は複数履修し、パートタイムで学習できる制度である（単位認定なし）。

科目等履修生は、一般の学生と同じ科目を受講し、試験に合格すると単位を取得することができる制度で、受講したい科目を1つ又は複数履修し、パートタイムで学習できる制度である（在学期間は2年間）【資料⑳、㉓】。

〈2〉 北東アジア開発研究科

北東アジア開発研究科では、アドミッション・ポリシーに基づき、国内外の多様な人材を求めるために、下記のとおり様々な入学者選抜制度を設けている【資料㉔～㉗】。

- ①一般選抜（募集人員は、博士前期課程北東アジア専攻5名、地域開発政策専攻5名、博士後期課程北東アジア超域専攻2名）：博士前期課程においては筆記試験（外国語及び専門科目）、面接試験、研究計画書の内容及び成績証明書等を総合して行い、博士後期課程においては筆記試験（外国語）、面接試験、修士論文、研究計画書の内容及び成績証明書等を総合して行う。
- ②外国人留学生特別選抜（募集人員各専攻若干名）：日本国籍及び日本における永住資格を有しない者が出願資格を有し、博士前期課程においては小論文試験、面接試験、研究計画書の内容及び成績証明書等を総合して行い、博士後期課程においては、面接試験、修士論文、研究計画書の内容及び成績証明書等を総合して行う。
- ③社会人特別選抜（博士前期課程のみ。募集人員各専攻若干名）：社会人で官公庁、企業若しくは研究機関から派遣された者又は大学卒業後3年以上を経過した者が出願資格を有し、小論文試験、面接試験、研究計画書の内容及び成績証明書等を総合して行う。
- ④大学3年次生対象特別選抜（博士前期課程のみ。募集人員各専攻若干名）：大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者が出願資格を有し、筆記試験（外国語及び専門科目。北東アジア専攻は小論文あり。）、面接試験、研究計画書の内容及び成績証明書等を総合して行う。
- ⑤国外特別選抜（募集人員各専攻若干名）：日本国外に居住する者が出願資格を有し、小論文試験（日本語又は英語）、面接試験（日本語又は英語）、研究計画書の内容、修士論文等（博士後期課程の場合）及び成績証明書を総合して行う。試験会場は、中華人民共和国北京市及び上海市、大韓民国蔚山市並びにロシア連邦イルクーツク市及びウラジ

オストック市に設置する。

- ⑥推薦入試（博士前期課程のみ。募集人員各専攻若干名）：所属大学における教員が責任を持って推薦することを要し、面接試験、研究計画書の内容及び成績証明書を総合して行う。
- ⑦本研究科博士前期課程在籍者の博士後期課程進学（募集人員若干名）：面接試験及び博士前期課程での成績内容を総合して行う。
- ⑧中央民族大学学生選考（募集人員若干名）：学生の相互派遣に関する覚書を交わしている中央民族大学（中華人民共和国）の学生を対象としており、面接（日本語）、研究計画書の内容、修士論文（博士後期課程のみ）及び成績証明書を総合して行う。なお、入学検定料、入学料及び授業料は、免除している。

中期計画では、「大学院修士・博士課程においては、学部と大学院の連続的な教育課程を構築するとともに、専門教育と研究指導を充実させ、高度な専門職業人及び北東アジア研究の中核を担う研究者等を養成する」としている。これに従い、上記④の大学3年次生対象特別選抜を設けている【資料③】。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1> 総合政策学部

総合政策学部では、前述のとおり、選抜区分ごとに適切な定員を設定し、学生を受け入れ、定員を管理している。

○入学定員の超過状況

本学の入学定員は220名である。平成23年4月入学者数は243名で入学者数比率は1.10である。平成22年度の入学者数は249名で入学者数比率は1.13、以下、平成21年度は238名で1.08、平成20年度は237名で1.08、平成19年度243名で1.10である。なお、過去5年間の平均入学者数比率は1.10である【資料④】。

○収容定員の超過状況

本学の収容定員は910名である（1、2年は各220名、3、4年は各235名（編入学定員を含む。））。平成23年5月1日現在の在籍学生数は1017名で在籍学生数比率は1.12である【資料④】。

○編入学定員の超過状況

本学の3年次編入学定員は15名であり、収容定員は3、4年生2学年で30名である。平成23年5月1日現在の在学者数は22名で在籍学生数比率は0.73である【資料④】。

<2> 北東アジア開発研究科

大学院再編後の3年間の学生受け入れの状況を示す一つの指標である入学者数／入学定員の過去3年間の経過は、それぞれ1.25（平成21年度）、1.08（平成22年度）、1.00（平成23年度）とおおむね適正な学生受け入れ管理を行っている。

平成23年5月1日現在の北東アジア開発研究科の在籍学生は、博士前期課程が19名、博士後期課程が10名の計29名である。収容定員は、博士前期課程が20名、博士後期課程が6名であり、博士前期課程、博士後期課程、両課程計の大学院在籍学生数比率は、それぞれ0.95、1.67、1.12である。博士前期課程については、おおむね1.00であり、適正に

管理されているといえる。博士後期課程については、平成 21 年の大学院再編以前の博士後期課程の定員は 1 学年 6 名であり、現在の 2 名よりも大幅に多く、この 3 年間はその移行期間と考えれば、大幅な過剰状態ではないと認められる。また、平成 20 年度以前の旧カリキュラムでは、1 学年 6 名体制に対応しており、現時点での在籍者に対しても適切な対応を講じる体制は整っている【資料⑳】。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 総合政策学部

○学生募集及び入学者選抜の定期的な検証と入試制度改革

本学では、前述のとおり全学運営組織としてアドミッションセンターを平成 19 年に設置し、それ以降、前年度の実績を踏まえた上で学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証し必要に応じて改善を行い、入学者確保の総合的な対策を実施している【資料㉑】。

また、本学は、中期計画 (No. 4) において「アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を実施するとともに、毎年度の応募状況の分析を通じて、受験生にとって多様な選択ができる選抜方法、日程、内容を検討し、実施する」こととし、各年度計画で「アドミッション・ポリシーに基づいた入試を実施するとともに、入試の評価・分析と改善項目の確認を行い、必要な事項について改善を実施する」旨定めている。これらを踏まえて、総合政策学部では、次のような改革を展開してきた【資料㉒～㉔、㉖～㉘】。

- ・平成 20 年度入試から、一般選抜（後期）について、センター試験は 1 科目から 2 科目（英語必須）に変更し、センター試験と面接点の比率を 5：5 から 7：3 に変更した。
- ・平成 21 年度には、入試結果の本人への成績開示に関して募集要項に申請書を掲載するなど情報公開を積極的に進めた。
- ・平成 22 年度には、入試結果の本人への成績開示については期間の短縮、統一化により、事務の効率化を図った。

○入試点検による定期的検証

本学では、従前より入学試験の実施結果に誤りがなかったかを検証するために、すべての入試区分を対象として、第三者委員会による入試点検を実施している。入試点検委員は、教員 2 名と職員 2 名から構成され、入試点検の結果、これまでの入試業務について、適正に実施されたことが検証されている。

〈2〉 北東アジア開発研究科

大学院入試に関しては、検討課題を見つけ、適宜対応してきている。中期計画において、「北東アジア地域の大学を中心とした留学生の受入れ推進」として、「韓国、中国、ロシアからの優秀な留学生を確保するために入学試験制度の見直しを行う」(No. 11) 及び「英語に加えて中国語のホームページを作成するなど、海外に向けた広報活動を強化する」(No. 12) としていることを受け、中国、韓国、ロシアにおいて留学生を対象とした国外特別選抜入試を実施しているほか、平成 23 年度入試に向けて、大学院案内パンフレットについては英語版・中国語版を、募集要項については英語版・中国語版・韓国語版を作成し、交流協定校等に配付した。さらに、大学ホームページでは、日本語のみならず、英語、中国語、韓国語のホームページを作成し、海外に向けた広報活動を強化している【資料㉙～㉛】。

また、平成 23 年度には、志願者減少に対応するため、大学院入試実施方法検討小委員会を設置し、適切な改善策を検討した上で、平成 24 年度入試にその改善策を反映させている。さらに、大学院運営委員会では、留学生が多い状況を鑑み、秋学期入学をにらんだカリキュラム改革の必要性を指示するなど教育研究組織のあり方について適切な検討を行っている。その結果、大学院博士後期課程について、秋学期入学を認めることとし、適切な教育研究組織への改革を進めている【資料⑤⑩、⑤⑪】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

<1> 総合政策学部

○学生の受入方針の明示

本学では、中期計画 No. 3 において、「全学共通のアドミッション・ポリシーを策定するとともに、各学部・学科それぞれのアドミッション・ポリシーとあわせて公表し、適宜見直しを実施する」と規定している。このことを受けて、平成 19 年度に大学としてのアドミッション・ポリシーを作成するとともに、総合政策学部としてのアドミッション・ポリシーを作成し、公表した。さらに、平成 19 年度以降の各「年度計画」を受けて平成 20 年度には、学部のアドミッション・ポリシーを受験生にわかりやすい表現に修正した【資料⑤②、⑤③】。

○学生募集・入学者選抜・入試実施体制の公正性及び適切性

平成 19 年度の「業務の実績に関する評価結果」においては、県評価委員会が特に高く評価する「顕著な成果が見られた事項」として、その冒頭に「アドミッションセンターによる効果的な学生募集戦略と全学的取組の成果によって高い志願倍率を獲得」とが明記され、また平成 20 年度も高い志願倍率の維持によって同様の評価を獲得し、「平成 21 年度一般選抜試験において県立大学が公立大学の中でトップクラスの高い志願倍率を維持したことは、高大連携への取組など大学における着実な学生募集戦略の成果であるとともに、高い就職率や、特色ある教育内容など、県立大学における全学的取組の成果でもあると考える」と評価された。同様に平成 21 年度も、「定員を超える学生の確保、高い志願倍率の維持」が「顕著な成果が見られた事項」として明記され、平成 22 年度も同様の評価を得られた。したがって、本学の学生募集および入学者選抜は、公正かつ適切に実施されていると判断される【資料⑤④】。

○入試点検による定期的検証

入試点検については、平成 21 年度に、それまですべての入試が終了した年度末に行なっていた入試業務点検作業を、試験区分ごとに実施するよう改め、万が一ミスが見つかった場合でも迅速に対応できるよう改善した（これまでミスはなし。）【資料⑤⑤】。

<2> 北東アジア開発研究科

前述のとおり様々な入学者選抜制度を設け、国外への広報活動を行い、留学生の受入れを進めているほか、中期計画において早期履修制度の活用による学部と大学院の連続的な教育課程を充実させること (No. 10) としていることを受け、早期履修制度及びリサーチ科目履修制度を実施し、学部生が大学院の講義を早期履修することができる制度や入学前既習得単位の認定についても制度を整備している。また、中期計画において、社会人等を積

極的に受け入れる制度を導入する（No.8）としていることを受けて、社会人の大学院生に配慮した長期履修制度を設け、標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修を認めており、多様な人材の確保に努めている【資料⑥、⑦】。

②改善すべき事項

＜1＞ 北東アジア開発研究科

博士前期課程の大学院生には、日本語で講義を実施し、修士論文も日本語で執筆することを求めているが、日本語能力が十分でない留学生にとっては、大きな負担となっている。入学前に来日できる入学者に対しては、入学前教育として日本語教育を実施しているが、日本語担当教員にとっても大きな負担であり、来日が4月になる留学生にとっては、このような入学前教育による日本語能力向上の機会がない。その結果、日本語能力が不十分なまま大学院教育をはじめてしまう事例が見られた【資料⑧】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞ 総合政策学部

○学生の受け入れ方針の明示

引き続き、学生の受け入れ方針を積極的に周知していくとともに、必要に応じて、見直しについても検討する。

○学生募集・入学者選抜・入試実施体制の公正性及び適切性

学生募集、入学者選抜及び入試実施体制については、公正性及び適切性を確保しつつ、引き続き、高い志願倍率の維持を図る。

○入試点検による定期的検証

入試点検による入試業務の定期的検証は、これまで効果的に機能してきたが、引き続き、本学の入試業務が公正かつ適切に実施されるような制度設計を継続的に検討する。

＜2＞ 北東アジア開発研究科

留学生を多く受け入れている実態を踏まえ、大学院博士前期課程について、秋学期入学を認めること等入学者選抜制度の適切な検証及び見直しを行うとともに、積極的な広報を行い、多様な人材の確保を行う。

②改善すべき事項

＜1＞ 北東アジア開発研究科

北東アジア開発研究科のアドミッション・ポリシーでは、北東アジア地域や北東アジア地域政策に関する高い関心を持つ者を求める学生像として提示し、さらに留学生特別選抜や国外特別選抜といった留学生向けの選抜制度を実施しているため、北東アジア地域からの留学生は一定の数を占めることになる。しかし、その中には日本語能力が不十分な学生も過去見られたので、2012年度入試（2011年度実施）からは、博士前期課程においては、日本語能力試験2級又はN2以上の合格を、外国人留学生の出願要件として定めることとした。

4. 根拠資料

- ① [1-A-02] 大学憲章
- ② [5-B-01] ホームページ<アドミッション・ポリシー>
- ③ [1-A-24] 2011 大学案内 (P41)
- ④ [5-A-01] 2011 入学者選抜要項 (P2)
- ⑤ [5-A-02] 2011 募集要項<一般選抜>
- ⑥ [5-A-03] 2011 募集要項<アドミッション・オフィス入試>
- ⑦ [5-A-04] 2011 募集要項<全国一般推薦入試、県内一般選抜入試>
- ⑧ [5-A-05] 2011 募集要項<社会人特別選抜、帰国子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜>
- ⑨ [5-A-06] 2011 編入学生募集要項<一般選抜>
- ⑩ [5-A-07] 2011 編入学生募集要項<推薦入試>
- ⑪ [5-B-02] 障がいのある学生のための修学支援方針
- ⑫ [5-B-03] ホームページ<障がい者支援>
- ⑬ [5-A-01] 2011 入学者選抜要項 (P3)
- ⑭ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P2)
- ⑮ [5-B-04] ホームページ<大学院アドミッション・ポリシー>
- ⑯ [5-A-01] 2011 入学者選抜要項
- ⑰ [1-A-24] 2011 大学案内
- ⑱ [5-A-08] 2011 交流県留学生候補者「能力試験」実施要項
- ⑲ [5-B-05] 高校訪問リスト等
- ⑳ [5-B-06] ホームページ<入試情報>
- ㉑ [5-B-07] ホームページ<高大連携>
- ㉒ [5-B-08] ホームページ<科目等履修生募集>
- ㉓ [5-B-09] ホームページ<聴講生募集>
- ㉔ [1-A-05] 組織規則 (第 24 条)
- ㉕ [5-B-10] 島根県立大学・島根県立大学短期大学部アドミッションセンター運営規程
- ㉖ [5-A-09] 2011 大学院学生募集要項<一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、大学3年次生対象特別選抜>
- ㉗ [5-A-10] 2011 大学院学生募集要項<国外特別選抜 中国会場>
- ㉘ [5-A-11] 2011 大学院学生募集要項<国外特別選抜 大韓民国会場>
- ㉙ [5-A-12] 2011 大学院学生募集要項<国外特別選抜 ロシア会場>
- ㉚ [5-A-13] 2011 大学院学生募集要項<推薦入試>
- ㉛ [5-A-14] 2011 大学院学生募集要項<博士後期課程進学>
- ㉜ [5-A-15] 2011 大学院学生募集要項<中央民族大学>
- ㉝ [4-B-06] 島根県立大学と中央民族大学の学生相互派遣に関する覚書
- ㉞ [1-A-07] 中期計画
- ㉟ 大学基礎データ
- ㊱ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22 業務実績報告 (No. 2)
- ㊲ [1-A-07] 中期計画 (No. 4)

- ③⑦ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 4)
- ③⑧ [5-A-01] 2011 入学者選抜要項 (P6)
- ③⑨ [1-A-07] 中期計画 (No. 11, 12)
- ④⑩ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 11, 12)
- ④⑪ [5-B-11] 2011 大学院案内<英語版>
- ④⑫ [5-B-12] 2011 大学院案内<中国語版>
- ④⑬ [5-B-13] 2011 大学院学生募集要項<英語版>
- ④⑭ [5-B-14] 2011 大学院学生募集要項<中国語版>
- ④⑮ [5-B-15] 2011 大学院学生募集要項<韓国語版>
- ④⑯ [5-B-16] ホームページ<大学院 日本語版>
- ④⑰ [5-B-17] ホームページ<大学院 英語版>
- ④⑱ [5-B-18] ホームページ<大学院 中国語版>
- ④⑲ [5-B-19] ホームページ<大学院 韓国語版>
- ⑤⑰ [5-B-20] 第 21 回北東アジア開発研究科委員会配付資料 大学院入試実施方法検討小委員会の設置について
- ⑤⑱ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P12)
- ⑤⑲ [1-A-07] 中期計画 (No. 3)
- ⑤⑳ [1-A-09, 1-A-13] H19, 20 業務実績報告 (No. 3)
- ⑤㉑ [1-A-10, 1-A-14, 1-A-18, 1-A-22] H19～22 業務の実績に関する評価結果
- ⑤㉒ [1-A-17] H21 業務実績報告 (No. 4)
- ⑤㉓ [1-A-07] 中期計画 (No. 8, 10)
- ⑤㉔ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 8, 10)
- ⑤㉕ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P14)

6. 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生支援に関する方針としては、中期目標において、「学生生活に対するきめ細かな支援を実施するとともに、心身の健康管理体制の整備を図る」こと、「就職に対するきめ細かな支援を実施する」こと、「授業料減免制度や授業料奨学融資制度などを実施する」こと等を定めている。さらに、中期計画においては、修学支援、生活支援、進路支援に関し次のように定めている【資料①～③】。

○修学支援に関する方針

- ・リメディアル教育

学生の修学意欲を向上させるためにリメディアル教育の充実を図る（中期計画 No. 16）。

- ・障がいを持つ学生への支援

障がいを持つ学生が支障なく学生生活を送れるよう支援を図る(同No. 79)こととし、平成19年度に障がい者受入に当たっての基本理念等を定めた「障がいのある学生のための修学支援方針」を策定した。

- ・経済的な支援

成績優秀者や経済的に困難な学生への授業料免除などの奨学制度を設け、意欲のある学生が修学しやすい環境づくりを行うとともに、学業その他の分野で模範となる学生を対象に新たな奨学制度を創設し、運用する(同No. 74、88)。また、適切なアルバイト情報を提供するとともに、学内業務に学生アルバイトを活用する(同No. 89)。

○生活支援に関する方針

- ・学生生活への支援

学生の多様な相談に応えるため、学生相談室の機能充実を図るとともに、気軽に相談ができるよう担任制を継続して実施する(同No. 75、76)。

学生の生活実態調査や学生との意見交換を実施し、結果をフィードバックし学生支援策の改善を図る(同No. 77)。

後援会等と連携して、各種サークル活動やボランティア活動等の学生の自主的活動やキャンパス間の学生交流を支援する(同No. 78)。

- ・ハラスメント防止のための措置

学内におけるハラスメント行為防止のために全学的な体制を整備するとともに、人権に関する相談体制を充実させ、研修会を開催する(同No. 182、183)。

- ・留学生受入れ体制の充実

交流県留学生等の留学生に対し独自の奨学制度などにより支援を図る(同No. 125)。

また、学生寮の確保、留学生の外部奨学金獲得の支援など適切な生活支援を行う(同No. 126)。

○進路支援に関する方針

全学運営組織としてキャリアセンターを設置し、学生の進路決定を支援する(同No. 80)。

- ・就職支援

入学時から将来にわたる体系的なキャリア支援プログラムを実施する（同 No. 81）。

また、関係機関と連携して就職先の開拓を図るとともに（同 No. 82, 83）、キャリアサポーター制度の継続、インターンシップ制度の充実を図る（同 No. 84, 25）。

- ・進学等に対する支援

大学院進学、海外留学に関するきめこまかな情報提供を実施する（同 No. 86）。

- ・国家試験等や資格取得の支援

国家試験合格や就職試験合格を目指す講座及びさまざまな資格取得を支援するための講座を開講する（同No. 87）。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

学生への修学支援としては、ゼミ担当教員が日頃からゼミ生の状況把握に努めるとともに、必要に応じて相談・指導を行っている。そうした中で、留年および休・退学等の可能性がある学生に対しては、ゼミ担当教員と情報を共有したうえで学部長が必要に応じて保護者も含め個別に面談し、詳細に状況を把握、進路相談等をしたうえで、方針決定を行っている。また、本学では、授業や学校生活全般に関する質問や相談、あるいは個人的な指導等を受けるための時間（オフィスアワー）を制度化し全専任教員が設定している【資料④～⑥】。

また、リメディアル教育として、国語のプレイスメントテストを実施し、1年次の演習科目であるフレッシュマンセミナーにおいて日本語のテキストを副本として使用し、ゼミ単位で個別に指導を行ったほか、英語教育においては、TOEIC試験結果をもとに学生の学力を分析し、学力不足と思われる学生に対し高校のOB教員による英語の補講を実施し、英語の学力の底上げを行っている。情報科目については、学習能力に応じた履修登録の要否の決定を行った【資料⑦】。

さらに、学習相談に対応するために、英語学習支援のための「語学学習支援室」(Language Learning Support Room) と情報教育学習支援のための「TA相談室」を設けている。

大学院においては、「集団指導」の一環として、授業以外で毎月2回程度、博士前期課程・後期課程合同発表会を開催している。院生が自分の研究について報告を行い、教員や他の院生から多角的な視点で研究に対する助言を得る機会を設けている。「集団指導」により演習・研究指導の充実が図られている【資料⑧～⑩】。

障がいのある学生への修学支援としては、前述した「障害のある学生のための修学支援方針」に基づき、平成20年度にはバリアフリー機能を備えたマイクロバスを購入したほか、平成22年度には研修「発達障害を持つ大学生への支援」を実施した【資料⑪】。

経済的支援については、以下のとおり多様なメニューを用意し、きめ細かい支援を実施している【資料⑫～⑬】。

- ・授業料減免制度

成績優秀かつ経済的に困難な学生への授業料減免制度は開学以来の最も重要な経済的支援であり、制度内容は、説明会を開催し、周知を行っている。平成23年度は、春学期57名、秋学期48名に対し全額減免を行った。

- ・入学時特待生制度

平成19年度創設。毎年度4名の入学生を4年間授業料全額免除とする。

- ・成績優秀者奨学金給付制度

平成20年度創設。平成23年度では、2年次以上計12名に給付を行っている。

なお上記の授業料減免制度及び奨学金制度については、意欲ある学生への学習支援の拡充という観点から、減免制度から給付型奨学金制度への変更、対象学生の拡大、成績優秀者奨学金制度の拡充等を行うこととし、平成24年度新入生から適用することとした。

- ・島根県立大学奨学金

法人化時、旧NEAR財団（北東アジア地域学術交流財団）から継承した基金を原資とする独自の奨学制度であり、外国人留学生に給付する。

- ・異文化理解研修等の海外研修奨学金

本学では外国語能力の向上を図るとともに、研修国の社会・文化・歴史を理解することにより学生の国際感覚を涵養し、国際人としての自己認識を深化させるためことを目的として、8月の夏期休業期間中約4週間の日程で異文化理解研修としてアメリカ、中国、韓国、ロシアの4カ国に毎年多数の学生を派遣している。この海外研修にあたって経済的に参加が困難な学生を支援するため、平成21年度から奨学金制度を設けた。平成22年度からはさらに制度を拡充し参加希望者全員に助成を行っている。

さらに、平成23年度には、内閣府の青年海外派遣事業に参加した本学学生5名に対しても同様の奨学金を支給した。

- ・外部奨学金制度の利用

外部の奨学金制度についても、日本学生支援機構奨学金他、応募者の中から候補者を推薦している。

情報提供については、学内システムであるフォーラム（電子掲示板）、メール等にて行い、日本学生支援機構奨学金については、加えて説明会を開催、周知を図っている。

- ・その他主な経済的支援

その他、以下のように多くの新たな制度を創設する等、経済的支援を充実させている。

- ・授業料奨学融資制度：平成18年度創設。金融機関が授業料相当額を融資し、在学中の利子を法人が補給する制度で、平成22年度秋学期には3名が補給をうけた。
- ・平成22年度、経済的に困惑している学生支援のために修学用パソコン貸与制度を創設し、平成23年度新入生5名に貸与を行った。

北東アジア開発研究科在籍の院生に対して、奨学金、学費免除、研究助成等の経済的支援を以下のように行っている【資料⑩～⑱】。

- ・島根県立大学奨学金

前述のとおり、旧NEAR財団から継承した基金を原資とする奨学金。博士後期課程在籍日本人学生も給付対象

- ・外部奨学金応募の支援（ロータリー米山記念奨学金等）

外部の奨学金制度の積極的利用のため、募集等あれば直ちに情報を伝えている。

- ・各種費用免除・減免

入学料全額免除、授業料全額免除、寮費全額免除について、授業料全額免除1名が日本人である以外は留学生となっている。

- ・研究助成

「競争的課題研究助成」及び「市民研究員との共同研究助成」の2つの研究助成を実施している。

・その他支援

学内業務への学生アルバイトの活用との観点から、19年度にTAを、22年度にRAを導入したが、22年度春学期には、RA：1名、TA：延べ17名、秋学期にはTA：延べ11名任用した。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

○心身の健康保持・増進への配慮

学生の生活支援については、修学支援と同様に、学生と最も近い存在のゼミ担当教員が相談体制の第1段階を担っており、まずゼミ担当教員と各科目担当教員が出席状況を把握し、欠席が多い等問題ある学生にはゼミ担当教員が面接・指導等の支援を行っている。その上で、対応困難な場合には学生サポート室等が専門的立場から対応することとしている。

なお、希望する学生は、直接学生サポート室等に相談を申し込むことが可能であり、学生の秘密は守られている。また、学生サポート室等からゼミ担当教員に連携を申し出ることがある【資料④、⑱、⑳】。

学生相談体制については、平成21年度に強化し、総合窓口として「学生サポート室」を新たに設置し、相談員が常駐することとした。「学生サポート室」は、カウンセリング、指導、助言だけではなく、学生の居場所としての役割も大きい。

学生相談については、現在以下の4つの相談窓口を設けており、担当者がそれぞれの専門性を活かして相談業務に従事している。学生への案内は、毎年全学生に配布される学生便覧で説明し、及びパンフレット配布、Eメール、掲示により行っている【資料⑱～㉑】。

- ・学生サポート室：常駐の相談員が対応。総合窓口として相談に応じる。
- ・医務室（身体・健康相談）：看護師が対応。専門医療機関の紹介も行っている。
- ・心理相談：臨床心理士の資格を有する教員が対応。相談日は、週1日であるが、この日だけでは対応できない場合には、別途相談日を設定している。心理相談では、希望者に心理検査を実施している。
- ・精神保健相談：非常勤精神科医が月1回2時間対応。精神衛生に関する医学的な相談に応じている。

体制の整備により、平成22年度学生相談者数は、実人数、述べ数とも増加しているが、特に述べ数の増加が著しい【資料㉒】。

この他、学生生活委員会委員（教員）による「学生何でも相談」制度を平成19年度に創設し、学生生活に関するあらゆる悩みに相談に応じている【資料⑤】。

GHQ精神健康調査は、開学当初は新入生に実施していたが、平成21年度からは1、3年生、平成22年度からは1年生、3年生、大学院生に実施している。心理的な負担が大きいと思われる者や結果伝達希望者に、結果を伝えている【資料⑳】。

○安全・安心の確保

本学では以下のとおり学生の安全・安心確保のためさまざまな取り組みを実施している【資料⑳、㉓】。

- ・安全教育として、毎年新入生のオリエンテーションでの安全指導並びに警察署による

防犯講習の実施

- ・寮における対策として、寮規則遵守の徹底、監視カメラの設置等
- ・希望者への防犯ブザーの貸与、防犯スプレー等の配布
- ・教職員及び委託業者による市内の夜間巡回パトロール など

○ハラスメント防止のための措置

島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程に基づき、キャンパス・ハラスメント防止委員会を設置し、相談員を配置し相談体制を整備した。学生には、「学生便覧」の中で説明、周知を図っている。また、毎年度、学生、教職員を対象に人権研修を行っている【資料⑤、⑯、⑳】。

○留学生への配慮

留学生は、1回生は本学の校地内にある「学生寮」、2回生以上は「国際交流会館」と本学の寮に居住しており、全員住居が確保されている。

また、新入生に対しては、日本人学生をチューターとして任命し（23年度6名）、生活上の指導や学習上の支援を行ってきているが、2回生以上に関しても、平成22年度より「国際交流会館サポーター制度」を導入、平成23年度では15名の日本人学生が同様の支援を行っている。韓国の蔚山大学校から交換学生を受け入れており、交換学生に対してもチューターの配置、寮の提供等を行っている【資料㉘】。

○その他の学生生活支援

その他以下のような支援策を行っている【資料㉙～㉛】。

- ・学生生活委員会により「学生生活実態調査」を実施し、生活支援充実のためその活用を行っている。平成21年度に実施した生活実態調査から、修学上の悩み等を抱える学生の総合的な支援及び幅広く効果的な経済的な支援に重点を置くこととした。
- ・学生の食生活改善策として学食運営者と検討を重ね、平成22年度から学内のカフェテリアにおいて朝食の提供を開始した。
- ・学生の課外活動は、より充実した学生生活を実現する上で教育の一環として重要であり、大学も積極的に支援している。学生団体には、「学友会」、文化系・体育系団体があり、島根県立大学後援会から、申請に基づき助成金が交付されている。特に「学友会」に関しては学生生活委員会も年数回の意見交換会等を通し積極的に支援を行っている。団体一覧、加入状況は資料に示すとおりである。
- ・学生同士、学生と教員間のコミュニケーションの活性化をはかるため、ゼミの学外活動に対し費用の一部(学生1人当たり3,000円)を助成する制度を平成20年度に創設した。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

本学では、キャリアセンターを設置し、センター長を中心に、キャリアセンター運営会議(委員6名:教員4名職員2名)、を組織して就職支援を計画・実施している。同会議は年間10回行われ、就職活動状況に合わせた運営を行っている【資料㉜、㉝】。

この会議の方針に基づき、本学の進路支援体制としては、学生定員1学年220名に対し職員4名、キャリア支援アドバイザー1名を配置しており、学生相談体制の充実強化を図るとともに、キャリアアドバイザー等による企業訪問等により県内外企業の情報収集を活発に行っている。

また、入学段階から将来を見据えたキャリア形成を個々の学生が進められるよう、段階的かつ幅広い内容を盛り込んだ「キャリア支援プログラム」を整備してきた。以下は、主なプログラム内容である【資料⑳、㉑】。

- 1 新入生ガイダンス
- 2 必須授業科目「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」（1、3年春学期）
- 3 選択授業科目「キャリア形成講座Ⅰ・Ⅱ」（2年春学期、3年秋学期）
- 4 インターンシップ
- 5 キャリアサポーター制度（先輩による後輩の指導）
- 6 模擬試験、講座（公務員、民間筆記SPI）
- 7 資格取得・語学検定試験、講座
- 8 就職情報提供

これらに加え、本学の地理的ハンデを克服するため、後援会と連携して都市部で開催される合同企業説明会等へ向かう就職活動バスを運行し、さらに低額で宿泊可能な場所の確保、交通費の助成も行っている。一方で、都市部企業の就職セミナー、面接選考試験などを学内選考できるよう活動をしている。また、学生の資格取得を促進するための受験料の補助、同窓会組織と連携によるOB、OGへの訪問等を行っている【資料㉒、㉓】。

大学院進学に係る情報提供については、ゼミ教員が相談にあたり実施しているほか、本学大学院に係る情報はホームページ、大学院案内等により提供している【資料㉔～㉕】。

海外留学希望者に対する情報提供としては、学生便覧に国際交流の取り組みを紹介し、留学に関する手続等について掲載しているほか、教務学生事務室前やキャリアサポートルーム内に留学進学情報の配架を行っている。なお、3年生の12月に進路希望調査を実施して、海外留学希望者の把握に努めている【資料㉖、㉗】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

授業料減免制度、外部奨学金制度の利用に加え、成績優秀者奨学金給付制度、入学時特待制度など本学独自の制度を多く導入し、経済的支援を充実させてきた。さらに、特に意欲ある学生への学習支援を拡充するため授業料減免制度の見直しを行い、平成24年度から新しい制度を導入することとした【資料㉘】。

海外研修奨学金制度を拡充し、平成22年度から希望者全員を対象に支給した結果参加者の大幅な増加につながった（平成21年度82名→平成22年度106名→平成23年度112名）【資料㉙、㉚】。

平成21年度「学生サポート室」の設置により学生相談体制を強化した。「学生サポート室」の居場所としての役割から、学生の精神面や発達上の障害や症状の発見が早くなり、学生相談の4つの窓口間の連携も強化された【資料㉛、㉜、㉝】。

キャリアセンターを中心にきめ細かく多彩な進路支援を実施してきた成果として、学部就職率は、平成23年度卒業生については平成23年5月1日現在96.8%であり、また、開学以来平均して96.2%という高水準を維持し続けている【資料㉞】。

②改善すべき事項

「学生生活実態調査」によれば、悩みの相談先として友人や家族の割合が高い一方、誰にも相談しない割合も高い。学生相談数は増加しているが、心身の悩みを持ちながら、閉じこもり来談しない学生への対応については改善すべき点があると思われる【資料⑧】。

キャリア形成に関する学生指導に関し、大学内での教員及び職員の役割分担、情報の共有が十分ではないことから、低学年次における早期フォローについては改善の余地がある。また、学生が選択する多様な進路（民間就職、公務員受験、教員受験、進学など）への対応が不十分である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

経済面、生活面及び学習面での支援に関しては、既に多くの制度を導入してきたが、新たな制度の円滑な導入を図っていく。

学生相談については、必要に応じて学内外の各部署と連携してきたが、今後さらなる連携体制の構築が不可欠である。学内ではゼミ担当教員、教務部、学生生活部はもとより、キャリアセンターと連携した手厚い就職支援も必要と考えられる。学外では医療機関との連携が主になるが、精神科医の学校医からアドバイスを受けながら医療との強いつながりを構築していく。

学生サポート室のような学生がほっと安心できるような「居場所」の存在は大学内で大きな意味を持つため、引き続き相談に行きやすい雰囲気づくりに努めるとともに、相談に来た学生がどう評価しているのかを調査し今後の改善につなげていく。

キャリアセンターにおいては、引き続き支援内容等を総合的に点検・評価し、その結果をすみやかな改善に結びつけていくことにより高い就職率の維持を図る。

②改善すべき事項

学生相談に関し、悩みを持ちながら誰にも相談しない学生への対応強化が必要で、24年度には、パンフレット内容の充実等学生相談室の広報を強化し、悩みを持つ学生の来談を促す対策を強化する。

低学年次からのキャリア指導に関しては、ミッションを共有できる指導指針を策定すると共に教職員の役割分担を明確にして全学的指導体制を構築して対応する。また、多様な進路指導に関しては、大学同窓会との連携、学外組織（ハローワーク、ジョブカフェ等）の支援等を活用して対応を図る。

4. 根拠資料

- ① [1-A-06] 中期目標
- ② [1-A-07] 中期計画
- ③ [5-B-02] 障がいのある学生のための修学支援方針
- ④ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22業務実績報告（No. 76）
- ⑤ [1-A-25] 学生便覧（P45）
- ⑥ [4-A-01] 履修の手引き（P19）
- ⑦ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22業務実績報告（No. 16）
- ⑧ [2-B-02] 2012大学案内（P14）

- ⑨ [4-B-16] 情報教育におけるステップ式学習プログラムパンフレット
- ⑩ [1-A-26] 2011大学院案内 (P4)
- ⑪ [1-A-13, 1-A-21] H20, 22業務実績報告 (No. 79)
- ⑫ [1-A-25] 学生便覧 (P12~14, 53)
- ⑬ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No.88, 125)
- ⑭ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22業務実績報告 (No. 122)
- ⑮ [6-B-01] 公立大学法人島根県立大学授業料等徴収規程 (第8条)
- ⑯ [6-B-02] 公立大学法人島根県立大学奨学金交付要綱
- ⑰ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 56, 125, 126)
- ⑱ [1-A-21] H22業務実績報告 (No. 89)
- ⑲ [1-A-25] 学生便覧 (P44~46)
- ⑳ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 75)
- ㉑ [6-A-02] 学生相談パンフレット
- ㉒ [6-B-03] 学生相談来談者の年次推移
- ㉓ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 73)
- ㉔ [1-A-21] H22業務実績報告 (No. 180)
- ㉕ [2-B-02] 2012大学案内 (P48)
- ㉖ [6-A-01] 島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
- ㉗ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 182, 183)
- ㉘ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 126)
- ㉙ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 77, 168)
- ㊀ [1-A-21] H22業務実績報告 (No. 73)
- ㊁ [1-A-25] 学生便覧 (P22~24)
- ㊂ [6-B-04] 学生団体 (サークル) 活動
- ㊃ [1-A-05] 組織規則 (第25条)
- ㊄ [6-B-05] 島根県立大学・島根県立大学短期大学部キャリアセンター運営規程
- ㊅ [1-A-25] 学生便覧 (P33)
- ㊆ [6-B-06] ホームページ<キャリア支援プログラム>
- ㊇ [2-B-02] 2012大学案内 (P17, 18)
- ㊈ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 83~85, 87)
- ㊉ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19~22業務実績報告 (No. 86)
- ㊊ [5-B-16] ホームページ<大学院 日本語版>
- ㊋ [1-A-26, 3-B-05] 2011, 2012大学院案内
- ㊌ [1-A-25] 学生便覧 (P48~)
- ㊍ [1-A-21] H22業務実績報告 (No. 88)
- ㊎ [6-B-02] ホームページ<異文化理解研修参加状況>
- ㊏ [1-A-25] 学生便覧 (P44)
- ㊐ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22業務実績報告 (No. 75)
- ㊑ [2-B-01] ホームページ<進路状況>
- ㊒ [6-B-08] 学生生活実態調査結果 (学生相談等)

7. 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

大学憲章の理念・方針に基づき教育及び研究を行うために必要である学生の学修及び教育研究環境の整備に関する方針としては、中期目標及び中期計画において以下のとおり定めている【資料①、②】。

教育の質を高めるための取組として、中期目標において、学生の学修・研究意欲をより高めるために、施設、設備等を含めた教育環境の向上を図ることとし、具体的には中期計画において、情報化に対応した教育施設を充実させるなど、時代に適合した新しい教育環境を整備すること（中期計画 No. 66）、研究・学習支援機能、電子図書館的機能の強化等図書館の充実やサービスの向上を図ること（同 No. 67）としている。

また、研究実施体制については、中期目標において、北東アジア地域研究センターの充実など学内の研究体制を整備するとともに、国内外の交流大学等との共同研究や県の研究機関、NPO等多様な主体との一層の連携を進めることとし、中期計画において、北東アジア地域や島根に関する共同研究等に対して支援を実施すること（No. 100）、大学院生をリサーチ・アシスタントとして活用すること（No. 106）等をうたっている。

研究費の配分等については、中期目標において、教員研究費は公正な評価に基づいて配分すること、競争的資金の導入を積極的に行うこととし、中期計画において、競争的資金を増加させるなど、教員へのインセンティブが働く制度を構築し運用すること（No. 107）、科学研究費補助金等外部資金の申請を増加させるため、外部資金に関する情報収集や円滑な申請業務を行う体制を整備すること（No. 108）としている。

施設整備に関する方針としては、中期目標において、既存の施設設備の適切な維持管理を行うとともに、長期的な展望に立って、施設の整備・改修の検討を行うこととし、中期計画において、施設設備の点検の適切な実施などさまざまなリスクに対して適切な財産保全対策を実施すること（No. 177）、長期的な展望に立った施設の整備、改修を検討するとともに、必要な整備、改修を実施すること（No. 178）としている。

また、安全管理対策の推進として、中期目標において、学内の安全衛生管理、事故防止、災害発生時など緊急時の適切なリスク管理を実施することとし、中期計画において、学内における安全衛生管理体制を推進すること（No. 179）、さまざま危機管理に対応する体制を整備すること（No. 180）としている。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

○校地、校舎等の整備状況

本学は、島根県立国際短期大学を母体として平成12年4月に開学しているが、同大学の立地条件の特色であった日本海が眺望できる立地環境を生かした「公園の中の大学」を継承し、「公園の中のコミュニティキャンパス」を整備方針とした。

キャンパス内においては、人々が集える親密な空間を創り出すため、交流の広場、コミュニティプラザなど広場的、街路的空間を設け、広く一般県民の利用を想定し開かれた大学として整備しており、フェンスも正門もない開放的なキャンパスとなっている。また、

隣接地には、「海に見える文化公園」や本学の拡充にあわせて浜田市世界こども美術館、同市総合福祉センターが整備され、本学キャンパスと併せて一体感のあるゾーンが形成されている【資料③】

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準を上回っており、また、前述のとおりキャンパスには空き地を有し、運動場及び大学設置基準において必要とされる施設を整備している。これらの施設は、学生の学修と教員の教育研究環境に配慮して整備しており、その状況については、次のとおりである【資料④～⑥】。

- ・本部棟

理事長・学長室、副理事長室、事務室、会議室、地域連携推進センター（地域連携推進室）、キャリアサポートルーム、医務室、学生サポート室、管理センター等があり、法人・大学の本部であるとともに、学生の各種手続サポートの窓口がある。

- ・講義・研究棟

講義室、演習室、研究室、教授会用会議室、教員談話室、共同研究室、カウンセリングルーム等があるメインの校舎である。自習、談話スペースとしてラウンジ、教員・学生談話室等を設けている。

- ・講義棟

講義室、演習室等がある。

- ・メディアセンター

図書館機能、情報基盤整備、語学教育支援機能の3つの機能を有し、図書館機能として、学習支援サービス、研究・教育支援サービス、生涯学習支援サービスの3つのサービスを提供している。図書閲覧室、メディアプラザ、語学学習支援室、コンピュータ演習室、ネットワーク管理室等がある。

- ・学生会館

300人収容の食堂、売店等がある。自習室としても開放している。

- ・体育館

アリーナ、武道場等がある。アリーナはバスケットボールコート2面サイズである。

- ・講堂

600人収容のホール、同時通訳ブース等がある。

- ・北東アジア地域研究センター

同センター研究室、図書資料室、大学院研究室、レストラン等がある。

- ・交流センター

コンベンションホール、国際展示ホール等がある。

- ・その他の施設

文化系クラブハウス、体育系クラブハウス、400mトラックを備えたグラウンド、野球場2面サイズの多目的運動場、ゴルフ練習場、4面テニスコート等がある。

- ・学生寮等

個室152室がある1年生対象の学生寮及び個室64室がある留学生対象の寮である国際交流会館をキャンパス近くに設置している。

障がいのある学生のための修学支援方針を踏まえ、キャンパスのバリアフリー化を行っており、点字ブロック、階段手すり及びエレベーターのほか、キャンパス内の段差解消の

ためのスロープ及び車いす専用昇降機を設置し、また、身体障がい者用トイレを各所に整備している【資料⑦】。

○施設の維持管理等

本学の敷地、建物、建物附属設備及び構築物の管理については、施設管理者を置き、事務局長をもって充てているほか、文書、図画等の配布その他の行為について施設管理者の許可を要する等、施設管理者が責任を有する管理体制をとっている。そのほか、土地、建物等の不動産の取得、貸付け等については副理事長を管理責任者とし、公用車については総務課長を公用車管理者とし、物品については企画財務課長を管理責任者とし、図書館資料についてはメディアセンター長を責任者としてそれぞれ管理することとしており、関係する規程により細目を定めている【資料⑧～⑫】。

施設・設備等の維持管理の実施については、専任の職員を配置しているほか、包括管理業務委託を行い、空調監視、照明監視など中央監視盤監視システムを導入し、適正な維持管理に努めている。また、施設設備の点検・更新を定期的に行い、異常の早期発見に努め、早い段階で修繕等を行うことで故障の範囲が拡大しないようにしているほか、地デジ対応、空調機器の更新等施設、設備の更新、補修等を計画的に行っている【資料⑬】。

○安全・衛生の確保等

職場の労働環境については、労働安全衛生法第 18 条の規定により衛生委員会を設け、副学長を委員長として健康障害を防止するための基本対策、健康の保持増進を図るための基本対策、労働災害の原因及び再発防止対策等について調査審議を行っている。併せて、同法第 12 条の規定により衛生管理者を選任し、衛生に係る技術的事項を管理させるとともに、同法第 13 条の規定により産業医を選任し、健康管理を行い、施設・設備の管理に反映させている。また、平成 24 年度から敷地内全面禁煙を実施することとしている【資料⑭】。

なお、本学は、丘陵地帯を開発した高台にあり、浜田市街地から 4 km 程度離れているが、浜田駅と本学を結ぶバス路線（1 日 22 便）があり、学生の足として利用されている。また、学内外の安全確保のために、地元浜田市とも協力し、照明の増設や防犯カメラの設置等を進めるとともに、学生への防犯ブザーの貸出しも行っている。さらに、警備会社、職員、学生サークルによる大学周辺、市内のパトロールを実施している。

そのほか、消防訓練等を計画的に実施しているほか、新型インフルエンザの流行の際には理事長・学長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を実施する等危機管理に対する体制整備を行っている【資料⑮】。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

メディアセンター所蔵資料は、平成 23 年 3 月 31 日現在、図書 166,055 冊（和書 141,343 冊、洋書 24,712 冊）雑誌 634 種（和雑誌 398 種、洋雑誌 236 種）視聴覚資料 3,623 点に達した。

前回自己点検を行った平成 16 年 3 月 31 日時点では、図書 62,657 冊（和書 48,585 冊、洋書 14,072 冊）、雑誌 267 種（和雑誌 114 種、洋雑誌 153 種）、視聴覚資料 1,863 点であった。図書 103,398 冊（年平均 14,771 冊）、雑誌 367 種、視聴覚資料 1,760 点増加している。

増加した図書、視聴覚資料には、平成 23 年度からメディアセンターの分室として一体で管理している大学院特別資料室排架図書 22,974 冊（和書 18,991 冊、洋書 3,983 冊）をはじめ、退職した教員や学外から寄贈された図書・資料も含まれている。

メディアセンター館内に排架されている図書は、126,517 冊（和書 108,242 冊、洋書 18,275 冊）である。そのうち、開架書庫への排架 95,135 冊、閉架書庫への排架 31,382 冊である【資料⑯、⑰】。

電子情報は、メディアセンター所蔵資料を、図書館システムから提供される OPAC（電子目録）により、メディアセンター内の専用端末と、学内ネットワークやインターネットを経由して検索が可能である。平成 22 年 10 月から、島根県立大学学術機関リポジトリシステム「USAGI」（University of Shimane Academic and Global Institution repository）が稼働、紀要論文約 1,000 件が学内ネットワークやインターネット経由で参照が可能となった。さらに学部生向けに卒業論文データベースの構築を準備している。

学外資料については、国立情報学研究所の提供する各種サービスに加入する一方、平成 16 年度よりオンラインデータベース、電子ジャーナルの拡充を進めている。平成 16 年度当初、オンラインデータベースは、国立情報学研究所関係のもの以外では 2 種類であったが、平成 16 年度以降順次充実を行い、平成 23 年度現在では新聞記事検索 4 種類、レファレンス 4 種類、論文雑誌検索 2 種類、電子ジャーナル 2 種類となっている【資料⑱～㉑】。

○図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

メディアセンターは、総面積 4,855 m²、閲覧室 1,296 m²、113 席（学部学生が個人利用可能な席の総数。他にグループ学習室 10 席、研究者用個室 6 室がある。）、パソコン利用コーナー 450 m² 30 席、視聴覚ブース 549 m² 32 席、新聞雑誌閲覧等のその他スペース 320 m²、書庫 453 m²、事務室 133 m²、コンピューター演習室等のその他スペース 1,654 m²、収容能力は開架 10 万冊、閉架 30 万冊である。

司書資格を有する常勤司書 2 名が平成 23 年 2 月に退職したため、平成 24 年 2 月に常勤司書を 1 名採用したが、新規司書が着任するまでの間は嘱託司書 3 名と日々雇用職員の勤務時間を拡大することで対応してきたところである。

開館時間は、学期中の平日は 9 時から 20 時、学期中の土日、休業期間中の平日は 9 時から 17 時、休業期間中の土日は 13 時から 17 時、試験期間中は全日 9 時から 21 時まで開館している。休館日は祝日、盆、年末年始、8 月、3 月の保守点検期間としており、平成 22 年度の開館日数は 300 日である。

閲覧室は、113 席中 1 人掛け 27 台 27 席、4 人掛け 11 台 44 席、6 人掛け 7 台 42 席と個人学習からグループ学習と多様な学習形態に対応している。

情報検索設備は OPAC 端末 5 台を全てカウンター付近から開架書架側に移動し、検索の利便性を高めた。また、学内ネットワークへの接続については、インターネット検索端末 5 台と、有線 LAN 端子を備えた 1 人掛け席 27 席、パソコン利用コーナー 30 席に限られていたが、平成 22 年夏に無線 LAN を導入したことにより、学生の所有するパソコンを持参すれば、閲覧室のどこでも、学内ネットワークを介しての OPAC、学内外の電子情報、学外のインターネットサイトに接続可能となり、情報検索機能が大幅に向上した【資料㉒、㉓】。

○国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所の提供する無料サービスを、学術コンテンツポータル (GeNii) を通して利用可能としている。さらに有料サービスである、目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL)、NII 論文情報ナビゲータ (CiNii) に加入し、他大学・機関資料の検索を可能とし、資料、複写資料の取り寄せサービスを提供している。

さらに、島根県立図書館の構築した島根県図書館横断検索システムに参加し、島根県内の大学、高等専門学校はもとより、公立図書館の横断検索、相互貸借を実施している。

本学からは平成 22 年 10 月から、島根県立大学学術機関リポジトリシステム「USAGI」による紀要論文約 1,000 件の学内外からの参照が可能となった【資料⑳、㉓】。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

○施設・設備の整備

教育研究施設は、大学憲章に基づく教育研究目的の達成のために必要となる、多様な講義形式に対応できるよう大 (250 名程度収容、2 部屋)、中 (114~150 名収容、6 部屋)、小 (55 名程度収容、7 部屋) の 3 種類の講義室を備えるとともに、少人数教育に活用している 2 種類 (30~12 名収容) の演習室 19 部屋を備えている。大講義室、中講義室に大型プロジェクターを、小講義室には大型モニターを備え、授業に活用している。

さらに、情報教育に活用するとともに学内の諸連絡や学生間、学生と教員間のコミュニケーションを促進するための学内情報ネットワークにつながる情報コンセント 2,000 超に加え無線 LAN を学内に設けている。

また、メディアセンターは、図書館機能のほかに情報学習支援機能及び語学学習支援機能を併せ持っており、パソコン相談窓口も設けている。同センターは、情報科目の授業や CAI、CALL システムの英語学習を行うコンピュータ演習室、語学学習支援室 (LLSR) を設けている【資料㉔、㉕】。

○教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保等

本学の教員研究室 (個室・32 m²) は、専任教員全員に与えられており、冷暖房を完備し、各教員が保持しているカードキーによって 24 時間に亘って入退室が可能である。電話、書架、OA 机・椅子等の備品や、情報収集・発信のためのインターネット対応の学内 LAN 設備も整備されており、研究環境に支障はない。

また、教員間のコミュニケーションに活用するための教員談話室を設け、研究活動に伴うコピーなどの共通的事務を支援するために、事務補助員を配置した共同研究室を設けている。

本学の附置研究機関である北東アジア地域研究センターには、客員研究室、大学院研究室、図書資料室等を設けており、充実した研究用資料等とともに研究活動を支えている【資料㉖】。

教員には裁量労働制を適用しており、研修機会及び研究時間を経常的かつ公平に確保するため、特定の教員に担当時間数が集中しないよう配慮しており、夏季、冬季、春季の各休業日には、学外研修を認めている。

教員の学内における業務を免除し、教員に国外又は国内において自主的調査研究活動に従事する機会を与えることにより、教員の資質向上及び教育研究の発展を図ることを目的

とした「サバティカル研修」を平成 22 年度から実施している。希望者から申請があった場合、学長が指名する者をもって組織するサバティカル研修選考委員会の選考を経て、教授会の意見を聴取した上で、理事長が承認することとしている。

担当教員の指導及び授業運営の補助のための S A、T A を配置するとともに、特定の研究課題又は共同研究プロジェクトに携わる本学専任教員のもとで、大学院生等を研究活動に必要な研究補助業務に従事する R A として配置し教育研究支援を行っている【資料⑳～㉑】。

学内の研究費については、基礎的研究費である教育研究研修費（通称：個人研究費）と各教員が応募し、学内審査・採択の上配分される学内競争的資金である学術教育研究特別助成金（通称：学長裁量経費）及び旧 NEAR 財団寄附金事業がある。学長裁量経費予算枠を増額し、科研費を申請し A ランクで不採択となった者及び科研費採択事業費が査定減額された者に対して研究費の追加配分を行うこと等により、外部資金獲得への意識向上と研究の充実を図っている。旧 NEAR 財団寄附金事業については、北東アジア学や北東アジア地域、島根に関する研究事業に対し財政的支援を実施している。

外部資金の積極的導入のため、文部科学省の G P 事業の採択を目指した情報収集や申請に向けた進行管理を行うとともに、科学研究費補助金の申請に向けて、研修会の実施や事務局の支援体制を見直して一元化し、各種外部資金に関する情報の蓄積と教員等への情報提供を積極的に行うことにより、新規獲得を推進している【資料㉒、㉓】。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関する学内規程の整備については、日本学術会議が平成 18 年 10 月 3 日に策定した科学者の行動規範に準拠した島根県立大学における研究活動行動規範を平成 19 年 10 月 24 日付けで定めるとともに、同日付けで島根県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程を施行した。この規程の定めにより、公的研究費等の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者は学長をもって充て、最高管理責任者を補佐し、研究活動及び公的研究費等の運営・管理について全体を統括する統括管理責任者は副学長をもって充てている。また、事務局交流研究課を公的研究費等に係る相談窓口としている。

また、研究活動上の不正行為又は公的研究費等の不正使用の申立て等及び申立て等があった場合の対応、調査等については、平成 19 年 4 月 1 日施行の島根県立大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費等の不正使用への対応に関する規程において規定しており、申立て等があった場合には、副学長、事務局長等による「調査委員会」を設置して調査することとしている。なお、これまでに、調査委員会の設置が必要となる案件は生じていない。

これらについては、毎年 4 月に新規採用教員を対象とした、また 9 月には科学研究費補助金の公募説明会に併せて全教員を対象とした研修会を開催し、研究費の不正使用・不正受給・不正行為に関する最近の事例を紹介し、どのような行為が不正にあたるか、繰り返し周知している【資料㉔～㉖】。

研究費の適正な執行については、平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、公的研究費等の適正使用について徹底を図るため、これまで研究支援担当課である交流研究課と会計出納担

当課である企画財務課を中心に、関係課が連携してチェックを行ってきた。

また、不正行為の未然防止をさらに強化するため、平成23年3月23日「島根県立大学における公的研究費等に関する不正防止計画」を策定するとともに、平成23年5月20日「公的研究費等不正防止計画推進委員会」を設置し、不正防止計画の推進・点検・見直しを行うこととした。不正防止計画についても、関係規程とともに上記説明会や教授会を通じて、学内に周知を図っている。その他、「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（平成23年8月19日付け文部科学省通知）」に基づく調査も実施し不適正な執行がないことを確認している【資料⑳、㉑】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

機能的な教育環境としての特徴として、情報コンセントが学生数の2倍強あり、加えて無線LANが整備されており、ストレスなく、学内情報ネットワーク及びインターネット等が活用できる。ほとんどの講義室等には、AVシステムを備えており、多様な講義・演習環境を提供している。

学生が快適な学生生活を送る上で必要な施設は整備されており、学生が通学のため、または物品購入、アルバイトなどのため浜田市街地に出向くため、浜田駅と本学を結ぶバス路線を利用しており学生の利便性に役立っている。また、浜田市を始めとした地域の支援を得て、街路灯の増設やバスの増便など、学生の安全安心の確保のために積極的に取り組んでいる。

包括管理業務委託を引き続き実施し、技術員1名分人件費相当のコスト節減を実現した。また、電話回線を光回線に切り替えることで電話使用料を削減する等経費の節減を図っている【資料㉒】。

メディアセンターにおける図書の新規購入に当たっては、教員、学生の選書・購入希望を幅広く受け、積極的に反映させている。また地域の書店が充実していないことから、専門書、特に外国語図書の見本を取り寄せ、教員が直接手に取り選書する機会を提供する「見計らい選書」を平成23年度から開始した。また新任教員が担当する分野で充実の要望があれば重点的に整備している。図書の新規購入においては、教員の教育研究活動、学生の学習研究活動の求めに対して適切に対応していると考えられる。蔵書点数も間もなく17万冊に達そうとしており、本学の規模としては充実した点数と考える【資料㉓】。

②改善すべき事項

施設・設備等については、計画的な保守や更新を行っているが、省エネルギー対策やバリアフリー化、学内サインについては、財政事情に配慮しながら改善する余地がある。

メディアセンターにおける雑誌の構成は、資料としての継続性を念頭におきながら、毎年教員から要望を踏まえて見直しており、教員の要望の最大公約数は満たしているといえるが、洋雑誌は値段が和雑誌に比し高価であることから、要望が少なくなると、購読打ち切りに繋がる傾向が高い。基本となる洋雑誌は押さえているが、洋雑誌の比率低下は若干の懸念がある。電子情報のなかでも電子ジャーナルは値上げされる傾向にあり、今後現状を維持できるか懸念される。

本学では北東アジア地域研究を教育・研究の大きな柱と据え、北東アジア地域の言語である中国語、韓国語、ロシア語を第二外国語として教育しているが、司書職員で北東アジア地域の言語いずれか一つでも習得した職員が配置されていないため、中国語、韓国語、ロシア語資料の目録化が進んでおらず、本学の貴重なコレクションである「服部四郎ウラルアルタイ文庫」の目録化も遅れている。本学コレクションの整理に対応できる司書の確保、育成は、喫緊の課題である。

開館時間、日数については、平日は9時から20時まで開館し、土日も開館するなど、人件費等の制約のあるなかで最大限の努力をしている。しかし、学内外から開館時間の見直しについての要望も強く、今後更なる検討を必要としている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

現在の良好な教育環境を維持するため、県からの運営費交付金が減少する中でより計画的な施設・設備等の整備に努めることとし、緊急に対応する必要がある大規模修繕や大規模システム整備等の施設・設備あるいは、災害に伴う経費などについては、「公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金」の交付を受けて対応する。

また、学生の快適な学生生活を確保するために、引き続き地域の支援も得ながら安全安心への取り組みを積極的に進める。

メディアセンターにおける図書の新規購入に当たっては、引き続き教員、学生の希望を積極的に反映させていく。

②改善すべき事項

施設・設備等の省エネ対策やバリアフリー化等についても上述したとおり、計画的に整備をしていく中で順次改善していく。

図書・雑誌については、蔵書・雑誌構成が本学の目指す教育研究に的確に対応しているか、メディアセンター運営に携わる教員に加え、各科目を担当する教員に担当分野の基本文献が網羅されているかの点検を定期的実施する。電子情報は、予算の削減と価格の上昇、利用実績のバランスを図りながら、教育研究に必要な電子情報を確保する。

北東アジア地域関連の資料の整備活用については、今後学内において協議し、北東アジア地域研究への学術サービスを充実させる。

開館時間の見直しについては、需要の調査を行い、検討を進める。

4. 根拠資料

- ① [1-A-06] 中期目標
- ② [1-A-07] 中期計画
- ③ [1-A-25] 学生便覧（表紙、P109, 110）
- ④ 大学基礎データ
- ⑤ [1-A-25] 学生便覧（P94～105）
- ⑥ [1-A-24] 2011 大学案内（P23, 24）
- ⑦ [5-B-02] 障がいのある学生のための修学支援方針

- ⑧ [7-B-01] 公立大学法人島根県立大学施設等管理規程
- ⑨ [7-B-02] 公立大学法人島根県立大学不動産等管理規程
- ⑩ [7-B-03] 公立大学法人島根県立大学公用車管理規程
- ⑪ [7-B-04] 公立大学法人島根県立大学物品管理規程
- ⑫ [7-B-05] 公立大学法人島根県立大学図書管理規程
- ⑬ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 164, 177, 178)
- ⑭ [7-B-06] 公立大学法人島根県立大学職員安全衛生管理規程
- ⑮ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 180)
- ⑯ [7-B-07] 図書所蔵数データ
- ⑰ [7-B-08] 前回<H16 年度>自己点検・評価報告書 (抜粋)
- ⑱ [7-B-09] ホームページ<館内資料検索>
- ⑲ [7-B-10] ホームページ<USAGI>
- ⑳ [7-B-11] ホームページ<学術情報>
- ㉑ [7-A-01] メディアセンターパンフレット
- ㉒ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 66)
- ㉓ [7-B-12] ホームページ<館外資料>
- ㉔ [1-A-25] 学生便覧 (P63, 96～100)
- ㉕ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 66)
- ㉖ [1-A-25] 学生便覧 (P98, 104)
- ㉗ [7-B-13] 公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 (第13条)
- ㉘ [7-B-14] 公立大学法人島根県立大学職員研修規程
- ㉙ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 72, 106, 148)
- ㉚ [7-B-15] 教員研究費の構成
- ㉛ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 100, 107, 108)
- ㉜ [7-B-16] 島根県立大学における研究活動行動規範
- ㉝ [7-B-17] 島根県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程
- ㉞ [7-B-18] 島根県立大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費等の不正使用への対応に関する規程
- ㉟ [7-B-19] 島根県立大学における公的研究費等に関する不正防止計画
- ㊱ [7-B-20] 島根県立大学における公的研究費等の管理・監督等に関する組織体制について
- ㊲ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 66, 164, 180)
- ㊳ [7-B-21] メディアセンター選書へのご協力について

8. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学の理念・目的である大学憲章では、その掲げる目標として「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現することとともに、「北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与する大学づくり」を明示している。また、大学憲章の柱の3として、「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」ことを、4として「北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点を構築する」ことを掲げている。大学憲章は、大学の理念・目的であると同時に、社会連携・社会貢献に関する基本方針でもある。

また、中期目標では、基本的な目標の1つとして「地域に根ざし、地域に貢献する大学」を目指すことを掲げ、「研究成果の地域における活用などによる地域への知の還元を通じて、地域社会の活性化と発展に寄与することにより、地域と共に歩む大学を目指す」ことを明示している【資料①、②】。

こうしたことを踏まえ、研究面において、中期計画では、本学の目指す研究の一つとして「島根県や島根県の地域社会が抱える課題の解決に向けた研究」を挙げている（中期計画 No. 93）。その研究成果については、中期目標において、「原則として全て公表し、学問的な意義についての専門的な評価や地域の評価を受ける」とともに、「研究成果を活用できる仕組みの構築を図る」こととし、さらに、研究実施体制について「国内外の交流大学等との共同研究や県の研究機関、NPO等多様な主体との一層の連携を進める」としている。

地域貢献、国際化の面では、中期目標において、地域貢献については、「県民への学習機会等の提供」、企業・自治体・民間団体等との連携・協働による「地域活性化に対する支援」、「県内教育研究機関等との連携」、「地域連携推進センターの設置」を行うこととしている。また、国際化・国際貢献の推進については、「海外の大学との交流」、「留学生の派遣と受入れ」を積極的に行うことを明示している【資料②、③】。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

教員各自が学術誌、著書、学会、フォーラム、公開・出張講座といった、さまざまな形で研究成果の公表を行うとともに、それらの研究業績や研究成果を整理してホームページに掲載し、広く国内外に情報発信を行っている。また、平成23年度からは、Read、機関リポジトリ、教員個人評価に係る活動実績等、教員の教育研究業績について、一元的な入力・管理と各機関へのデータ連携を可能とする教育研究実績データベースの導入を行うことで、登録作業の手間を軽減し、より研究成果を公表しやすい環境を構築している【資料④】。

北東アジア地域研究センター（NEARセンター）においても、地方公立大学に附置される北東アジア地域の研究拠点たることを強く意識し、北東アジア地域と大学が立地する自治体地域を包括する問題に取り組む方針を明らかにするとともに（中期計画 No. 91, 93）、単なる研究成果のみならず、研究活動やその過程をも広く地域社会に還元し、国内外を問わず公表している【資料③、⑤～⑦】。

同センターにおいては、『北東アジア研究』と『NEAR News』を広く国内外に配布・公刊

するのみならず、とくに島根県下の役場・図書館・教育機関にもれなく配布することによって、研究の成果を適切に社会に還元している【資料⑦、⑧】。

また、公開講座については、平成12年度から引き続き実施しており、アンケート調査を行うなど地域のニーズの把握に努め、毎年度改善策の検討を行っている。また、松江・出雲・浜田の3キャンパス合同の公開講座も実施している【資料⑨】。北東アジア地域研究センターにおいても、大学院入門レベルを意識した公開講座（NEARカレッジ）の講師や企画立案に積極的に関わってきた【資料⑩】。

加えて、平成22年度には、公開講座等の大学で実施する各種イベントへの参加をより促すために、「浜田キャンパスサポーター制度」の検討を行い、23年度から実施している【資料⑪】。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進

地域からのさまざまな要望や相談に対応するため、平成19年4月の法人化に伴い、全学運営組織として「地域連携推進センター」を設置した。また、平成21年には「地域連携推進室」を新設し、相談協議スペースの確保や、地域連携に係る文献資料を集約するとともに、専任の嘱託職員を1名配置して、本学の地域連携活動をサポートするなど、ハード・ソフト両面で地域連携の推進体制を強化した。

地域からの相談に対応するための総合窓口としては、地域連携推進センター運営委員の教員を中心に任命した「地域コーディネーター」を配置している。また、平成22年度からは、「大学生の就業力育成支援事業」を活用し、専任の地域コーディネーター1名を新たに雇用して、教育分野における地域連携・地域貢献活動活性化への取り組みを行っている【資料⑫～⑭】。

自治体等との連携については、浜田市との間で包括協定を締結し（平成19年度）、連携・協力体制のより一層の充実を行っている。これらの協定に基づき、浜田市からの委託を受けて「中学校学習支援事業」及び「共同研究」等を実施している。加えて、各教員は、島根県や県内市町村等からの各種審議会・委員会等の委員の就任要請に対して積極的に協力している【資料⑮、⑯】。

県内教育研究機関等との連携としては、中山間地域を研究対象とする総合研究機関である島根県中山間地域研究センターとの連携大学院を設置し、大学院における地域研究の充実を図っているほか、同センターと共同研究を行っている【資料⑰～⑲】。

北東アジア地域研究センターでは、国内外に例の少ない、市民研究員制度の運用と市民研究員との共同研究の実施に力を入れており、これを代表的な社会連携・協力の取組に位置づけている。市民研究員と大学院生との共同研究の支援・指導の他、研究員自らが市民研究員や官民の有志とともに研究プロジェクトを組織し、浜田地域産品の北東アジア地域での展開を探る共同研究、浜田地域の観光資源を生かした中国人観光客の誘致に関する共同研究に、本学学部や大学院を卒業した留学生のネットワークを大いに活用しながら取り組んでいる。また、市民研究員からなる研究組織の研究発表会、外部研究資金獲得の側面支援、ワーキングペーパーの刊行などにも取り組んでいる。【資料⑳～㉓】。

そして、津和野町と協力して行っている西周研究に北東アジア地域研究センターの研究員は中心的役割を果たしており、すでに市販書籍を1冊刊行している【資料㉔】。

このほか、平成20年度からは、北東アジア地域学術交流研究助成事業（旧NEAR財団寄

付金事業)に、新たに「地域貢献プロジェクト助成事業」を創設し、地域活性化に資する研究支援を行っている。また、各種外部資金(JST 事業や浜田市との共同研究事業、県関係機関からの委託研究等)及び学長裁量費を利用した、島根県や島根県の地域社会が抱える地域振興、中山間地域に関する研究等、課題解決に向けた研究プロジェクトを実施している【資料⑳】。

○地域交流への積極的参加

平成 22 年度には、地域貢献活動等に取り組みたい学生と、学生の受け入れ・協力を希望する地域団体等の仲介を行うとともに、活動経費の一部を支援する制度を構築した【資料㉑】。

学生のボランティア活動については、学生が安心して活動に参加できるようにするため、事故等に対する保険料を大学が負担するとともに、窓口機能の強化、学生との意見交換会の開催等を通じて、その推進を図っている【資料㉒】。

また、平成 23 年度からは、学生のボランティア活動やエコ活動をポイント化して蓄積し、地域活動及び社会的な実践活動を通じた社会貢献と学びの促進の動機付けとすることを目的とした「キャンパスマイレージ事業」を実施している。さらに東日本大震災に伴う復興を支援するため「災害ボランティア隊」に多数の学生・教職員が参加し、被災地での支援活動を行っている。大学としても、災害ボランティア隊の送迎や、長靴やヘルメットといった必要な装備の貸与を行うなど、ボランティア活動を積極的に支援している【資料㉓～㉕】。

○国際交流事業への積極的参加

本学では、これまでに 5 カ国 14 の大学と交流協定を締結し、積極的に交流を進めている。

研究分野では、交流協定を結んでいる大学との間で、合同国際シンポジウムの開催や相互招へい・訪問を行っている【資料㉖、㉗】。

北東アジア地域研究センターにおいては、北東アジア地域への出張の機会を生かし、交流協定を締結している大学・研究機関で講演や講義を担当する等し、国際交流事業への積極的参加を推進している【資料㉘】。

また、教育分野では、交流協定を結んでいる大学との間で、交換留学生や語学・文化研修生の相互派遣、受入を行っている。このほか、地域団体の主催による国際交流行事に学生・教職員が参加したり、大学主催の国際交流行事に地域の方を招くなど、地域における国際交流の推進に努めている【資料㉙、㉚】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

地域からのさまざまな要望や相談に対応するため、平成 19 年 4 月の法人化に伴い、全学運営組織として「地域連携推進センター」を設置した。また、平成 21 年には「地域連携推進室」を新設し、専任の嘱託職員を 1 名配置して、地域連携の推進体制を強化した。さらに平成 22 年度には、専任の地域コーディネーター 1 名を新たに雇用して、教育分野における地域連携・地域貢献活動活性化への取り組みを行っている【資料⑫～⑭】。

学生のボランティア活動については、近年ボランティア活動保険への加入、ボランティア情報の提供、「キャンパスマイレージ事業」の実施等を通じて、参加する学生が増えてお

り、地域から感謝の声とともに高い評価をいただいている。

加えて特筆すべきは、東日本大震災に係るボランティア活動である。地震発生後本学では、5月から2月の間に14回にわたって被災地である福島県、宮城県、岩手県に学生110名、教職員7名を派遣し、現地でがれき撤去や仮設住宅でのサロン活動などのボランティア活動を行った。また、これをきっかけにして学友会組織の中にボランティア活動を所管する組織が自主的に組織された。さらには、現地でのボランティア活動だけでなく、募金活動やボランティア活動の報告会を大学内外で実施し市民、県民への情報提供、意識啓発をすることなどにより被災地支援の活動を継続して実施している【資料⑳～㉑】。

また、平成23年度から実施している「浜田キャンパスサポーター制度」では、地域の方々にサポーター会員になってもらい、公開講座をはじめとする学内イベント等にも積極的に参加いただいている【資料㉒】。

交流協定校は年々増加しており、相互に研究分野、教育分野で実質的な交流を継続して行っている。平成23年度から新たに中国の中央民族大学との間で交換留学生の相互派遣が開始された。また、平成23年度には、内閣府の海外派遣制度に9名の学生が応募し、うち5名の学生が合格して、ドミニカ、ラオス、中国、韓国に派遣された【資料㉓】。

北東アジア地域研究センターでは、市民研究員制度を通じて、研究の成果を基にした社会へのサービス活動と地域交流に積極的に取り組み、市民研究員研究報告会、『市民研究員活動報告』（既刊2冊）の発行、産学官による地域振興にかかわる二つの研究プロジェクトなど高い効果を上げている【資料㉔、㉕、㉖】。

また、北東アジア地域研究センター研究員が中心となり、開学以来毎年開かれている国際合同シンポジウムや津和野町出身の西周の研究会で報告を行い、大学の知の地域への還元について大きな効果を上げている【資料㉗、㉘】。

②改善すべき事項

近年、交換留学制度やダブルディグリー制度の打診を受けるケースが増えており、これらに迅速に対応するため、新たに国際交流に関する方針の策定及びその推進体制の整備が課題となっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

地方にある公立大学として、地域と連携し、社会に貢献していくことが今後ますます求められてくることから、地域連携推進センターは、地域社会との連携をさらに強化して、地域の活性化に貢献していくとともに、地域で学び、地域で活躍できる人材の育成に努めていく。

また、大学憲章に則り、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進するとともに、引き続き「キャンパスマイレージ制度」や「浜田キャンパスサポーター制度」等を実施・拡充して、地域活動に積極的に参加する。

交換留学生の相互派遣、計画的な国際的学術集会（シンポジウム）の開催等、交流協定校との交流を継続していくとともに、内閣府の海外派遣制度への学生の派遣も行っていく。

北東アジア地域研究センターにおいても、国内外の研究機関との共同研究や市民研究員

による住民視線の地域振興研究への側面支援、定期刊行物、図書の出版等を通じて、社会に貢献していく。

②改善すべき事項

平成 22 年度から国際交流に関する方針の策定及びその推進体制の整備に向けた検討を行っており、平成 24 年 4 月 1 日付けで「島根県立大学国際交流方針」を制定することとしたところである。今後とも、研究分野、教育分野の双方において国際交流の充実、推進を図っていく。

4. 根拠資料

- ① [1-A-02] 大学憲章
- ② [1-A-06] 中期目標
- ③ [1-A-07] 中期計画 (No. 93)
- ④ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 94, 95)
- ⑤ [1-A-07] 中期計画 (No. 91)
- ⑥ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 94～96)
- ⑦ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 98)
- ⑧ [8-B-01] 北東アジア地域研究センター備え付け配布先リスト
- ⑨ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 110)
- ⑩ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 111)
- ⑪ [8-B-02] ホームページ<浜田キャンパスサポーター>
- ⑫ [1-A-05] 組織規則 (第 27 条)
- ⑬ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 109)
- ⑭ [8-B-03] 地域連携推進センターパンフレット
- ⑮ [8-B-04] ホームページ<浜田市との連携>
- ⑯ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 115)
- ⑰ [1-A-26] 2011 大学院案内 (P2, 3)
- ⑱ [1-A-09] H19 業務実績報告 (No. 98)
- ⑲ [1-A-17] H21 業務実績報告 (No. 102)
- ⑳ [8-B-05] ホームページ<市民研究員制度の概要>
- ㉑ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 93)
- ㉒ [1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H20～22 業務実績報告 (No. 98, 99)
- ㉓ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 103, 105)
- ㉔ [8-B-06] ホームページ<センター関連書籍>
- ㉕ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 93)
- ㉖ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 109)
- ㉗ [8-B-07] キャンパスマイレージ事業資料
- ㉘ [8-B-08] ホームページ<東日本大震災・災害ボランティア>
- ㉙ [8-B-09] 東日本大震災に伴う災害ボランティア派遣の概要
- ㉚ [8-B-10] ホームページ<国際交流>

- ③① [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 102, 119～121)
- ③② [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 124)
- ③③ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 103)
- ③④ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 99, 121)
- ③⑤ [8-B-11] NEAR News

9. 管理運営・財務

管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、管理運営方針として、中期目標において、運営、組織体制の改善による効率的、合理的な経営を行うこととし、法人自らの責任と権限で運営を行うことができるよう、理事長（学長）を中心とした迅速な意思決定とリーダーシップが発揮しやすい機動的な体制を確立することとしている。また、中期計画において、理事長の迅速な意思決定を補佐する体制として、役員を構成メンバーとした連絡会議を開催すること（No. 129）、県立大学と短期大学部の3キャンパス間で教育研究活動を一体的に推進するため、目的ごとに業務を実施する全学運営組織を設置し、運営すること（No. 130）としている。これらについては、ホームページに掲載するとともに、毎年度当初に新規採用職員研修等において教職員に周知している【資料①、②】。

こうした管理運営方針に基づき、役員を構成メンバーとした連絡会議（理事連絡会議）を毎月2回定期的に開催し、理事長の迅速かつ円滑な意思決定を補佐している。この会議では、理事長が議長となり、副理事長及び各キャンパスの理事が出席し、法人運営と全学に関わる主要な事柄がすべて議論される。また、法人の直面する課題に迅速に対応するため、理事連絡会議のメンバーによる法人改革検討委員会を設置し、副理事長が議長となり、理事長の諮問事項について審議を行っている【資料③、④】。

法人の管理運営に関し、地方独立行政法人法第77条第1項及び定款第16条の規定により、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営委員会を設置し、理事長、副理事長、理事、職員のうちから理事長が指名する者及び学外の3名の有識者により構成している。年4回程度開催しており、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項、職員の人事に関する事項、予算及び決算に関する事項等について審議することとしている（定款第19条）。また、県が学外から任命した監事もオブザーバーとして参加している。

一方、教育研究に関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人法第77条第3項及び定款第20条の規定により、大学ごとに教育研究評議会を設置し、学長、副学長、学部その他の重要な組織の長のうちから学長が指名する者及び事務局長により構成している。ほぼ毎月開催しており、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項、教員の人事に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項等について審議することとしている（定款第23条）。また、専門の事項を調査審議又は実施するため、専門委員会として、学生生活委員会及び外部資金対策委員会の2つの常任委員会並びに特別委員会として人事委員会を設置することとしている【資料⑤～⑧】。

教授会は、学校教育法第93条及び組織規則第9条の規定により、学部の重要な事項を審議するため設置し、専任の教授、准教授、講師及び助教（学長及び特任教授を除く。）をもって組織している。原則として毎月1回開催しており、教育課程、授業その他教育一般に関する事項、学生の入学、卒業等に関する事項等を審議することとしているが、教育研究

評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、審議が行われる。また、専門の事項を調査審議又は実施するため、専門委員会として、教務委員会、FD委員会及び研究活動・総合政策学会委員会の3つの常任委員会並びに特別委員会として学部教員選考審査委員会を設置することとしている【資料⑨～⑪】。

経営委員会、教育研究評議会及び教授会の権限、審議事項等については前述のとおり明確に規定され、役割分担が図られている。なお、定款第9条の規定により、理事長は、経営委員会又は教育研究評議会の審議事項について決定しようとするときは、これらの審議を経なければならない。また、法人又は大学の意思決定は、公立大学法人島根県立大学事務決裁規程の規定により、理事長若しくは学長の決裁又は副理事長等若しくは副学長等の専決によってなされている【資料⑤、⑫】。

大学院北東アジア開発研究科には、組織規則第12条の規定により研究科の運営に関する重要な事項を審議するため、北東アジア開発研究科委員会を設置し、研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織している。さらに、大学院の運営に関する重要な方針について検討するため、大学院運営委員会を設置し、学長、副学長、研究科長等をもって構成している【資料⑨、⑬、⑭】。

北東アジア地域研究センターには、運営会議を設置し、センター長、副センター長、センター長補佐等をもって組織し、原則として毎月1回定例会議を開いている【資料⑮】。

また、組織規則第16条の規定により、学内運営にあたっての円滑な連絡調整を図るため、運営委員会を設置し、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生生活部長、北東アジア地域研究センター長、全学運営組織の長及び課室長以上の事務局職員をもって構成し、毎月1回定例会議を開いている【資料⑨、⑯】。

そのほか、管理運営方針に基づき、組織規則第6章の規定により、全学運営組織として、メディアセンター（大学の図書等及び語学情報機器管理等の学務を処理）、アドミッションセンター（学生募集及び入学者選抜に関する学務等を処理）、キャリアセンター（学生の進路指導、就職支援等に関する学務を処理）、FDセンター（教育の質の向上に関する学務を処理）、地域連携推進センター（大学と地域との連携等に関する学務を処理）、保健管理センター（教職員、学生の保健管理に関する学務を処理）を設置し、運営している【資料⑨】。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

○規程の整備

定款は、地方独立行政法人法第7条の規定により、島根県議会の議決を経て島根県により定められ、総務大臣の認可を受けており、同法第8条第1項各号に掲げる事項その他の事項を規定している。目的、名称、役員に関する事項（後述）等を規定しているほか、地方独立行政法人法第77条の規定により、経営委員会及び教育研究評議会の設置、審議事項等について規定している。

組織規則においては、学長等に関する事項（後述）のほか、学部及び研究科（第4条）、教授会の審議事項等（第9条）について規定し、また、学部の教育課程等に関する学務を処理する教務部（第10条）、大学院北東アジア開発研究科の教育課程等を審議する研究科委員会（第12条）、学生生活支援に関する学務を処理する学生生活部及び同部内において留学生支援に関する学務を処理する留学生センター（第13条）、附置研究所として北東ア

アジア地域研究センター（第14条）、附属施設としてメディアセンター及び交流センター（第15条）、学内運営にあたっての円滑な連絡調整を図るための運営委員会（第16条）並びに全学運営組織（第6章）の設置等について規定している。

公立大学法人島根県立大学経営委員会運営規程、公立大学法人島根県立大学教育研究評議会運営規程、島根県立大学教授会運営規程等においては、それぞれの運営等に関する事項について規定している。

このほか、各種組織の運営、職員の人事、給与及び服務、事務決裁等管理運営、財務会計、施設管理、教学、研究等について法人又は大学の規程として所要の規程を整備している【資料⑤、⑥、⑨、⑩、⑰】。

○役員等の権限と責任の明確化

役員の仕事及び権限については、地方独立行政法人法第13条に規定されているほか、定款において、理事長は、法人を代表し、その業務を総理すること、理事長が経営委員会又は教育研究評議会の審議事項について決定しようとするときは、これらの審議を経なければならないこと、副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理すること、理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理すること、監事は、法人の業務を監査すること等を規定している（第9条）。そのほか経営委員会は理事長が招集し、議長は理事長をもって充てること（第17条、第18条）、教育研究評議会は学長が招集し、議長は学長をもって充てること（第21条、第22条）を規定している。

組織規則においては、本学に学長を置き、学長は大学を代表し、学務を総括すること（第6条）、副学長を置き、副学長は学長を補佐し、学長に事故があるときはその職務を代理すること等（第7条）、総合政策学部及び大学院北東アジア開発研究科に学部長及び研究科長を置き、それぞれ学部及び研究科に関する学務を掌理すること（第8条、第11条）並びに教務部及び学生生活部に部長を、北東アジア地域研究センター等にセンター長を置き、それぞれに関する学務を掌理すること（第10条、第13条～第15条）を規定している。また、全学運営組織にそれぞれセンター長及び副センター長を置き、センター長はセンターに関する学務を掌理し、副センター長はセンター長を補佐するとともに、担当キャンパスのセンターに関する学務を掌理すること（第6章）を規定している。

島根県立大学教授会運営規程、島根県立大学大学院研究科委員会運営規程及び島根県立大学北東アジア地域研究センター組織運営規程において、教授会、研究科委員会及び運営会議の招集、議事運営及び議題の提出は、それぞれ学部長、研究科長及びセンター長が行うこと等について規定している。また、公立大学法人島根県立大学事務決裁規程において、理事長及び学長の決裁事項、副理事長等及び副学長等の専決事項について規定している（第3条～第5条）【資料⑤、⑨、⑩、⑬、⑮】。

○理事長等の任命、選考

理事長の任命については、地方独立行政法人法第71条第2項の規定により、法人の申出に基づいて島根県が行っている。法人の申出は、定款において、大学ごとに置かれる理事長選考会議の選考に基づき行うこととしており、経営委員会の委員の中から選出された者3人（学外の委員を含む。）及び教育研究評議会の委員の中から選出された者3人により会議が組織されることとしている（第10条、第11条）。また、選考については、公立大学法人島根県立大学理事長選考等に関する規則において、経営委員会及び教育研究評議会から

推薦された候補者のうちから理事長選考会議において行うこと（第7条）等所要の手続について規定している。なお、理事長は、学長となるものとし（地方独立行政法人法第71条第1項、定款第10条第2項）、また、法人成立後最初の理事長は、法人の申出に基づくことを要しないで知事が任命している（同法第72条第1項、定款附則第2項）。

副理事長及び理事は理事長が任命することとされ（地方独立行政法人法第14条第3項、定款第13条第1項）、監事は知事が任命することとされている（同法第14条第2項、定款第13条第2項）。

副学長の選考については、公立大学法人島根県立大学副学長選考規程により、学長の候補者推薦に基づいて理事長が行う（第3条）。学長は、教職員により副学長適任者として推薦された者から副学長候補者を理事長に推薦することとしている（第4条）。

学部長、研究科長、教務部長及び学生生活部長の選考については、公立大学法人島根県立大学役職者選考規程により、学長の候補者推薦に基づいて理事長が行うこととし、北東アジア地域研究センター長及び全学運営組織の長の選考については、理事長が行うこととしている（第3条）【資料⑤、⑱～⑳】。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学では、中期目標において、効率的・合理的な運営が可能な事務組織を構築し、大学の運営に関し、専門的な集団としてその機能を強化することとし、大学運営の専門能力を有する者などを対象に法人事務局職員の計画的な採用や養成を行うこととしている。また、中期計画において、事務組織については、具体的な職務を整理し、各部署に適正な人員配置を実施すること（No. 141）、3キャンパスの事務処理集中化などを通じて事務のスリム化を実施すること（No. 142）としている。

本学事務局は、こうした方針に基づき構成されている。組織規則において、事務局の構成について規定しており、法人事務局に事務局長及び事務局次長を置くこと、法人事務局は本学の事務局をもって充てること等を規定している（第29条）。本学の事務局については、事務局長及び事務局次長はそれぞれ法人の事務局長及び事務局次長をもって充てること、教育研究支援部及び5課3室を置くこととしている（第30条）。さらに、各課室については、総務課は法人及び本学の総務、人事、労務に関すること、企画財務課は法人及び本学の経営、企画、財務、会計に関することを所掌している。3キャンパスの職員に係る給与支給事務、財務会計事務を、この2課に集約することで法人としての事務機能の改善を図るとともに、他キャンパスから人員をシフトすることにより、人員配置の適正化を図っている。また、教育研究支援部に置かれている交流研究課は教育及び研究の支援に関すること、国際交流に関すること等、その内室の地域連携推進室は地域連携活動に関すること、図書情報課は図書館業務並びに図書館システム及び情報システムの管理運営に関すること、教務学生課は教務及び学生生活の支援に関すること等、アドミッション室は学生募集及び入試に関すること、キャリア支援室は進路就職に関することを所掌している（第31条）。

なお、業務内容の多様化に対しても柔軟に対応しており、地域連携推進室は、地域連携推進センターの地域連携業務の支援、大学全体の地域連携事業の推進調整を強化するため、平成21年度に新たに設置した【資料①、⑨、㉑、㉒】。

平成23年4月1日現在一般職員37人、常勤嘱託職員18人の計55人の事務職員がおり、設立団体である島根県からの派遣職員及び法人が採用した職員により構成されている。

県からの職員派遣は、県の人事で行われており、派遣期間は概ね3年程度である。

法人事務職員の採用は公立大学法人島根県立大学事務職員等選考規程により、法人一括で選考試験により公募採用しており、経験者も公募の対象としている(第2条)。また、公募で採用された「任期付職員」の「任期を定めない職員」への登用は法人の内部事務(教養試験・面接試験)として行われている。法人事務職員の昇任については、公立大学法人島根県立大学事務職員等選考規程により、職員が当該承認後の職に係る職務遂行の能力を有するかどうかの判定に基づき行うこととしている(第3条)。服務に関しては、公立大学法人島根県立大学職員就業規則及び公立大学法人島根県立大学職員服務規程に規定している【資料⑳～㉑】。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

法人事務職員については、県の勤務評定に準じて平成20年度から勤務評定を実施している。県派遣職員については、平成21年度まで県の勤務評定を実施してきたが、平成22年度に県が人事評価制度を本格的に施行したことに伴い勤務評定を廃止したため、法人において従来と同様の制度により勤務評定を実施している。

前回平成17年度に受けた認証評価においては、財団法人大学基準協会から、事務職員の能力開発を一層図る取組を制度化することが望ましい旨助言を受けた。また、中期計画では、職員の資質と教育現場に関わる者として意識の向上を図るため、適切な研修を実施することとしている(No.153)。

こうしたことを踏まえ、事務職員の資質向上と教育現場に関わる者としての意識向上を図るための各種研修を実施し、能力開発に努めている。全学横断的な課題に的確に対応できる能力・資質を有する事務職員の育成を図ることを目的として、新規採用職員を対象とした研修を年2回実施し、採用2年目研修として(財)大学セミナーハウス主催の研修に派遣しているほか、専門的な能力向上を図るため、外部主催研修に派遣している。

また、大学憲章の策定により、法人運営の指標が明確にされたことを踏まえ、大学の使命、目標の達成に向けて全学的な取り組みを進めるため、職員各自の能力開発のためのガイドラインとして、事務職員キャリアアップガイドを作成している【資料㉒、㉓】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

平成19年度の法人化により、業務運営の効率化はもちろんのこと、大学における教育研究活動を活性化させ地域や時代の新たな要請に応えるため、全学運営組織を設け(組織規則第6章)、事務局には、本学の教育理念と教育の特色を踏まえた入学者選抜ができるようアドミッション室を、学生一人ひとりの個性や適性にあった就職・キャリア支援ができるようキャリア支援室を設け、その結果として全国トップクラスの就職率を維持している。また、地域における実践を目指し、地元地域との連携活動に取り組むために、平成21年度に地域連携推進室を設けるなど、柔軟な組織改編により、大学の教育活動の支援にも効果を上げている(組織規則第30条)【資料⑨、㉔、㉕】。

法人事務職員の採用は、県の派遣職員を置き換えることを踏まえて中期計画に沿って計画的に進めている。法人事務職員は浜田、松江、出雲の3キャンパスのいずれへも異動・配置が可能で、キャンパス間の人事交流により多方面にわたる経験を積むことができる【資料⑩】。

②改善すべき事項

平成24年4月の看護学部設置に伴い、1大学（1学部）1短期大学（4学科）から1大学（2学部）1短期大学（3学科）となり、法人・大学運営体制を見直す必要がある。

開学から10年以上経過し、国際交流協定校の数が年々増える中で、質保証を伴った交換留学制度やダブルディグリー制度の構築等の課題も出てきている。こうしたことから、国際交流に関する方針を策定するとともにその推進体制を整備することが課題となっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

業務内容の多様化に対して、今後も必要に応じ柔軟な組織改編等を行い、大学の教育活動の支援に効果を上げていく。県派遣職員を、当面の間、組織マネジメント上必要な職に配置するとともに、年齢バランスを考慮して法人事務職員を適宜採用することとする。

②改善すべき事項

理事の経営責任を明確にし、合議制採用による多角的な視点からバランスのとれた法人・大学運営を実現するため、平成24年度から理事会を設置する。

平成24年4月1日付で「島根県立大学国際交流方針」を制定することとしたところであり、平成24年度から必要な体制整備を行う。

4. 根拠資料

- ① [1-A-06] 中期目標
- ② [1-A-07] 中期計画 (No. 129, 130)
- ③ [9-B-01] 理事連絡会議次第
- ④ [9-B-02] 法人改革検討委員会次第
- ⑤ [1-A-01] 定款
- ⑥ [9-B-03] 公立大学法人島根県立大学教育研究評議会運営規程
- ⑦ [9-B-04] 公立大学法人島根県立大学教育研究評議会専門委員会規程
- ⑧ [9-A-07] 役員・役職者一覧
- ⑨ [1-A-05] 組織規則
- ⑩ [3-A-02] 島根県立大学教授会運営規程
- ⑪ [3-A-03] 島根県立大学学部専門委員会規程
- ⑫ [9-B-05] 公立大学法人島根県立大学事務決裁規程
- ⑬ [3-A-05] 島根県立大学大学院研究科委員会運営規程
- ⑭ [3-A-07] 島根県立大学大学院運営委員会規程
- ⑮ [2-B-04] 島根県立大学北東アジア地域研究センター組織運営規程

- ⑯ [2-B-03] 島根県立大学運営委員会運営規程
- ⑰ [9-B-06] 公立大学法人島根県立大学経営委員会運営規程
- ⑱ [9-A-01] 公立大学法人島根県立大学理事長選考等に関する規則
- ⑲ [9-A-05] 公立大学法人島根県立大学副学長選考規程
- ⑳ [9-A-06] 公立大学法人島根県立大学役職者選考規程
- ㉑ [1-A-07] 中期計画 (No. 141, 142)
- ㉒ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22業務実績報告 (No. 109)
- ㉓ [9-B-07] 教職員数
- ㉔ [9-B-08] 公立大学法人島根県立大学事務職員等選考規程
- ㉕ [9-B-09] 公立大学法人島根県立大学職員就業規則
- ㉖ [9-B-10] 公立大学法人島根県立大学職員服務規程
- ㉗ [1-A-07] 中期計画 (No. 153)
- ㉘ [9-B-11] 事務職員キャリアアップガイド
- ㉙ [2-B-01] ホームページ<進路状況>
- ㉚ [1-A-07] 中期計画 (No. 151, 152)

財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

○中期目標、中期計画

平成19年4月1日からの法人化に際し、島根県は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、平成19年度から平成24年度までの期間に公立大学法人島根県立大学が達成すべき業務運営に関する中期目標を定めている。この中期目標を達成するため、公立大学法人島根県立大学は、同法第26条第1項の規定により、この期間中の予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等をその内容に含む中期計画を作成し知事の認可を受けている。さらに、同法第27条第1項の規定により、中期計画期間中の各事業年度においては、当該年度開始前に予算、収支計画、資金計画等を記載した年度計画をあらかじめ島根県に届け出ている。

中期計画期間中の予算において、収入に占める比率が最も高いのは、島根県から交付される運営費交付金及び特殊要因経費補助金であり、金額が12,230百万円、収入全体の65.2%（中期計画）となっている。この他、授業料及び入学金検定料等の自己収入、外部補助金収入、寄附金収入等で構成されている【資料①～③】。

○運営費交付金制度、特殊要因経費補助金制度

運営費交付金については、法人化時に島根県において算定ルールが定められ、運営費交付金＝「標準部分」（「標準経費」－「標準収入」）＋「法人経常経費分」＋「退職手当分」の算式により算定されている。

「標準経費」は、平成18年度当初予算歳出額に対して、法人の効率化の取り組みを前提として算定されている。「標準収入」は、収容定員等の客観的な指標等に基づき理論的な収入が設定されている。「法人経常経費分」は、法人化に伴い新たに発生する経費であり、法人の効率化の取り組みを前提として算定されている。「退職手当分」は、各事業年度における実支給額に基づき措置される。

なお、効率化係数の設定により毎年度運営費交付金が減額されており、平成21年度までは対前年度▲0.6%（影響額：約15百万円／年）、平成22年度以降は対前年度▲1.3%（影響額：約32百万円／年）となっている。

また、島根県において平成15年以降給与カットが実施されているが、本学においても運営費交付金の減額（影響額：約100百万円／年）を受け島根県に準じた給与カットを実施している。事業費及び人件費の減が本学教職員のモチベーションに影響を与えているおそれがあると考えられる。

特殊要因経費補助金は、大規模修繕、大規模システム整備に対する経費等に対して交付されるもので、島根県の財政状況を踏まえ、各年度の島根県の予算編成において決定されるものである【資料④～⑦】。

○旧 NEAR 財団寄附金

本学の教育研究を充実するため、財団法人北東アジア地域学術交流財団の解散に伴い事業財源を用途特定寄附金として受け入れ、趣旨に則した教育研究支援事業を実施している【資料④】。

○財務状況

法人化に伴い地方独立行政法人会計が適用され、毎年度財務諸表を公表している。いずれの数値も健全な財務運営状況を表している。特に、最も重要な指標とも言える当期総利益（損失）については、平成19年度から22年度までの累積で、479百万円の利益を計上している。そのうち477百万円については、教育、研究及び業務運営の充実のための目的積立金として、県の承認を得て積み立てている【資料⑧】。

○外部資金等

公立大学法人島根県立大学教育研究評議会専門委員会規程第2条第2項に規定する常任委員会として、教育研究評議会に外部資金対策委員会を設置し、競争的資金、外部資金の導入に関する事項を所掌している。外部資金対策委員会は、主に「大学教育改革支援プログラム（文部科学省GP）」の申請、採択に向けた調整・推進組織となっており、その成果もあって、島根県立大学では、平成21年度、平成22年度と2年連続の採択を受けている。

科学研究費補助金等外部資金の獲得推進のため、外部資金獲得に関する学長説明や科学研究費補助金採択経験のある教員が中心となった教員自身による自発的な研修会等を行っており、また、学長裁量経費の配分を通じて、学内競争的資金配分と外部資金獲得との連携をより重視した制度運用を行い、次年度外部資金申請を採択要件として学内公募を行うことにより、外部資金獲得意欲の向上を図った。さらにはポスター、メール等による申請促進の働きかけ、事務局職員による申請書のチェック等を行っている。この結果、採択件数は順調に推移している。

地域連携推進センター（地域連携推進室）を中心に、受託・共同研究の需要に対し、可能な限りこれに応えるよう努めており、件数、額ともに増加傾向にある。その他の外部資金についても、メールやポスターなどにより、教員等に情報を提供し、申請を促している【資料⑨、⑩】。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

○予算編成、予算執行

本法人の財務及び会計については、地方独立行政法人法等に定めるもののほか公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則の定めるところによることとし（第1条第2項）、本法人の予算は、年度計画に基づき編成することとしている（第7条）。予算の執行管理単位は法人本部及び大学の各キャンパスとし（第8条）、予算の執行管理単位に予算責任者を置き、法人本部及び浜田キャンパスにあつては事務局長を充てるとともに、予算責任者には、中期目標を達成するよう当該予算の適正な執行を義務付けている（第9条）。

本法人の予算の手続その他必要な事項については、法令及び諸規程に定めるもののほか、公立大学法人島根県立大学予算規程の定めるところによることとし（第1条第2項）、理事長は、年度計画予算の編成に当たって毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を作成することとしている。この予算編成方針は、経営委員会における審議の上決定し、各予算責任者に通知する（第3条）。予算責任者は、この予算編成方針に基づき年度計画の実施に必要な予算案を編成し、理事長に提出しなければならないこととし（第4条）、理事長は、予算案を調整し、年度計画予算を編成して（第5条）、年度開始前に経営委員会において審議の上決定し、予算責任者に通知することとしている

(第6条)。

このように、予算編成に当たっては、予め予算編成方針として、当該年度における重点的な取組みや留意事項を全学に提示するとともに、必要に応じてシーリングをかけて、経費の抑制及び新規に取り組む活動に関する経費の捻出に努めている。全学運営組織に係る経費については法人本部がとりまとめ全学的観点で積算し、必要に応じて大学全体の経費として要求する仕組みとなっている。予算編成においては、安定した財務運営を行うため、収入予算は手堅く見積もり、支出予算はその収入予算の範囲内で配分することとしており、内部留保についても適切な規模を確保することとしている。また、収入予算については対前年度マイナスが見込まれるため、そのマイナス分をどの支出予算群で吸収するか明確にするため、目的別区分ごとに「支出予算枠」を設定している。「教育研究及び業務運営充実積立金」については、積立金の残高に配慮しながら使途計画に合致した事業に充当することとしている。また、予算配分基準として、「法人本部」、「浜田キャンパス」、「松江キャンパス」及び「出雲キャンパス」の区分ごとに経費の種類に応じた予算枠を設定し、予算配分する仕組みにしている。

年度中途において緊急的な対応が必要となる業務が発生した際は、その実施経費を確保するため、必要に応じ補正予算を編成し、弾力的な対応を行っている。

また、財務業務の統一化及び効率化による予算執行業務支援のため、平成19年度の法人化以降、財務会計システムを導入している【資料⑤、⑥、⑪～⑭】。

○財務監査

地方独立行政法人法第34条第2項及び公立大学法人島根県立大学監事監査規程の規定により、法人の監事2名により、法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等を含めた包括的な監査が実施されている。

また、地方独立行政法人法第35条の規定により、財務諸表等及び決算報告書については、監事監査のほか、会計監査人の監査を受けることとなっており、島根県知事により選任された監査法人が会計業務の監査を行っている。監査法人からは決算期における財務諸表等の決算監査の他、期中における点検・指導を受け予算の適正執行に努めている。

このほか、公立大学法人島根県立大学内部監査実施要領の規定により、理事長が指名する法人職員による内部監査人監査を実施しており、適切な執行の確保とともに、執行体制の問題点の把握や大学運営の改善等に繋げている【資料⑮～⑱】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

○財務状況

効率化係数に基づく運営費交付金の減額が続く中で、毎年度総利益を確保しており、健全な財務運営を維持している。特に、利益の大半について将来の教育、研究等充実のための目的積立金として認められていることは評価できる【資料⑧】。

○外部資金等

大学教育改革支援プログラム（文部科学省GP）については、平成18年度以降毎年申請を続けている。なおかつ、平成22年度までの5年間で5件（平成18年度に1件、平成19年度には2件、平成21年度と平成22年度に1件ずつ）の採択を受けており、平成19年度

以降は常に2件以上のプログラムが進行している。これは、地方の小規模公立大学としては特筆すべき成果と言える。

また、科学研究費補助金についても、各種推進策が功を奏し平成23年度において大幅な採択件数の増加に結びついた。自治体等からの受託・共同研究についても、近年件数が増加しており、外部資金の獲得については全般を通じて大きな成果を上げているといえる【資料⑱、⑳】。

②改善すべき事項

効率化係数による運営費交付金削減が継続している状況においては、今後継続的に実施が必要となるプロジェクト等に関する予算をどのように確保するかが検討課題である。

外部資金の積極的な獲得等に伴い資金ごとに執行制度が異なるなど複雑化が進んできており執行する際に混乱するケースも散見されるため、支援体制充実を検討する必要がある。

監査については、各種監査に対応するための執行機関から独立した事務局組織がないため、執行機能と監査機能が十分に分離されていない【資料⑥、㉑】。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

自主的、自律的な組織・運営体制を確立するためには経営基盤の強化が必要であり、競争的資金や共同研究、受託研究などによる外部資金導入を引き続き積極的に推進するとともに、外部資金導入の支援体制を整備する。また、教育研究を発展的・改革的に充実・持続するための財源として、目的積立金を有効に活用する。

外部資金の積極的な獲得に資するため、研究費の執行に係る支援体制の充実を図るとともに、公的研究費等に関する不正防止計画に基づく内部監査等の体制を充実する。

大学教育改革支援プログラム（文部科学省 GP）については、補助金打ち切り後の後継事業について、法人の予算を圧迫することがないように費用対効果を見極めながら、効果のあるものは持続可能な形で継続・発展させるが、役割を終えたものは廃止・統合するなど、メリハリの利いた対応を行い、事業の成果が最大限発揮されるようにしていく。

②改善すべき事項

運営費交付金について、第2期中期計画（平成25年度～30年度）を見据え、重要な財務基盤であるという認識の下、島根県と調整を進める。特に、支出予算の6割を人件費が占めており、一律的な効率化には限界があることから、運営費交付金算定の見直しを含めた検討を県に求めていく。

今後とも、外部資金対策委員会、地域連携推進センター及び事務局を核とした取り組みによって、引き続き外部資金の導入推進を図っていく。

監事監査をはじめとする各種監査に対する支援体制の充実を図るとともに、法人内部の監査体制をより実効性のあるものとするための組織のあり方等について検討を進める。

4. 根拠資料

- ① [1-A-06] 中期目標
- ② [1-A-07] 中期計画（VI～X）

- ③ [1-A-08, 1-A-12, 1-A-16, 1-A-20, 1-A-23] H19～23 年度計画 (VI～X)
- ④ [1-A-07] 中期計画 (VI)
- ⑤ [9-B-12] H23 公立大学法人島根県立大学予算編成方針
- ⑥ [9-B-13] H24 公立大学法人島根県立大学予算編成方針
- ⑦ [9-B-14] 公立大学法人島根県立大学職員給与規程 (附則第9項)
- ⑧ [9-A-09, 9-A-16, 9-A-23, 9-A-30] H19～22 財務諸表
- ⑨ [9-B-04] 公立大学法人島根県立大学教育研究評議会専門委員会規程
- ⑩ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 93, 107, 108, 134, 156)
- ⑪ [9-B-15] 公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則
- ⑫ [9-B-16] 公立大学法人島根県立大学予算規程
- ⑬ [9-B-17] H23 当初予算の概要
- ⑭ [9-B-18] H23 補正予算の概要
- ⑮ [9-B-19] 公立大学法人島根県立大学監事監査規程
- ⑯ [9-A-13, 9-A-20, 9-A-27, 9-A-34] H19～22 監事の監査報告書
- ⑰ [9-A-12, 9-A-19, 9-A-26, 9-A-33] H19～22 会計監査人の監査報告書
- ⑱ [9-B-20] 公立大学法人島根県立大学内部監査実施要領
- ⑲ [9-B-21] ホームページ<浜田キャンパスG Pの取り組み>
- ⑳ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 107, 108)
- ㉑ [1-A-05] 組織規則

10. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学においては、平成 16 年度に前回の自己点検・評価を行い、平成 17 年度に財団法人大学基準協会の認証評価を受けた。その結果、大学基準に適合している旨の認定を受け、平成 18 年 4 月 1 日付けで同協会の正会員として加盟・登録が承認された。前回の自己点検・評価及び認証評価の経緯、自己点検・評価報告書、加盟判定審査結果並びに認証評価結果については、ホームページに公表している【資料①】。

中期計画においては、前回の自己点検・評価から 7 年目となる平成 23 年度に自己点検・評価を、平成 24 年度に認証評価を実施することとしており (No. 170, 171)、今回の自己点検・評価は、この計画に基づき、定期的なものとして実施するものである【資料②】。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施した各事業年度の業務実績については、当該事業年度終了後とりまとめの上自己評価を行い、業務の実績に関する報告書として島根県公立大学法人評価委員会 (以下「評価委員会」という。) による評価を受けている。各事業年度の業務の実績に関する報告書については、評価委員会の評価結果とともに、ホームページで公表している【資料③～⑥】。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定により公表するものとされている教育研究活動等の状況については、ホームページで一括して公表しているほか、必要に応じて在学生等に配布する学生便覧、受験生等に配布する大学案内等において公表している。さらに、地方独立行政法人法の規定により公表、公告等が義務づけられている法人の中期計画、財務諸表等、その他大学歌及びマスコットキャラクターの紹介、経営委員会及び教育研究評議会の議事要旨、オープンキャンパスの開催案内等のイベント情報、地域連携・国際交流その他法人又は大学に関係する情報等をホームページにより積極的に公表している。平成 23 年 6 月には、ホームページの全面リニューアルを行い、多言語対応、情報提供の利便性、操作性、管理機能の向上等を図った【資料⑥～⑬】。

さらに、業務の実績に対する評価委員会の評価において、情報発信により大学の魅力を積極的にアピールすることを求められたことを踏まえ、平成 21 年度から、学内外において幅広く行われている教育、研究、社会貢献等に関する情報を一元的に取りまとめ、様々なメディアを通してより効果的に PR ができるよう、毎月 1 回学長定例記者会見を実施している【資料⑭、⑮】。

情報公開請求等については、本法人は、県の機関と同様に、島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例に基づき実施機関と規定されており、情報公開請求及び個人情報の開示等については、これらの条例の規定に基づき処理を行っている。情報公開請求等の窓口としては、本学のほか、県庁に設置されている県政情報センター及び県内 7 地区の県の地方機関に設置されている県政情報コーナーもその役割を果たしており、広く情報公開請求等に対応できる体制を整えている【資料⑯、⑰】。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

○内部質保証の方針について

本学の理念・目的である大学憲章においては、その柱の5として大学運営についても定めており、「自律と協同、透明性が高く機能性に優れた」運営を行うこととし、「たえず自己検証と改善に努めながら、情報を積極的に公開し、社会や時代の変化に即応できる大学運営を行う。」と定めている。

こうしたことを踏まえ、内部質保証の方針として、中期目標においては、総合的な評価制度を構築することとし、中期計画においては、自己点検・評価、認証評価及び評価委員会による中期目標期間の業務の実績についての評価を実施するプロセスを確立すること（No. 166）、評価委員会の各事業年度の業務実績に対する評価を法人及び大学運営等の改善に活用すること（No. 167）、自己点検・評価を平成23年度に、認証評価を平成24年度に実施することとしている（No. 170, 171）【資料②、⑱～㉑】。

○自己点検・評価について

自己点検・評価については、学則第53条及び大学院学則第22条において、教育研究水準の向上を図り、設置の目的を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行うものとし、点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会を置くこと、点検・評価の結果を公表することを規定している。

自己点検・評価委員会の組織、所掌等については、島根県立大学自己点検・評価委員会規程において規定しており、その主な内容は以下のとおりである。

- ・自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、北東アジア地域研究センター長並びにメディアセンター長、アドミッションセンター長、キャリアセンター長、FDセンター長、地域連携推進センター長及び保健管理センター長（ただし、センター長を島根県立大学職員以外が務める場合には、副センター長）並びに事務局長を委員として構成し、委員長は、学長をもって充てる。
- ・委員会は、自己点検・評価の基本方針及び実施計画等の策定、自己点検・評価の実施、報告書の作成及び公表等について審議を行う。
- ・総合政策学部、北東アジア開発研究科、北東アジア地域研究センター及びメディアセンターその他の全学運営組織並びに事務局に実施委員会を置き、それぞれに係る自己点検・評価を実施する。

実施委員会がそれぞれ自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会においてとりまとめた自己点検・評価報告書については、定款第19条及び第23条の規定により行う経営委員会及び教育研究評議会の審議を経て認証評価機関に提出し、認証評価を受審する。

自己点検・評価を行い、明らかとなった課題については、自己点検・評価委員会、経営委員会及び教育研究評議会での審議を通じて、大学及び法人として自ら改革・改善につなげ、内部質保証システムを組織的に機能させている。また、経営委員会においては学外の有識者3人を委員に任命しているほか、地方独立行政法人法の規定により県が学外から任命した監事も審議にオブザーバーとして参加しており、学外からの意見聴取及び反映を行っている【資料㉒～㉓】。

○業務実績に関する評価について

地方独立行政法人法の規定により島根県が定めた中期目標に基づき、法人として平成19年度から6年間の中期計画を作成して県知事の認可を受け、さらに、毎年度、年度計画を

定め、県知事に届け出を行っている。中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施した各事業年度の業務実績については、自己評価を行い、経営委員会及び教育研究評議会の審議を経てとりまとめ、評価委員会に提出している。自己点検・評価と同様に、定款の規定による経営委員会及び教育研究評議会での審議を通じて、大学及び法人として自ら改革・改善につなげ、内部質保証システムを組織的に機能させており、また、経営委員会において学外からの意見聴取及び反映を行っている。

この業務実績については、学識経験者から島根県知事が任命した委員により組織される評価委員会の評価、すなわち学外の者による評価を受けることとなり、さらに、評価結果を受け、課題がある点については、法人として改善策をとりまとめ、同委員会に報告するとともに、改善の取組を以後の年度計画の策定、業務運営等に反映している。毎年度この評価、改善の取組を行うことで、質保証システムを恒常的、組織的に機能させている【資料④、⑤、⑭、⑮】。

○構成員のコンプライアンスについて

職員の資質向上と教育現場に関わる者としての意識向上を図るために毎年度当初に開催している新規採用職員研修等において、コンプライアンス意識の徹底を図っている。教員に対しては、研究費に係る倫理規程についても説明会で周知している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

自己点検・評価及び毎年度の業務実績に関する評価並びにこれらによる内部質保証については、(2)で述べたようにシステムを適切に機能させている。前回平成17年度に受けた認証評価においては、財団法人大学基準協会から、事務職員の能力開発を一層図る取組を制度化することが望ましい旨助言を受けた。この助言により、改善の取組として、職員の資質向上と教育現場に関わる者としての意識向上を図るための各種研修を実施し、事務職員の能力開発に努めている。平成22年度に、改善報告書を大学基準協会に提出したところ、平成23年3月の同協会からの改善報告書の検討結果通知で、助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが認められた。

また、学外者の意見の業務運営への反映としては、(2)において述べたもののほかに、中期目標においてステークホルダーの評価を受けることとし、中期計画においては、学生、保護者及び県民等からの意見や評価を集約し、法人及び大学運営等に反映させること、卒業生を対象としたアンケート調査を実施することとしている(No. 168, 169)。これを受けて、学友会等の学生団体及び大学を支える会等の地域の団体との意見交換、保護者進路懇談会における保護者と教員との意見交換及び大学に対する要望の聴取並びに卒業生に対するアンケートを行い、これらで得られた意見は、可能な部分から大学運営に反映している。平成22年度には、県が設けているしまねwebモニター制度を活用し、県のホームページで大学の取組に係る県民へのアンケートを行ったが、寄せられた意見を参考に(1)で述べたホームページのリニューアルを行うなど、業務運営に反映している。そのほか、公開講座を始め各種イベントに参加してもらおうキャンパスサポーター制度を設けており、公開講座等に対する要望を聞く場として、公開講座担当教員との意見交換会を実施している【資料⑱、⑳～㉑】。

研究成果については、中期目標においては原則としてすべて公表することとし、中期計

画においては教員ごとに研究内容、研究成果をまとめてホームページに掲載することとしている（No.95）。これを受けて、本学ホームページの教員紹介のほか、Read、機関リポジトリ、教員個人評価に係る活動実績等、教員の教育研究業績について一元的な入力・管理と各機関へのデータ連携を可能とする教育研究業績データベースを導入し、併せてホームページのリニューアルを行い、広く情報発信している【資料⑱、⑳～㉒】。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

自己点検・評価及び認証評価、業務実績に関する自己評価及び評価委員会の評価等を受けて、不断の改革改善を行う体制を確立しており、内部質保証システムを恒常的かつ適切に機能させている。その結果、改革改善を行った事例としては、以下の事柄があげられる【資料⑭、⑮、㉑、㉓】。

- ・前回の認証評価での助言を受け、職員の資質向上と教育現場に関わる者としての意識向上を図るための各種研修を実施し、事務職員の能力開発に努めていること。
- ・評価委員会からの、研究業績をホームページ等で積極的に公表すべきとの評価を受け、教育研究業績データベースの導入を行い、教育研究業績の容易な管理が可能となったことにより、ホームページ等での公表の一層の推進を図ったこと。併せて、ホームページの全面リニューアルを行い、ホームページの多言語対応、情報提供の利便性、操作性、管理機能の向上等を図ったこと。
- ・評価委員会からの、大学の魅力を積極的にアピールすべきとの評価を受け、毎月1回の学長定例記者会見を開始し、教育、研究、社会貢献等に関する情報の効果的なPRを定期的、継続的に行っていること。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

自己点検・評価及び認証評価、業務実績に関する自己評価及び評価委員会の評価等を受けた改革改善を引き続き実施し、内部質保証システムの一層の充実を図る。

4. 根拠資料

- ① [10-B-01] ホームページ<点検・評価>
- ② [1-A-07] 中期計画（No.170,171）
- ③ [1-A-09,1-A-13,1-A-17,1-A-21] H19～22 業務実績報告
- ④ [1-A-10,1-A-14,1-A-18,1-A-22] H19～22 業務実績に関する評価結果
- ⑤ [1-A-11,1-A-15,1-A-19] H19～21 業務実績に関する評価を受けての改善策
- ⑥ [1-B-08] ホームページ<公開情報>
- ⑦ [10-B-02] ホームページ<教育情報の公表>
- ⑧ [1-B-06] ホームページ<大学歌>
- ⑨ [1-B-07] ホームページ<マスコット>
- ⑩ [10-B-03] ホームページ<トップページ>
- ⑪ [1-A-25] 学生便覧

- ⑫ [1-A-24] 2011 大学案内
- ⑬ [1-A-26] 2011 大学院案内
- ⑭ [1-A-15] H20 業務実績に関する評価を受けての改善策
- ⑮ [1-A-17, 1-A-21] H21, 22 業務実績報告 (No. 174)
- ⑯ [10-B-04] 島根県情報公開条例
- ⑰ [10-B-05] 島根県個人情報保護条例
- ⑱ [1-A-02] 大学憲章
- ⑲ [1-A-06] 中期目標
- ⑳ [1-A-07] 中期計画 (No. 166, 167)
- ㉑ [1-A-03] 学則 (第 53 条)
- ㉒ [1-A-04] 大学院学則 (第 22 条)
- ㉓ [10-A-01] 島根県立大学自己点検・評価委員会規程
- ㉔ [1-A-01] 定款 (第 19 条、第 23 条)
- ㉕ [9-A-07] 役員・役職者一覧
- ㉖ [1-A-07] 中期計画 (No. 168, 169)
- ㉗ [1-A-09, 1-A-13, 1-A-17, 1-A-21] H19～22 業務実績報告 (No. 168, 169)
- ㉘ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 176)
- ㉙ [8-B-02] ホームページ<浜田キャンパスサポーター>
- ㉚ [1-A-07] 中期計画 (No. 95)
- ㉛ [1-A-21] H22 業務実績報告 (No. 95)
- ㉜ [10-B-06] ホームページ<教員一覧>
- ㉝ [1-A-19] H21 業務実績に関する評価を受けての改善策

終章

1. これまでの経過

平成2年1月、澄田知事（当時）は、「島根県高等教育機関整備推進懇話会」から、「既存の高等教育機関の整備を図るとともに、新たに、公立大学もしくは短大を作る必要がある」との提言を受け、「本県西部振興策の柱は、公立短大の設置である」との意向表明を行った。短期大学の基本的性格は、1)国際的な視野と幅広い教養・語学力を備えた人材の育成、2)環日本海地域の交流に対応した教育内容、3)地域に開かれた大学、4)地域文化振興拠点、として構想され、平成5年4月、国際短期大学が発足した。

一方、同年12月、島根県長期計画プロジェクトに、「県立短期大学の学科再編、4年制移行等、高等教育機関の一層の拡大と質的な面での充実を図る」ことが明記され、県立国際短期大学を環日本海地域との学術・文化交流の拠点として、教育研究機能を充実強化することとされた。その一環として、「北東アジア地域研究センター（NEARセンター）」の設置が構想され、「北東アジア学」の構築を目指すこととなった。その後、県勢の均衡ある発展等を総合的に検討した結果、県立大学は、「国際短期大学」を母体としつつ、環日本海地域の知的交流拠点としての性格を併せ持つ大学として整備する」ことが確認され、平成12年（2000年）4月、「北東アジア地域研究センター」を附置する島根県立大学が、「諸科学総合と社会における実践」という建学理念を掲げて開学した。

その後、少子化・高齢化の進行やITC技術の発達、グローバル化による国際競争激化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成19年（2007年）4月、県立3大学を法人化に合わせて経営統合することになった。経営統合と法人化により、効率的で透明性の高い大学運営を確保し、トップマネジメントによる意思決定の迅速化や民間的発想の経営手法を導入して、自主的・自律的な大学運営を目指した。

島根県立大学は、大学の経営統合、法人化という全く新しい大学制度に対応する「大学理念」として、平成22年（2010年）4月、「島根県立大学憲章」を制定した。

「大学憲章」の「基本理念」は、県立大学の建学理念を継承し、“「純理の学」から「実践の学」にわたる諸科学の統合」とした。純粋科学研究のみならず、その成果を社会で実践する応用科学をも重視し、それらを統合する学問研究に心掛けるというものである。さらに、「基本理念」に基づいて大学の目指す方向として、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」及び「北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与する大学」を掲げた。

具体的な憲章項目として、“市民的教養を高め、主体的に学び、実践する人材を養成“や“北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点の構築”を明確にしている。このように、県立大学及び公立大学法人島根県立大学は、国際短期大学の創立理念を継承しつつ、「諸科学の統合」という4年制の総合大学に相応しい新たな大学理念を「島根県立大学憲章」として確立した。

2. 到達点と成果

公立大学法人島根県立大学は、大学統合と法人化という大きな制度改革を経て、現在、5年目に入っている。これまで、法人としての「中期目標・中期計画」に沿い、「島根県立

大学憲章」の理念実現に向けて、教育、研究、社会貢献の各分野で、大学の全構成員が真摯な努力を重ねてきた。その結果、注目すべき数多くの成果が得られている。

年々採択件数が削減される厳しい条件下にもかかわらず、文部科学省が優れた教育プログラムとして認定するG P (Good Practice)に、平成 19～22 年の間に 4 件の新規事業が採択され、現在、そのうち 2 件が継続実施中である。採択された教育プログラムは、英語教育、キャリア教育、情報教育と広範な教育分野にわたっており、本学の教育プログラムの水準が全体として高いことを示しているものであると考えている。

本学は開学以来新生から一貫したキャリア教育を実施するとともに、小規模校の特性を生かし、学生一人一人に目配りするきめ細かな就職支援を実施している。その中心となっているキャリアセンター及びキャリア支援室には専任教員を配置し、キャリア支援体制を充実している。その結果、平成 19、20 年度には 99.5%の就職率を達成している。その後、就職環境は「超氷河期」と言われるほどの厳しさが続いている中で、本学では、92～98%の就職率を実現し、公立大学の中で常にトップレベルを維持している。学生の就職先も、金融、証券、保険、製薬、運輸、流通と多様性に富んでおり、しかも、上場企業も数多く含まれている。加えて、公務分野への就職も近年増加しつつある。

このような高い就職実績も反映し、平成 23 年度入学志願者は総合倍率で約 5 倍、一般選抜前期 6.5 倍、後期 21.9 倍となっており、大学全入時代を迎えた現在においても高い志願倍率を実現している。このことは、本学に対する社会的評価が総体的に高いことの証であると考えている。

本学は前身である「島根県立国際大短期大学」の時代から、環日本海の国際交流を重視しており、県立大学となり、さらに公立大学法人島根県立大学となっても、伝統として継承されている。本学の「大学憲章」に示されているように、「北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育拠点を構築する」という目標に沿って、「北東アジア学」の構築を中心テーマとして、定期的に日中韓合同国際シンポジウムを開催している。さらに、中国の北京大学、復旦大学とは学術交流協定に基づき、個別に合同国際シンポジウムを開催している。開催地も日本と中国で交互に担当し、現在も継続実施している。これらの合同国際シンポジウムの成果は専門学術書として出版している。その他、個別的な研究課題について、日中韓の研究者の参加を得て、定期的に国際ワークショップを開催している。

国際学術交流を推進する観点から、本学は中国、韓国、アメリカ、ロシア及びモンゴルの大学、研究機関と国際交流協定を締結している。国際交流の輪をさらに広げるため、昨年は「ロシア海洋国立大学」と、本年は韓国「啓明大学校」と交流協定を締結し、学術交流、学生交流を進めている。さらに、北京大学国際関係学院とは、昨年、交流協定を更新した。これらの協定を含め、本学は、現在、海外の 15 大学、研究機関と交流協定を締結している。

学生の国際交流として本学が重視しているのは「異文化理解研修」である。アメリカ、韓国、中国、ロシアを対象として、夏季休暇期間中の約 1 カ月間を海外の大学で過ごし、語学研修やホームステイによる異文化体験を行う研修である。この研修には本学の独自予算で財政支援を行い、学生の経済負担を軽減している。さらに、本年度から、本研修が「日本学生支援機構」による「留学生交流支援事業」の対象事業に選定され、学生の経済負担が一層軽減された。加えて、ロシア海洋国立大学からは、「平岡都さん記念日露友好奨学金」

が、本学の研修学生1名に支給されることになった。これらの結果、「異文化理解研修」への参加学生は、合計約110名に達し、学生の入学定員の約半数に及んでいる。今後、これをさらに拡大し、全ての学生が4年間の在学期間中に一度は海外研修の機会が得られるようにしたいと考えている。

日本政府の内閣府が実施している「内閣府青年海外派遣事業」は、次代を担うにふさわしい青少年を育成するため、全国から日本の青年代表を選考して海外に派遣するものである。参加総数は270名であり、審査も厳しいことで知られているが、本年度、本学から、5名の学生が合格し、中国、韓国、ラオス、ドミニカの4カ国に派遣され、いわば、若き日本の外交官として派遣先国の青年と交流を深めてきた。本派遣事業に、小規模地方公立大学から、5名もの合格者が出ることは極めて稀なことであるとされており、注目すべき事実であると考えている。

本学が申請した「学修と就業の一貫性を構築するキャリア教育」プログラムが、文部科学省GP「大学生の就業力育成支援事業」に採択され、現在、実施中である。その中で、1年生を対象に「フレッシュマン・スキル・セミナー」(FSS)と「フレッシュマン・フィールド・セミナー」(FFS)を実施している。特に、FFSは、地域の各種職域の現場に入り、実際の体験を通して、課題を発見し、解決策を考究することを目的としている。この取り組みを通して、入学当初から学生の就業意識を醸成したいと考えている。また、1～3年生を対象に、海外企業研修としてインドへ15名、韓国へ10名派遣したところだが、本学の海外企業研修プログラムは、「留学生交流支援事業」の対象プログラムにも選定され、学生が参加しやすい条件が整えられている。何れも、体験を通して学生の就業意識を強化し、大学における修学へのモチベーションを高めることを期待している。

「大学憲章」に明記しているように、本学は地域との連携を、とりわけ重視している。その手立てとして、「地域連携推進センター」及び「地域連携推進室」を設置し、専任職員を配置して体制を充実している。昨年は、本学開学10周年を記念する事業の一環として、記念シンポジウム「大学の使命と地域との協働」を開催し、地域の関係者のご参加を得て、改めて本学における地域連携の重要性を明らかにするとともに、今後、なお一層、重視して取り組むことを確認した。

「地域連携推進センター」及び「地域連携推進室」が推進役となり、これまで、数多くの地域との共同事業が展開されてきた。棚田ワークショップの開催、JR三江線活性化調査研究事業、地域における研究会の一つである「津和野の西周」から「アジアの西周」へ(平成22年度西周研究会：於津和野)の開催、NEARセンター市民研究員制度の実施、浜田市と県立大学の共同研究(「地域活性化サイト」の構築、「学園と歴史のまち・浜田」づくりのための調査研究)等は、その一例である。さらに、公開講座の開設、地域振興に関する提言を含む優秀卒業研究論文の表彰、発表会の開催、模擬授業体験、ゼミ体験、イングリッシュワークショップⅡ体験等を含む高大連携の取り組み(浜田高校、江津高校一英語科19名参加)、大学生による中学校学習支援事業等も地域連携活動の重要な要素である。

また、本学における地域との連携活動は、学生によるボランティア活動が大きな比重を占めている。地域でのボランティア活動を通じて、地域の人々と交流し、地域の実情に直接接する機会を持つことは、学生にとって社会の実情を認識する貴重な機会となっている。そのため、本学では、学生のボランティア活動を支援する一環として、「キャンパススマイル

ージ事業」を創設した。この制度は、学生がボランティア活動を行った際に、地域連携推進室に活動報告を行い、活動参加をポイントとして記録していくものである。インセンティブとして、獲得したポイントには抽選により景品を出す運用も行っている。その結果、多彩な学生ボランティア活動が展開され、地域の皆さんからも評価して頂いている。

昨年、3月11日に発生した「東日本大震災」に際し、学友会を中心に本学の学生から災害ボランティア活動に取り組みたいという強い要望が出され、大学として、この自主的な学生の取組を支援することとした。「島根県社会福祉協議会」からの全面的な支援を得て、被災地から路線距離で1600kmも離れている本学から、合わせて、延べ110名に上る学生が災害ボランティアとして被災地に赴いた。学生は被災の悲惨さを直接体感し、また、被災者との交流を通じて、未曾有の地震、津波、そして、原子力発電所の事故という被災の重大性に関する認識を深めている。そして、被災者の生活再建、被災地の復興に向けて、自分に何が出来るか、何をしなければならないかを真剣に考えるようになっている。災害ボランティア活動を通じ、学生の社会を見る目が大きく変わり、自分と社会のかかわりを強く意識するようになっていることを実感する。災害ボランティア活動は被災者の支援が第一義であることは言うまでもないが、ボランティアに参加した学生にとっては、教育的な意味合いも、それに劣らないほどに重要であると考えられる。大学にとっても、学生のボランティア活動を支援する意義は極めて大きい。

3. 今後の展望

本学の歴史を振り返り、現在の到達点を概観したが、地方自治体が設置団体となっている「県立大学」としての基本的性格から地域と密着し、置かれた地理的条件から環日本海の国際交流に力点を置き、世界的視野を持って社会に貢献する人材を養成するという本学の目的は、今後も、追及していくべきものと考えている。端的に言えば、本学の理念を明示した「島根県立大学憲章」の理念の実現に向けて、全ての力を集中していくことである。大学憲章のキーワードは、地域、国際、そして人材養成であると考えている。「大学憲章」の理念に沿って、これまでの成果と到達点をさらに伸ばしていくことが基本になると思う。今後とも、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」、「北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与する大学」の実現に向けて、努力していかなければならない。

平成24年4月、現在3年制の短期大学部看護学科が4年制に拡充整備され、新たに看護学部が発足する。これによって、島根県立大学は総合政策学部、看護学部、大学院北東アジア開発研究科、大学附置北東アジア地域研究センターからなる総合大学となる。

島根県は県土の85%が中山間地域であり、しかも、少子化、高齢化が急速に進行し、過疎化が進み、地域社会の維持が難しい限界集落も増加している。そのような社会状況の中で、強く求められているのは、地域の医療体制の整備である。昨今の医師不足、看護師不足は、とりわけ本県では顕著である。看護学部の設置によって、本学は過疎化、高齢化が進む地域の複雑な医療ニーズに応えられる高度専門職としての看護師、保健師、助産師を養成することを通じて、地域に貢献していきたいと考えている。

本学のストロングポイントの一つが、高い就職実績にあることは間違いない。今後とも、新入生からの一貫したキャリア教育を通じ、また、きめ細かな就職支援を行うことによつ

て、有為な人材を社会に送り届けたいと考えている。これまでも、「キャリアセンター」、「キャリア支援室」の体制を充実し、大きな成果を上げてきたと自負している。しかし、今後、益々深まる経済不況下で、就職環境はより一層厳しさを増すものと考えられる。このような状況下で、これまで以上の就職実績を実現するには、教員と職員が一体となった取組がなお一層欠かせないと考えている。「教職協働」の重要性は、何も、キャリア教育、キャリア支援に限ったことではないが、特に、この分野では重要度が高いと考えている。

環日本海交流に関する北東アジア地域研究は、前身である「島根県立国際短期大学」時代からの伝統であり、「県立大学」の創立、さらに、「北東アジア地域研究センター」の設置、旧「北東アジア地域学術交流財団」の設置に見られるように、研究体制も整備されてきた。本学発足当初から課題となっている「北東アジア学」の確立は、引き続き、最重要課題であり、活発な国際共同研究等の成果も踏まえ、歴史の検証に耐えられるような学問体系の確立を本学が中心となって実現したいと願っている。また、これまでの研究蓄積を考慮すれば、その展望も明るいものと考えている。

本学のもう一つの柱は、地域連携活動の推進である。地域との共同研究等教員が研究者として地域連携を推進するのみならず、学生の若い感性が地域に出て、直接地域の皆さんと交流することを通じて、調査研究活動、ボランティア活動、提言活動、あるいはアルバイトを行い、地域連携を実質的に支えて欲しいと願っている。幸い、学生を含む本学の全ての構成員による地域連携活動への取組は、既に、伝統となっており、今後ともなお一層推進していきたいと考えている。

これからの世界を考えれば、若い学生諸君が国内だけに限定されて一生を送ることはあり得ないと思われる。本学が世界的な視野を持って社会貢献を考えることができる人材の養成を目指す所以もそこにある。北東アジア地域からの留学生の積極的な受け入れや本学学生の海外への派遣を促進するとともに、全ての学生が4年間の在学期間中に、一度は海外体験ができるような状況を実現したいと考えている。本学は、太古からの日本海交易の拠点であった山陰に位置しており、学生の日常的生活を通じて、環日本海地域との国際交流が双方向的に実現できるよう一層努力していく。

最後に、本学では、平成21年、本学学生がこの地域で起こった凶悪な犯罪に巻き込まれ、19歳という若さで命を絶たれるという悲惨な事件があった。本学に受け入れた学生の生命の安全を確保することは、大学に課された最小限の責務である。学生の安全確保は、一人大学だけで実現できることではないが、自治体や地域社会との密接な連携によって、有効な安全対策を講じていく決意である。さらに、各人の安全意識の向上も、犯罪抑止にとって極めて重要である。これらの点を総合的に勘案し、大学としての安全安心確保体制の充実に努めなければならないと考えている。